

- (14) 櫻井秀博士「蔽髮釵子位驗考」(考古界第七篇第八號) 明治四十二年
- (15) 櫻井博士論文(前出)所引『中務内侍日記』弘安十一年三月十五日の條に「御即位の行幸のぎしき(中略)珍しくおもしろし(中略)恩從の命婦(中略)つねの衣の上にかいふの唐衣かうけちの裳ひらひたなり」とある。
- (16) 櫻井博士は高著『日本服飾史』に、「額」の形態が退化固定して略式となり、「ひらひたひ」なる名稱が用ひられ始めたと説かれてゐる。

(17) 『西宮記』皇太子元服の條上書に、「應和三年御記云本朝太子加元服之時、着幘雖無所見、於(檢)唐禮、太子加冠之儀着幘、又承平天皇加元服之時、已用之、合理變了、不加幘者頗無威儀、乃依唐禮定着之」とある。即ち朱雀天皇御元服の式に於いて新に唐禮によつて制定されたものであり、童子の風である雙童髻を改めて既に一髻に理髮し、しかも冠なきは威儀を缺くとして、この空頂黒幘を召されたのらしい。

(18) 『枕草子』十二に見ぐるしき物の中に「法師陰陽師のかみからぶりしてはらへしたる」とあり、『宇治拾遺物語』十二に、「内記上人寂心といふ人ありけり云々法師陰陽師紙冠をきてはらへするを見つけて」云々などある。

(19) 『夫木和歌集』西行法師の歌に「しのためてすぐる弓いるとのわらは、ひたひえぼしのほしげなる哉」とある。

(20) 『和訓采』「今死者に三角の紙をあつるも待えぼしの表示也よつて元祿の頃までは葬を送る者皆此三角の紙をあて死者には三角の内に匁を書きて分つといへり、近江高島のあたりには土えぼし也とす。佛家にては寶冠といふ」

(21) 新に發見せられた輯安縣古墳壁畫については、池内宏・梅原末治兩博士共著『通溝卷下滿洲國通化省輯安縣高句麗壁畫墳』日滿文化協會發刊(昭和十五年七月)が詳調を悉してゐるが、之は豪華限定版で一般向きでない。自分は専ら滿日文化協會刊『滿洲國安東省輯安縣高句麗遺跡』昭和十一年及び池内・梅原兩博士『滿洲國通化省輯安縣に於ける高句麗の壁畫墳』(考古學雜誌第三十卷第五號)昭和十五年にによつた。

- (22) 關野博士等『高句麗時代遺蹟圖版』(古蹟調査特別報告第七冊)
- (23) 關野博士等『朝鮮古蹟圖譜』第二冊及び關野博士「滿洲輯安縣及び平壤附近に於ける高句麗の遺蹟」(考古學雜誌第五卷第三・四號)大正三年
- (24) 朝鮮總督府發刊の發掘報告にそれべく記載されてゐるが、これが通説として、濱田博士「新羅の寶冠」(寶雲第二冊)昭和七年を讀むべきである。
- (25) 瑞寶出土の冠については、濱田博士論文(前出)によつた。
- (26) 漢六朝代の天冠については、原田博士「漢六朝の服飾」に據つた。
- (27) A. Salmony; Chinesische Plastik, Berlin 1925 より採る。O. Siret 採集品。なほ同書に巴里蘆氏所藏に同様式のものをあげてゐる。
- (28) Strzygowski; Altiran und Völkerwanderung, Leipzig, 1917 に紹介されてゐる。
- (29) ハーナル博物館藏 L'art Greco-Boudhique du Gandara, Par S. Foucher, 1918.
- (30) Grinwodel Gibson and Burgess; Buddhist Art in India, London, 1901.
- (31) 高橋先生の埴輪服飾論は數度公にされて居り、その都度この三角巾式のものに言及してゐる。
- (32) 高橋博士「越前國吉田郡石船山の古墳及び發見遺物」(考古界第七篇第八號)明治四十二年
- (33) 濱田博士「新羅の寶冠」(寶雲第二冊)昭和七年、後に同博士「考古學研究」昭和十四年に收載
- 追記 佛像天冠については、小林剛君の好意を受けた。深謝の意を表す。

上古時代の帽に就て

一

『魏志』倭人傳に倭人は「露紺、木縄を以て頭を招く」と記してゐる。木縄を以て頭を招く以上、紺を露はにするとあるの義を解し難い。しかもこの倭人傳の記事が、九州一角の地域に於ける風俗に止まらず、尠くも大和文化の中心地域たる畿内地方のものを含めての謂であるか否かを直ちに決することは出来ない。

隨つて被帽の風の起源がいつにあるかを定めるに術がないが、後項述ぶるが如くんば、その淵源するところは相當古く、或は彌生式文化の時代に遡ることが出来るかも知れない。埴輪人物像の現はれた古墳文化中期末以降の風俗は、埴輪人物像着用のものによつてその制の大要を知り得べく、これによれば被帽の風は男子にのみ限られたものの如く、女子は所謂紺を露はにしたものかも知れない。併し埴輪人物像は葬送の人々といふ特殊の意義をもつものであり、殊に女子像は喪祭を掌るものとすれば、埴輪人物像によつて、上古時代の風俗の縮圖とするは不可能であり、殊に女子が日常生活に於ける風俗を、この埴輪人物像の表現に求めるのは無理である。隨つて

よしや埴輪女子像に笠・帽を被るものを見られないとしても、上代の女子にその風なしとすることは出来ない。中世の例を以てすれば、被帽のことは無いとしても、笠を用ひたことが無いとは言へない。しかば女子に於ける被帽の風の有無を断じ得る直接の資料の無い今日、これを論するのは暫く後日の機會に譲り、今は埴輪人物像着用のものについて男子の帽のみを論することとする。

今、埴輪人物像着用のものによつて上古時代の被物を見るに、頭を巻く鬘即ち幘、これに立舉裝飾を施した被物即ち天冠又は寶冠、笠及び帽系統の四種に分けることが出来る。今、前二者の系統のものは別の機會に譲り、ここでは専ら帽系統の被物を論じ、笠については埴輪人物像着用のものを便宜附載する。

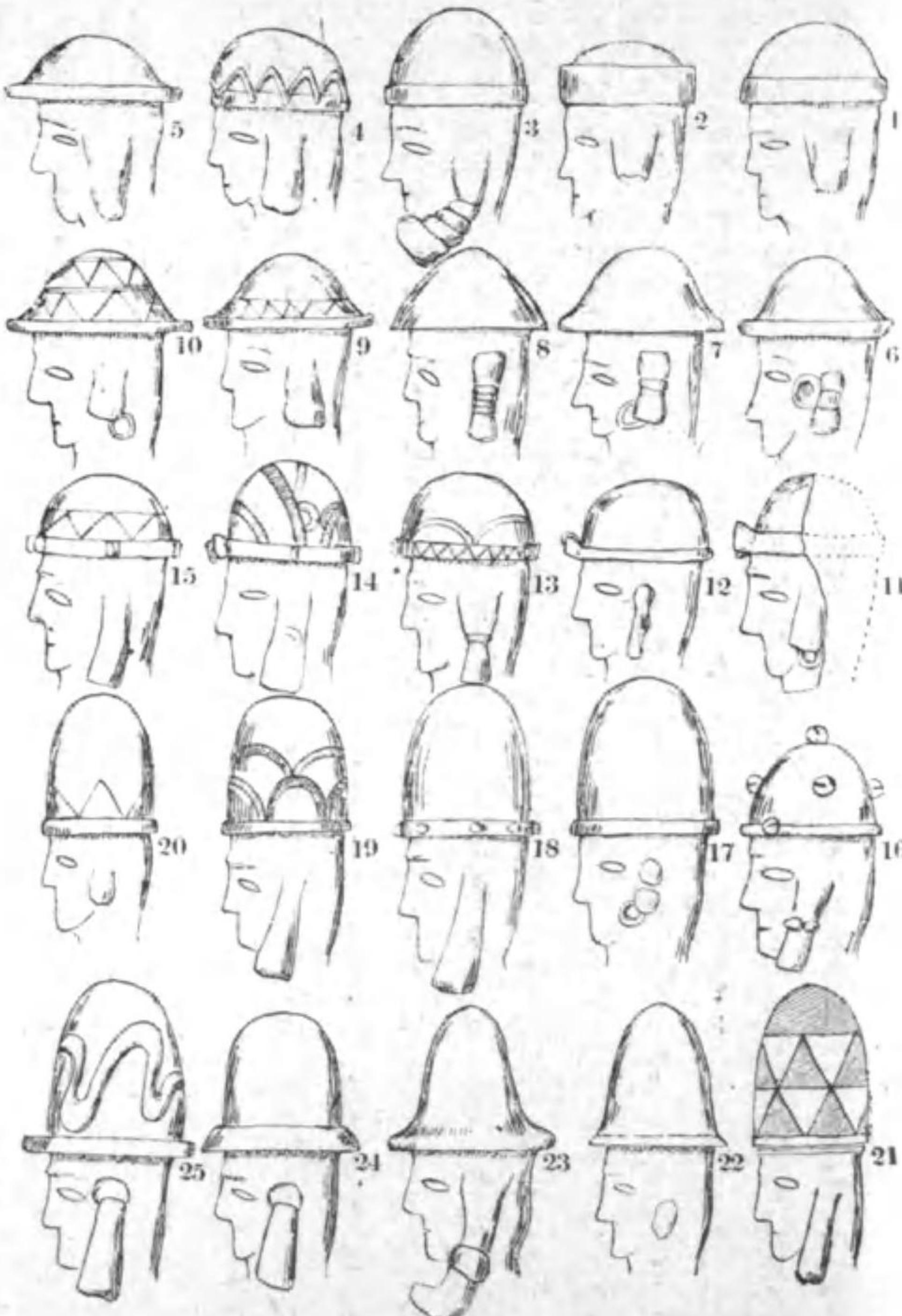
上古時代の帽に關する先輩の考説の公にせられたものは極めて乏しい。江戸時代の服飾史家は、上古の冠帽知り難しとして、推古朝の制に筆を起すを常としてゐる。明治に入り、黒川眞頼博士⁽³⁾が、埴輪男子像より三例（上野國佐波郡采女村大字瀬名・武藏國比企郡大谷村及び武藏國北埼玉郡上中條村出土）を圖示して、美豆良を結び冠帽を着たものと説き、かつ頭髪を兩分して美豆良に結べば、頭上は自然に圓き形をするであらう。故に最初は冠帽を圓き形につくつたのであると説かれてゐる。

高橋博士⁽⁴⁾は、始めて冠と帽・笠等を分けて説かれ、帽には大別して2種あり、1は今のソフトハットに似た形のものとして、余の聚成圖6を代表的のものとし、2は紙袋を被つたが如きもの、後世の鳥帽子の左右を前後にしたが如きものとして、聚成圖64の類を代表的形式とされてゐる。併しその出自及び後世の帽との關係に言及されてゐない。

高橋博士逝去後、人物埴輪の出土は著しく多く、随つて帽の形式も更に數種を新に加へ得るものがあり、かつ新資料によつて之等先輩の考説に是正を加へる必要の生じたものもある。

二

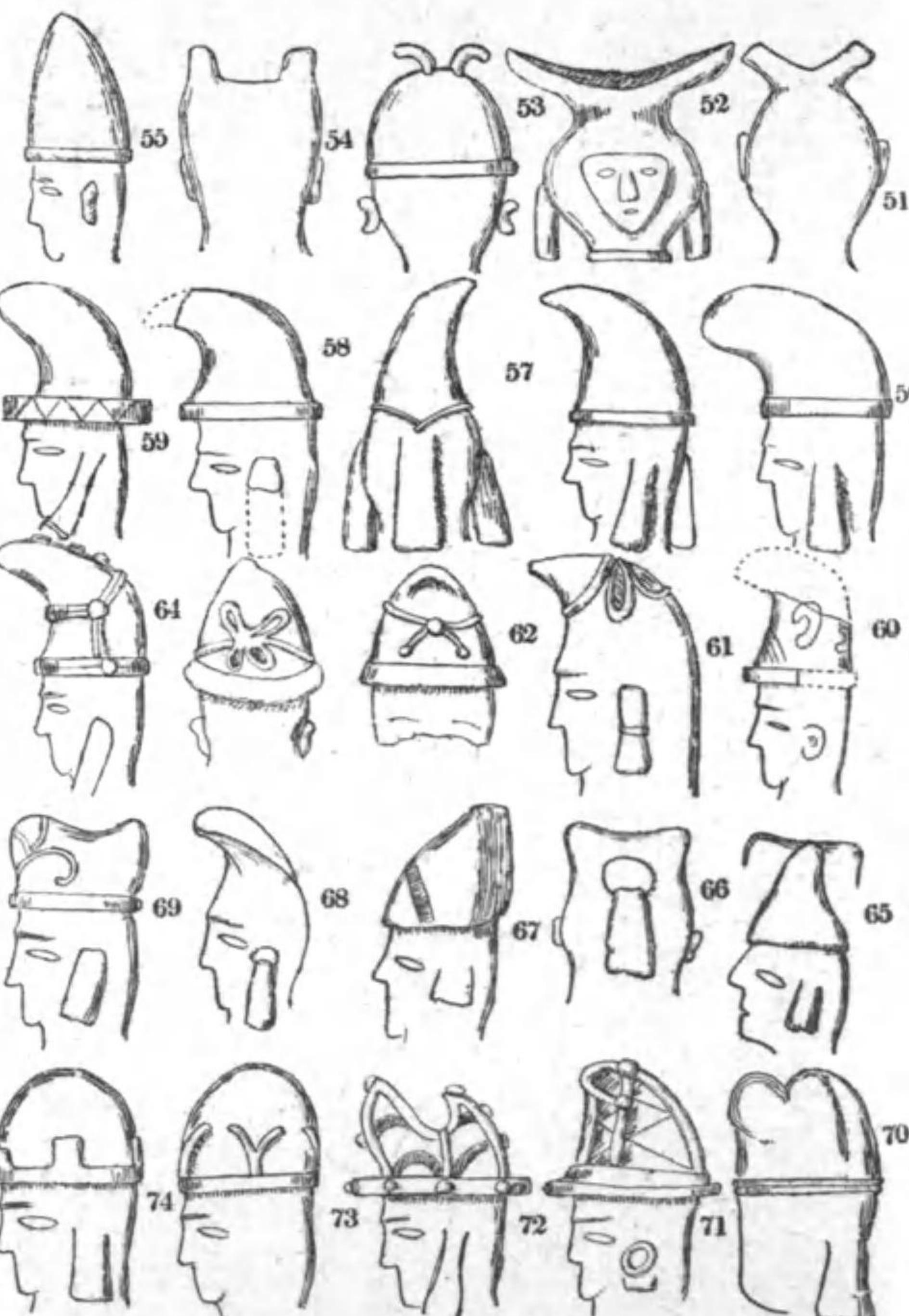
今、埴輪男子像より得た帽聚成圖（第一一六・一一七・一一八圖）によつて、帽の種類の通觀を試みよう。12は從來髻とされてゐるものである。上代に髻の行はれたことを否定するものではなく、又埴輪人物像にその表現のものがないとするものでもない。かの上野國佐波郡殖連村大字八寸出土の女子像（第九四圖）の如きは、この髻着用の風を現したものであらう。併しこの12の如き表現のものは、頭髪を現はすことなく、かつ16の如くその髻とする部分だけでなく、頭部に鉢を附飾したものがたり、又4の如く髻から頭部にかけて裝飾文を有するものもあり、又37 38の如く峯頂（烏帽子では頭頂部を「峯」と呼んでゐる。支那で「屋」といふのもこれであらう）に鉢狀裝飾を有するものもある。しかば、この種の表現をとるものの中には、髻を卷いた姿を現はしたものがあらうが、大部分は丸峯の帽即ち鉢形帽を被つた姿のものであり、髻と見られるのは實は帽の縁と考ふべきである。而してこの縁には、26例の如く後頭部に於いて結び目を現はしたものもあるを見ると、後世の烏帽子に往々見る縁（第一二三圖67）の如く、布帛又は皮革を以てした縫紐の類もあらうし、又かの支那陝西省昭陵六駿馬の一の手綱を執る者の被帽（第一二四圖17）に見るが如く、帽の下縁を折り返したが如くにつけた厚縁を現はしたものがあらうと



(一) 成聚の笠び及帽たれさは現に輸埴 圖六一第一

上古時代の帽に就て

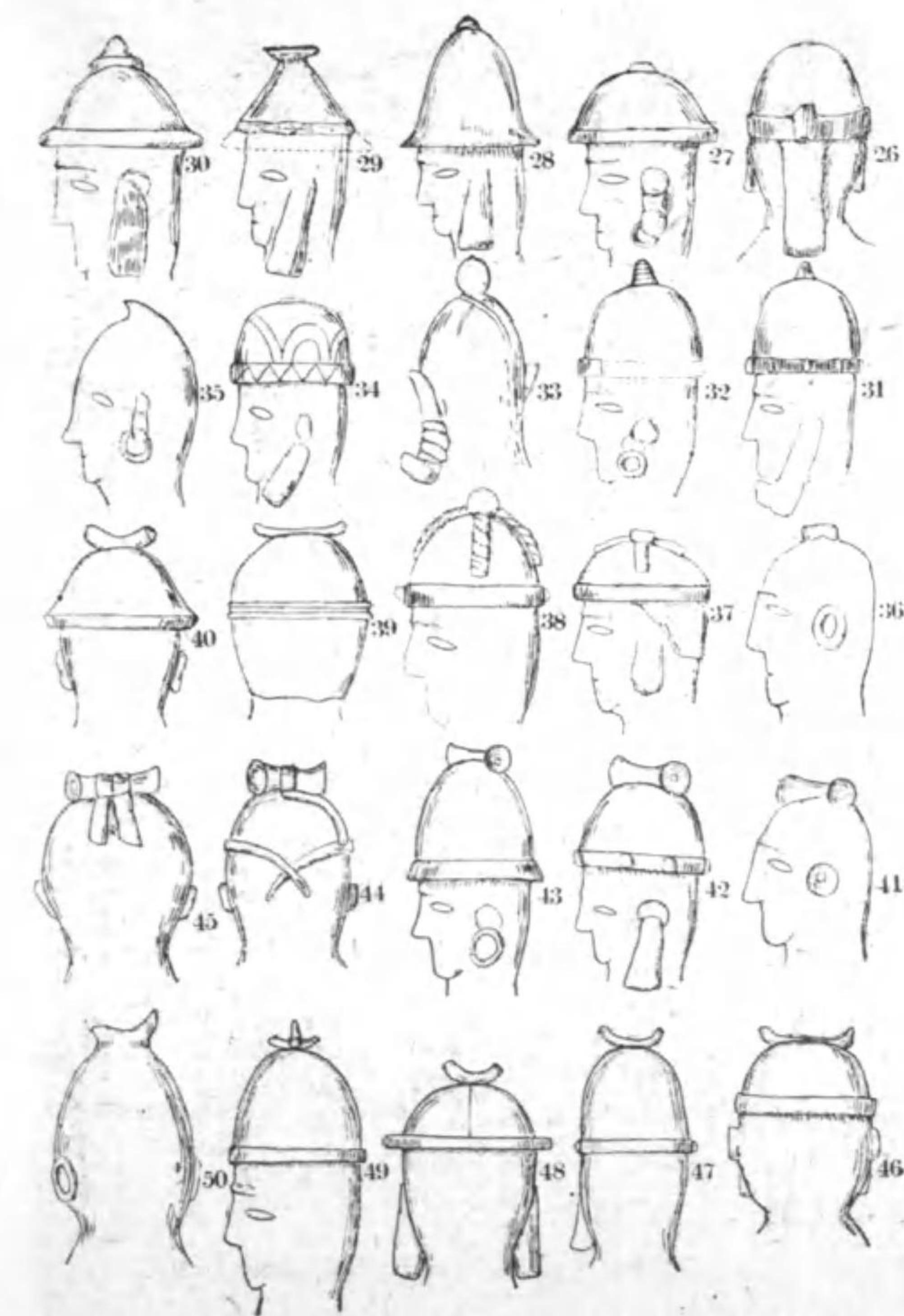
三七一



(三) 成業の笠び及帽たれさは現に輪埴 圖八一一第一

日本古代文化研究

三七〇



(二) 成業の笠び及帽たれさは現に輪埴 圖七一一第一

思ふ。今、1・4の類を一類として「鉢形帽」とする。5・6は高橋博士がソフト帽に似たものとされたもの、鉢形帽の縁の著しいものとも思はれるし、又多少の鍔のあるものとしてもよい。形式よりいへば、前述の鉢形帽と同一系統のものといへるが、帽の實物からいへば、その材質に多少異なるものがあらう。1・2・3は布帛又は皮革を以て形を成し得るが、5・6に至つては布帛ならばその心をなす骨を必要とすべく、又後世の例を以ていへば菅、藤等を以て編んだものも可なるべく、今日を以ていへば鐵兜の如く金屬を以てする。孰れにするも強靱なる質を以てする必要がある。7も6と同形式のものかも知れないが、8に至つてはその形よりして、後世いふ網代笠に似たものがあり、或はこれを帽より除くべきものかも知れない。9・10も帽といふも可なるべく、又笠とするも妨げない。中間様式をしてゐる。併し今は假りにこれを帽の鍔あるものの表現とし、5・6・7等と共に一部類に含めて「鉢形鍔帽」の名をあてることとする。

11は先輩の以て鉢卷をせる姿としたものである。前述の『魏志』倭人傳の「以木綿招頭」とあるのは、今日いふ鉢卷の風をさしてゐるのであるか、又は今の臺灣土人に見るが如く數重これを卷いて頭を包むものであるかは明かでないとしても、かの『萬葉集』十一に「肥人の額髮結へる染め木綿の染みし心を我忘れめや」とあるのは、先輩諸學者の説かれるが如く後世いふ鉢卷の風のものであらうし、随つてわが古代に鉢卷ありとするを否定するものではない。又埴輪男子像に頭頂に毛髮を現はし、而してこの11の如き表現のものあるを以て鉢卷とすることを否むものではないが、この11のは、頭顎部に毛髮を現はすものがないし、12に至つてはその鉢部に玉附飾? があり、13に至つてはその鉢部に裝飾文があるのである。而して11に於いて鉢卷の結び目を現はしたとす

る突出と趣を等うするものを、頭の後背部にも有するものがあり、又14・15の如く更に左右側面にも併せ有するものもある。しかば愈々以て鉢卷説の支持に困難を感じずく、随つて自分はこれらを合せて鉢形帽の縁飾りの一種様式のものであらうとする。即ち16もそれと同じ性質のものであり、いま11・15の附飾の原形が何であるかを確めることかは出來ないが、16の鈴附飾をそれに代へたものであらうとすることが出來よう。・

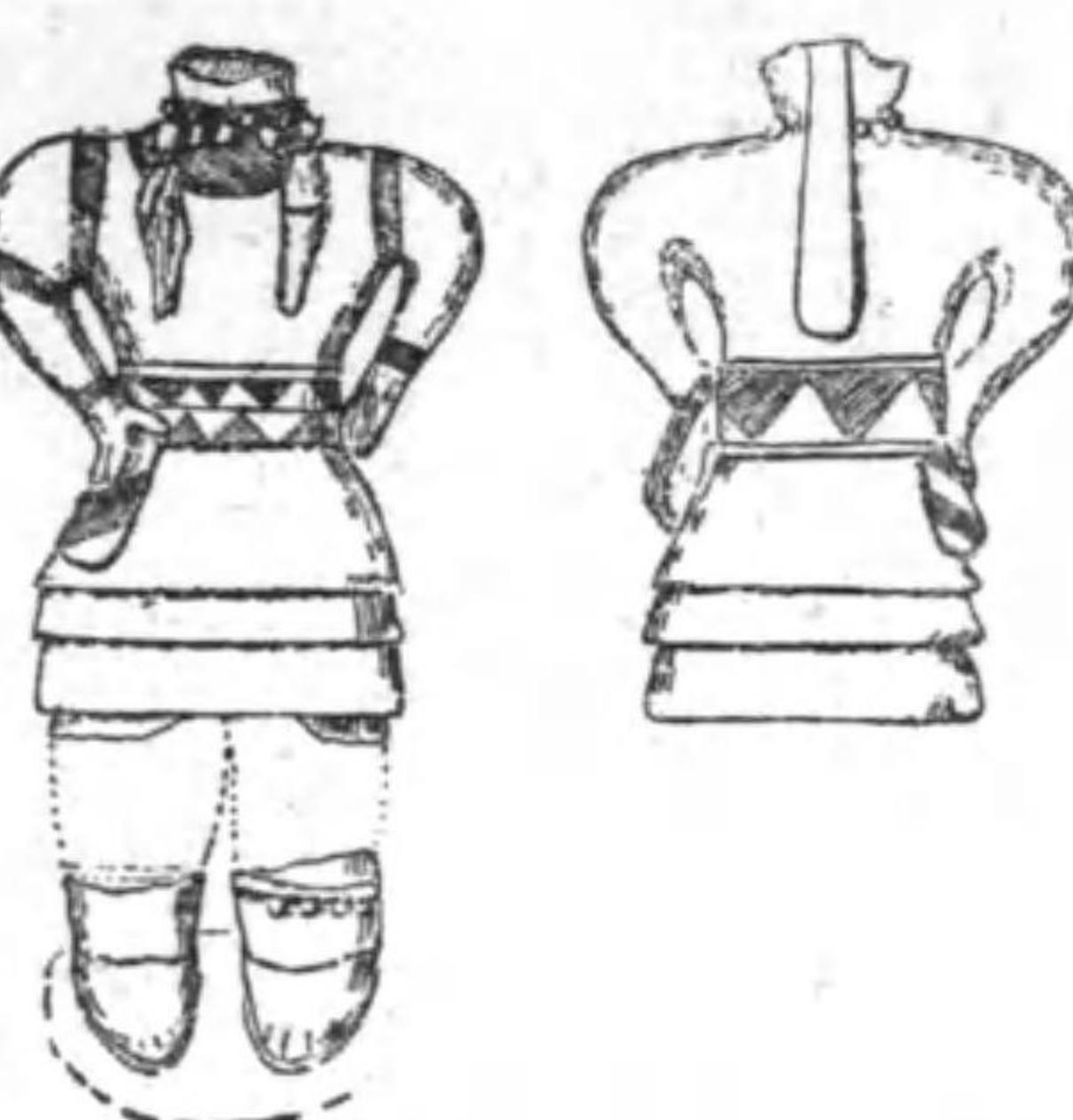
17・21は、鉢の高さが著しく、中世公家の用とした立烏帽子を見るが如く、22・23は縁に於いて裾を開き、ベルの形にも似たものがあり、かのイギリスの警官の鐵帽を聯想させられる。又24・25は鍔が稍々著しく、十九世紀以後歐米に流行したシルクハットの形に似たものがある。今、如上17・25の類を一括して「深鉢形帽」の名を以てするも可なるべく、かの『孝德紀』にある「鎧冠」はこれを言ふのではなからうかと想はせられる。

この中、18は縁に白彩の玉を繞飾したもの、黒川博士⁽³⁾は古史にいふ玉鬘を示すものと説かれて、被帽の姿を認めず、依然としてこれをも鬘又は鉢卷系のものとされたが、高橋博士⁽⁴⁾は「上部塞がりて帽の如し」として帽の存在を認められようとされてゐる。深鉢形帽の縁金(金)⁽⁵⁾(縁は金屬でないかも知れない)を玉を以て飾つたものであることは更めて説く迄もない。19は赤彩青海波文、20は箆書鋸齒文、21は赤彩鋸齒文を以てそれべく鉢を裝飾したものであり、この種のものを見たならば、恐らく何人もこれを帽として認めるに躊躇しないであらう。

22・23は同じく深鉢帽形ではあるが、鉢の縁が稍々裾開きとなつて居り、前數者、殊に21の立烏帽子形のとは明らかに異なるものがある。『天武紀』十三年にある「男子に圭冠あり」といふ圭冠の形を聯想させられる。

しかば、24・25の鍔のあるものを「深鉢鍔帽形」とすると共に、他の深鉢帽に一二のバラエティを認めててもよ

いが、今は煩雑を避けて「深鉢帽形」と「深鉢錫帽形」との二種に分けることとする。



圖九一一第一
缺發像子男輪埴
(藏兵文之川和)

26は鉢形帽の一類であらうが、頭背部に結び目が現はされ、かつそこから背にかけて幅のある布帛が垂れてゐる。先輩はこれを以て奈良時代の支那渡來様式である幞頭の後脚即ち燕尾の如きものか、又は結束せる頭髮の餘りを垂れたものと解されてゐる。既に述べたる1例の如く、鬘と見られたものを鉢形帽の縁とした以上、稀には幞頭の後脚の如くその縁を袋につくり、これに紐を通して後背にて結び、その餘を垂れる様式のものもあり得べきである。随つて先輩が26の後背に垂れた布巾をそれであらうとしたのも一應は可能と考へられるが、又一方、この種のものを見ゆるに、垂巾は幅が廣く、かつ一枚たることを示して居り、後脚説に障礙をなしてゐる。若しそれ、これを頭髮なりとせば、男子に美豆良以外にもう一つ他の結髮様式の行はれめたことを認めねばならない。しかもこの種の表現の中には、これを髮毛なりとするに不都合のものが多い。殊に第一一九圖のものの如きは、その最たるものであらう。

そこで自分は、朝鮮土俗の額掩 (Ayami, Aiyome, Ayam)⁽⁶⁾ 又は遠く西域ダンダーンウイリク發見木額彩畫に

ある高鉢帽の背に垂れてゐる布巾 (第一一九圖に) の様式を聯想し、これに類するものではないかとするのである。尤も今の額掩は婦人用といふことであり、帽の形も鉢形をなさないが、後者西域發見のものは男子用のものである。原田博士は『洛陽伽藍記』卷五城北凝圓寺の條にある「于闐國王著金冠、似鶴幘、頭後垂三尺生絹、廣五寸、以爲飾」とあるを引かれて、この西域發見のものを解されてゐるに従ひ⁽⁶⁾、26及び第一一九圖のは、まさにそれに類するものであり、唯帽に於いて彼は金冠、我は皮革・布帛の類と質を異にするに過ぎないのであるまいかと思ふ。27—38は峯頂に鉢附飾のあるものである。これに27の如き鐵兜式のもの、29の如くその鉢の形が後世の綾蘭笠の形を想はしめるものもあり、而して30は27と共に浅い鉢形をしてゐるが、鉢に座があるを異にすべく、31は深鉢形にして縁に突出部を繞飾したものであり、32は鉢が巻揚げとなつてゐる。

33は鉢が寶珠形をなし、且その根を結縛した緒の後脚が背に垂れてゐる。その様式はまさにかの推古天皇十一年御制定の冠が、「頂攝撫如囊而著縁」とあるのを聯想させられるし、隨つてこの帽に於いては、頭髮を奈良時代式に一髪を結んだのであらうとも想像されるが、しかし本遺品に於いては、この帽を被ぶると共に、大形の美豆良を左右に垂れて居り、結髮の風に變化が起つたとも思はれない點もある。隨つて今は、普通に美豆良に結髮した上に、稍々大形の鉢であり、かつその根に筋紐のある帽を被つてゐるとすべきである。而してこれに於いては、帽の下縁の表現を見ないが、これは略されてゐる所すべきであらう。しかば、35 36もその縁の表現簡略化と見るべく、36は明かに有鉢帽を被つたものとしてよいが、35は或は後項に述べる尖帽の様式の略表現であるかも知れない。

34は鉢に笠書波文の裝飾があるを異とすべく、峯頂の鉢は僅にルヂメンタル・フォルムを止めてゐるに過ぎない。37 38は峯頂の鉢から四方に鉢に縁つて垂飾のあるもの、殊に38はその垂飾が撫紐の姿を示してゐる。

44 45は從來諸先輩によつて女子像とされたものであり、この頭上の表現を以て今日いふ稚兒髻の結髪又は銀杏返しとか、鼓鬚の如きものとされたのである。この二例は共に美豆良を有せず、随つて男子としての積極的證左を缺くものではあるが、併し埴輪に於いては、他の部分の表現に従つてこれを男子像と目すべきものであり、しかも美豆良を有しないものが往々ある。單に美豆良のないといふを理由として、これを女子とすべきではない。陽物を露出して問題なく男子であることを認めなければならぬものに美豆良のないものがあり、又36例は帽を前にして居る表現のものであるに拘らず、これも亦美豆良を缺いてゐる。

又一方、41 42 43はこの44 45同一様式のものとなし得るものであり、39 40 46 47 48はその略様式と見るべきものであるが、美豆良を有して男子とすべく、しかもその中には、40 43の如く鍔帽であることの明かなものもある。而して44自身すら、後背部の捨は結髪の表現とはなし得ないものがある。

固より中世の古女神像には所謂銀杏髻式の結髪のものもあることは事實であり、隨つて先輩の説くが如くこの結髪の風を上代に遡らしめ、以て上代にも銀杏髻風の結髪様式があつたらうとする事を否むことは出来ないが、併し奈良時代には唐風結髪の様式が新に流行したのであり、古神像に見る銀杏髻はその流れのものであるかも知れないことも思へる。隨つてこの44 45の如き基礎の薄弱な資料を提げて、以て上代の女子に銀杏髻風の結髪が行はれてゐたとする積極的證左とするのは當らない。自分は39—52までを一括して男子被帽の一様式とすべきであ

ると信する。（或は女子もこの種の帽を被つてゐたものがあるとし、この美豆良を缺くものの中に、女子被帽のものがあるとするもよい。兎に角に結髪の風を現はしたものではない）。

かくして39以下52までを、帽の峯頂に笄の附飾のあるものとするものである。而して39は鉢形帽に低い縁のあるもの、41は縁の略されたもの、40は鉢形帽の縁が外に張り出して笠形となつたものとするのであり、42 43は高鉢形帽のもの、而して42は縁に玉飾のあるものであり、43は鍔のあるものとする。

46以下は笄が略様式に現はされると共に稍々誇張されて居り、殊に49はこれが十文字形に現はされてゐるを見る。50は帽の縁が略されると共に、笄も變形して角の如き形となつてゐる。51は50の更に誇張されたもの、52に至つては誇張の甚しいものがある。53は笄の形を改め、相背く蕨手の裝飾が現はされて居り、54に至つては全く角の如き表現となつてゐる。この53 54の二者は、これを笄の變形とするには、稍々無理のところもあり、或は別の裝飾様式とすべきものかも知れない。

55は深鉢形帽の變形かも知れないが、峯頂が尖つてゐるし、次の56以下のものと一類をなすもの、この55は立つてゐるし、56以下のは前屈したものとしてもよからう。今、後者を探り、尖帽の中での立尖帽とする。かの天武紀にいふ「圭冠」はこの種のものを指したのかも知れない。

56—64の諸例は、後世いふ折鳥帽子の如く、尖帽の半ばが前屈する。（折鳥帽子の名を得たものは後屈するものが多いが、鎌倉時代の繪巻物を見ると、中にはこの埴輪の如く前屈するものもある、第一二三圖8—9參照）その中、56 57は單に縁を繞すもの、殊に57に於いては、その縁を後頭部に於いて結び合したが如くに現はされてゐるところを見ると、或

は縁に括緒のあるを現はしたものかも知れない。なほ本例に於いては、後頭部から肩にかけて、末に幅を廣げてゐる布裂らしいものを垂れてゐる。これを帽の一附飾と見ることが出来るとは既にこれを述べた。⁵⁸ ⁵⁹ ⁶⁰ の三例は如上の折尖帽に鍔のあるもの、その中⁵⁹は鍔縁に寛書鋸齒文、⁶⁰は帽に蕨手文の裝飾がある。これらは、實物にこの種の裝飾文があつたとしてもよいし、又埴輪としての裝飾文と解しても差支ない。

⁶¹ ⁶⁴は折尖帽に紐を加へたものである。而してそのうち、⁶¹ ⁶³は背部で紐を結んだものであり、⁶²は前に結び垂れて居り、⁶⁴は縁と等しい紐緒を側面から上にかけ、中邊に於いて前だけに渡し、かつ大形の玉をその紐の辻及び帽全面に飾つてゐる。

かく帽に紐をかける以上、奈良時代の幞頭に於けるが如く、帽中に一髻を擧げ、それに帽を緊縛したとも思はれるが、その諸例は共に美豆良を有するものである以上、前にも述べた如く奈良時代式の一髻様式の結髪が既に行はれたとも思はれないから、暫くは比較的硬質の材料を以てした帽に渡した裝飾表現と考へざるを得ない。

⁶⁵ ⁶⁸は、高橋博士が紙袋様の帽とされたものである。⁶⁵ ⁶⁷が普通様式のものであり、まさに紙袋を横に破つたが如き形の帽をなしてゐる。⁶⁸はこれが稍々前倒れになつたものであり、⁶⁶は後頭部に長布を垂れてゐる。この紙袋の如き帽は、或は支那に於いていふ「巾」⁽⁹⁾に近いものかも知れないが、便宜上「巾帽」の名をこれに當てる。古く八木邦三郎氏は、これを朝鮮の喪冠と同じものとされたことがある。⁽¹⁰⁾ 帽は冠麻布製であり、その形も兩者相似たものがある。上海附近に於いて行はれる喪列に加はるものも、これと同一形式のものを破つてゐる。⁽¹¹⁾ 70はこの巾帽の變形様式であらう、峯が二山に分れてゐる。



圖112第一
帽飾裝文龍形透銅金
(藏昭和天皇)
土出田江後

69は巾帽の形のものとしてよいが、峯は二山式をなし、かつ前に巾帽式としたものとは被り方を異にし、紙袋を縱に被つた形となつてゐる。

71はこの69の帽に鍔をつけたものとも解されるが、併し鉢は紙袋形をなさず、峯が前寄りとなり、爲めに真向の斜面は急傾斜をなし、真後は緩かに傾いてゐる。72は峯を缺き、頂邊を開いてゐるから、これを帽とするこ

とに多少躊躇するものであり、或はこれを天冠の一様式とする方が穩當かも知れないが、今は假りに71の變形様式とする。71, 72は共に縁金を繞らせるが如くに現はされ、その拵は他の帽と異なるものがある。しかして珍しくも、これらと拵を等うし、同様式とすべき帽遺物(第110圖)が、肥後國玉名郡江田村船山古墳から出土してゐる。

金銅製、龍文透をなし、縁金は曲線をなして頭顎の形に泥むが如くにつくられてゐる。今、これに從つて帽の前後を推考すると、斜面の急なる方が真向となり、71と趣を等うする。而してその直後にあたる側縁に沿うて丸鉢形を先きにつけた蛇行狀針金が飾られてゐる。その丸鉢形には何か房狀袋飾が垂れてゐたのであらう。

この様式の被物遺物は、南鮮古墳から多く發見されて居るし、高句麗古墳壁畫(平安南道大同郡柴足面鰐馬塚玄室

(陸畫)にもこの帽を被つてゐる人物が描かれてゐる。南鮮古墳出土のものは、金銅・金製等にして天冠と伴ふのがあり、又白樺製のものもある。隨つて内地のも、この朝鮮のと同様式のものとも想はれるが、我のは前に述べた如く急斜面の側縁の真向とするが、彼のはその逆となり、急斜面側縁が直後となつてゐるやうである。

この帽に垂れのある様式のものを、中世錦帽子と呼び、鷹匠の用のものとしてゐる。(第一二四圖89)わが國の鷹狩の風は、仁德天皇の御代これを朝鮮より傳習したものであることは古史の記すところであり、しかも埴輪人物像に鷹匠の風を現はしたものがある。⁽¹²⁾ 鷹狩の風は北亞に盛行したものであり、恐らく朝鮮のもこれを北亞地方より傳へたものであらう。しかば、鷹匠の風俗にも、北亞の風を傳へたものがあらうと思はれるし、殊に帽の如き一方は防寒を兼ねつつも、又一方その職業の表識となるべき帽の如きものに北亞の風の影響のあらうと考へるのは必ずしも見込違ひでもあるまい。

尖帽にしてかつ背後に長く垂れのある様式のものが、古くスキテン族に普く行はれてゐたことはミンス氏の説くところ、その形はわが錦帽子に酷似してゐる。(第一二四圖12) 而してこれが北亞人と風俗に共通點のある古代ベルシヤのもの(第一二四圖3)にもあり、又西域・シベリヤの地方にも流行してゐたと思はれる。

即ち西域流行の例としては旅順博物館藏吐魯番喀爾和卓發見(第一二四圖5)及び大英博物館藏西域アスターナ發見の騎馬人物泥象着用のもの(第一二四圖4)に見るべく、反町茂作氏藏胡服着用の男子の被つてゐるもの(第一二四圖6)、この型式のものと見られる。又シベリアの例としてエニセイ地方發見紀元前後とされる石刻畫像の人物着用のもの(第一二四圖7)⁽¹³⁾は後頭部の垂れの有無も明かでないが、峯頂に總らしいものを垂飾してゐる。いま

尖頂をとつて假りにこの部分に含めておいてよい。

この特異の帽については、ミンス氏⁽¹⁴⁾は今なほロシア民俗に basylk の名によつて行はれて居ると説き、原田淑人博士は、「中華古今注」にある「搭耳帽」を之に擬して居られる。⁽¹⁵⁾ 即ち同書卷中に、「搭耳帽本胡服、以韋爲之、以羔皮絡縫、趙武靈王更以綾絹皂色爲之、始並立其名爪牙帽子、蓋軍戎之服也、又際太子常以花搭耳帽子、畋獵游宴、後賜武臣及內侍從」とあり、搭は挂也附也とあるし、爪牙帽子とあるところからの擬定であり、從ふべき高説と思ふ。

朝鮮の土俗、男子が冬期に用ふる吏帽子(Nanbawi, Pundani)は峯を開き(小兒のは開いてゐない)爲めに尖峯形を失つてゐるが、後頭部の垂れはこの搭耳帽に似てゐる。これに似たものの蒙古地方に行はれてゐることも人の説くところ、支那に於ける風帽兒(Fonmaoru)も類似の様式を有して居る。今これを年月の隔りを無視して同一系統のものとすべきか否かは、今後の研究の結果に俟つとしても、これをわが錦帽子にまで連ね、以て錦帽子の源流北亞にありとし、かつこれが鷹匠の風とされてゐるに見て、上古時代よりわが一部にも行はれたものとすることは、妄斷に過ぎるであらうか。しかば、わが上代には、一方には搭耳帽そのものが行はれると共に、また一方その搭耳帽本來の特徴たる垂れを失つたものが出来たのであり、これが71様式の帽であると解することも出来る。併しこれは單なる推定に止まるのであり、既に記せる如く南鮮にも垂れを有せざる様式の行はれてゐる以上、今はこれを搭耳帽とは別系統のものとなし、この17様式のものの形を探つて「斜帽」と呼ぶこととする。734は鉢形帽の外周に立擧裝飾を繞したものである。鉢巻の如く頭顎を繞る鬚金を根とし、これに種々の形の

立學裝飾のあるものは、天冠又は寶冠の名を以て呼ばれて居り、帽とは系統を異にする被物である。内地及び南鮮の古墳副葬品にその遺物を發見することがあり、埴輪人物像にも往々それを被つたものを見る。しかるに、この二例は、その天冠と共に帽を被つて居るを現はしてゐる。

天冠と帽とが相伴ふ例は、南鮮の梁山古墳出土のものが古く注意され、その後、南鮮に於いては類例の二三が數へられてゐるが、内地の例に於いては、肥後江田の古墳から、前に斜帽とした金銅製の帽（第二〇圖）とともに、二個の天冠遺物（第七八圖3及び第七九圖2）が出土して居り、その孰れかが帽と相伴うて用ひられたると想定され得る外は、他に例がない。併し布帛・組物・編物の如き有機質を材質とする以上、帽は腐蝕し去つたとも考へられる。而して7374の二例は、埴輪人物像着用のものにして、その天冠と帽との相伴ふことを現はしたものとするのである。

中世の禮冠は、帽と天冠との併用された形式のものである。固より中世の禮冠は、上古時代の被物の系統のものではなく、奈良時代以後新に唐制を受けたものではあらうが、この埴輪人物像着用のものの出自を考へる上に看過すべからざる事実ではある。これについては後項に再述するであらう。

三

以上を以て埴輪人物像着用例を主なる資料としてのわが上古時代の帽について述べたつもりである。外形によ



図一二一 第
土出田吉下字大村秦郡安部下園野下
(國立博物館蔵)

つてこれを區別すれば、鉢形帽・深鉢形帽・尖帽・巾帽及び斜帽の五種に分ち得べく、更にこれに鍔のあるもの鉢のあるもの及び笄形附飾のあるものとによつて、これをそれゝ細分し得られる。而してその様式の中には、後世の例を以ていへば、笠となし得るものも含んでゐる。即ち789の三例がそれであり、若し埴輪製作上の制限から裾のひろがりを特に尠くしたものであり、實物に於いては表現された以上のものであり、しかも菅・蘭の如きものを材としたとすれば、正しくこれを笠としても差支ないものである。併し又一方、逆に埴輪なるが爲めにその表現が多少誇張されたかも知れないし、かつはまた、その材を布帛・皮革又は氈の如きものに求めたとすれば、これを帽とするを妨げることも出來ない。

吾々は上代に菅又は蘭を以てした笠の存在を否定するものではない。笠縫部の名のあるはその一證左とすべく、又畏けれども皇太神宮御遷宮式に調製する蓋に、菅蓋のあることが『延喜式』に記されてゐる。蓋と笠とは、その用を異にするものではあるが、意義に於いては相通するものがある。皇太神宮に於いて執り行はせられる御儀式又は御調度品には、上代の遺風を傳へてゐると目すべきものが多くある。隨つて菅蓋もその一であるとし、而して菅笠・蘭笠の類が上古時代に早くも行はれてゐたとするのも、必ずしも誤りではあるまい。しかば、今、問題となつてゐる78910の類を

帽に非ずして笠なりとすることも不可能ではなく、随つて今は専ら帽を説くとして、これを除外してもよい。



第一二二圖 帽
（藏品古物伊）土出村佐赤郡名前調江邊

埴輪人物像が殉葬を現はすべくつくられたものであり、農耕・漁獵の労務に勵むものの姿を現はしたものでなく、又、貴族・豪族の風俗も、亦庶民の姿をもこれに求めるることは出来ないとすれば、上古時代の帽の様式を、この埴輪人物像着用例にのみ求める事には多少の無理がある。しかし既に考古學的事實に例證を求めることが出来ないとすれば、文獻にも材料のない今日、如上の様式以外のものを考定することは出来ない。只錦帽子の先客をなすものが、或は行はれてゐたかとも考へられるが、確證はない。

鍔帽は中世に行はれてゐない。併し器財埴輪に往々埴輪があり、鉢形・深鉢形の別はあるが共に鍔帽であり、かつその鍔は人物被帽のものに比して著しく鍔

廣である。（第一二一圖のはその一例）しかば遠江國濱名郡赤佐村根堅スマミノゴショ古墳出土の金銅製透彫金具（第一二二圖）を古くから帽の鍔とするのは必ずしも誤りではあるまい。而して鍔部のみを遺存して鉢部を缺失し

てゐるのは、鉢部が破碎されてゐた爲めに發掘當時人の注意から逸し去つたのか、又は鉢部が錦繡の類を材質としてゐた爲めに、早くも朽失し去つたかも知れない。

なほこの遠江根堅例と趣を等うし、ただ質を白樺としたものが南鮮慶州金鈴塚から出土してゐる。⁽¹⁸⁾ 樺皮を扇形に切つたものを一枚合せ、十個を綴じ付けて以て鍔の形をなし、その表裏に黒と朱との二色を以て一種の唐草文を描いたものである。

かくして實物に廣鍔のものがある以上、聚成圖にある鍔帽は製作上の制限を受けて實物のよりも懶じて鍔を狭く現はしたものかも知れない。

帽の材質は明かでない。これを中世以後の例及び日本四周の地方に行はれてゐるもの参考すれば、布帛・皮革又は氈等を主たる材としたらうと思ふ。「南史」倭傳にわが上古の帽を敍して「富貴以錦繡雜采爲帽」とある。又わが中世に於いては帽の様式にも定まるものがあり、材質も布帛を以てするを普通とする。而してその中世の帽が、後項述ぶるが如く、わが上古時代の制を受けたものとするならば、或はわが上代に於いては布帛を専らその材としたのかも知れないが、埴輪に於ける表現によつて見れば、皮革製のものもあつたらうと思ふ。

南朝鮮に於いては白樺製のものが往々發見されるが、内地に於いても、南鮮同様にこの白樺製のものが行はれてゐたと斷することは出來ない。遺物の出土例が無く、後世にその遺風の傳つたものがない。

金属製のものは、前に述べた如く、肥後江田例に帽があり、遠江根堅例に鍔がある。恐らく豪族の用に充てられたものであらう。

その色についても資料がない。『南史』倭傳の記すところの「錦繡雜采」云々を信すべしとすれば、その色に定まるものが無かつたとしなくてはならないが、又一方、後項述べるが如く中世の帽が黒一色であつたことを考へると、上代に於いても黒色が相當多く用ひられてゐたとすべきである。また埴輪に見る裝飾文は、埴輪なるが故に實物を離れ、意に隨つて描刻したものもあるが、寫實に近いものもあつたらう。前述の金鈴塚出土例は、内地のものではないにしても一の参考とならう。

四

埴輪人物像着用のもの及び遺物によつて知ることの出來た帽の諸型式の大部分は、古墳文化後期の時代に行はれたものである。即ち諸例の中、出土遺蹟の明かなるものにして、古墳文化前期に比定し得るものは無く、纔かに埴輪に於いて1の様式に屬するものが上野國佐波郡赤堀村大字今井茶臼山古墳出土を傳へて居るし、肥後江田出土の金銅製帽(第一二〇圖)も、その古墳築造年代より見て中期末とすべきである。

併し如上の事實を以て、帽の發生が古墳文化後期にありと断定しようとするものではない。帽が腐蝕朽失し易い錦繡雜采なり、皮革なりを主なる材質とする以上、帽の遺物を古墳副葬品に求めるることは出來ない。又埴輪人物像の一部は既に中期につくられたとするも、大多數が古墳文化後期に入つて現はれたのであるならば、よしや前期なり又は彌生式文化の時代なりに被帽のことがあつたとしても、これを考古學的事實に求めるることは出來ない。

い。固より『魏志』倭人傳には「露紿、以木絲、招頭」とあるのみであり、被帽のことを說いてゐないが、既に說いたが如く『魏志』の説くわが古代風俗は北九州のみのことであり、畿内地方のことには及んでゐたとすることは出來ない。

わが上古時代人の被物の一たる天冠系統のものの中、その一部は或はその起源が前期又は彌生式文化に遡り得るものがあらうが、大部分は古墳文化中期末から後期にかけて支那大陸文化の影響になるものである。しかばに帽もこの天冠と趣を等うするものであらうか。

今、帽と天冠とを比較するに、被帽の埴輪人物像は相當多數に上つてゐるが、天冠所用のものは極めて尠く、僅かに數例を數へ得るに過ぎない。而して被帽の埴輪人物像は、立像あり半身像あり、各種に亘つてゐるが、天冠着用、殊に支那六朝文化の影響になるものとする様式のものを用ひてゐるものは立像が坐像に限られてゐる。埴輪人物像に於いて、立像・坐像表現のもののすべてが上層級のものを現はしたものとすることは出來ないにしても、上層級のものが立像・坐像の表現をとるものが多いことは事實であらう。

而して埴輪人物像が葬送參加の人物を現はすものとすれば、全體に見て埴輪人物像は隨從者級の者を現はすを普通とすべく、隨つて埴輪人物像に被帽の風が普通であり、被冠のものが稀であるとすれば、被帽の風は庶民級に普通であつたとしなければならない。固より肥後江田出土のものに帽があるとすれば、江田古墳の主の如く當時の豪族にも帽着用の風があつたとするのも出來る。

これに反し天冠はこれを被むる埴輪人物像の例が尠く、その少數例は立像・坐像のものであり、かつ帽に比し、

て天冠遺物の古墳副葬の例は多く、しかもこれを出土する古墳は當時の豪族の墳墓と目すべきものであるとすれば、天冠、殊に支那六朝文化の影響を受けたとする様式のものは、當時の豪族又はこれに近い階級のものに用ひられたとしなければならない。

由來海外文化の所産に係るものが輸入された時、これを最初に用ひるものは上層級の者であり、庶民級に浸潤することは遙か後代のことであることもあり、又は全然無關係に終ることもある。殊に氏族制度が行はれ、氏の上と族人との關係が主従の關係にある時代に於いては、上下の風俗の間隔も相當顯著であつたらうと想はれる。しかば、埴輪人物像の被帽の多數は、よしやそれが古墳文化後期に行はれてゐたものであるとしても、その多くは庶民の間に行はれてゐたものであり、隨つて外來要素のものではなく、永くわが國に行はれてゐたものであるとするに不都合はない。

帽は防寒を目的とし、笠は暑熱を防ぐ爲めのものとされる。併しこれは大體論であり、わが臺灣土人の間にも帽が行はれてゐる。隨つてわが上代の帽を以て、直ちに大陸、殊に北亞の影響になるものとすることは出来ないが、孰れかといへば北亞文化の色彩をもつものである。わが上古時代の末期に行はれた衣袴・衣裳が從來先輩の説かれてゐるが如く胡服を直接受けたとするのが誤つた考察であり、熱帶地方衣たる貫頭衣から發達したものであることが明かであるにせよ、褲を新に加へたところに北亞の香がするのである。隨つて帽に於いても、よしやこれを古墳文化に入つた後に、新に北亞に受けたものではない、古代から庶民の間にさへ行はれてゐたのであるとしても、被帽の風そのものに北亞文化の力の及んでゐることを認めなければならない。否、直截に述べるなら

ば、帽を被むる風俗が上古時代の庶民の間にあつたことによつて、わが上代人が一度は北地の生活を経たことを物語るものとすることを認めなければならないとするのである。

併し自分は被帽の風のすべてをかく解さうとするのではない、わが上代に行はれた帽の中にも、固有のもののみ外に、外來のものもあつたかも知れないとは思つてゐる。

しかば帽の何れの様式を固有とし、何れを外來とすべきであらうか。これは上代の帽そのものについて考へるよりも、わが中世以後に行はれた帽の様式を見、かつは古代に於ける北亞地方の帽を大觀した後に、多少なり可能性ある考察に到達し得るであらう。

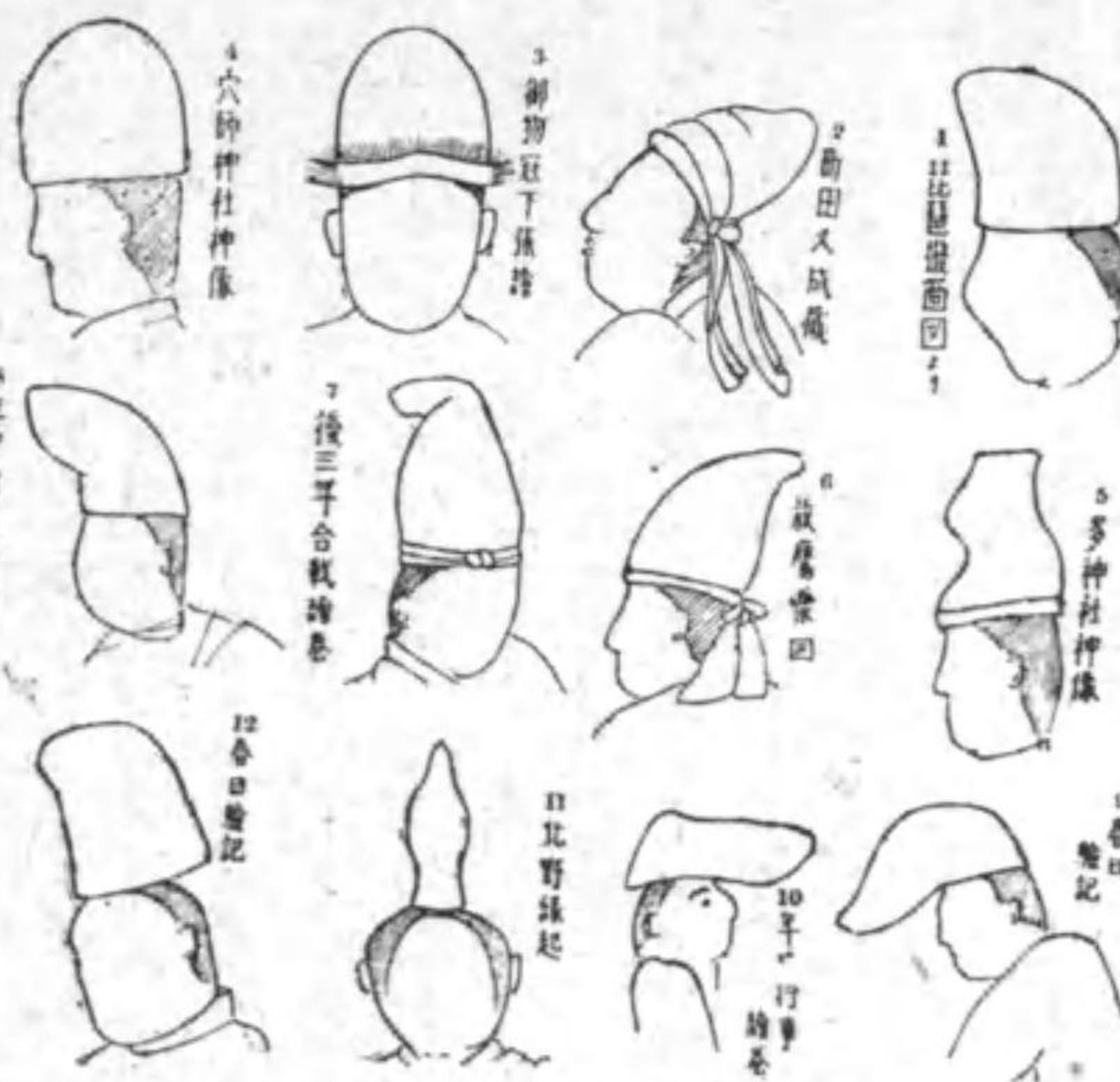
五

わが上古時代の末期に行はれた笠・帽・巾の類が奈良時代及び平安時代等に於いて、多少の變遷は見えるが、被物として盛行したこととは興味あることである。今、中世の被物への推移について記さうと思ふ。

笠は埴輪に類例が少いから、今は多くを述べない。併し防熱の具として、又防雨の具として一般民庶に盛行したらうし、隨つて中世の市女笠・綾襷笠の類が、その根原を上古時代に有するであらうことは推察に難くない。

帽として最も種類に富む鉢形帽は、次第に型式の硬化を來たし、奈良時代を経て、平安時代に尖帽と共に烏帽子となつたのであるまいか。「孝德紀」大化三年に七色十三階の冠の制を定め、その後に「別に鎧冠あり、黒

絹を以て之を爲る」とあり、又『天武紀』十三年に一般人の服裝を制する中に、「男子は圭冠あり」と記してゐることは前にも述べた。



圖三二一第一世中び及代時真奈帽の説

鎧冠については、古くこれを「ツボカムリ」と訓むを普通とする。新井白石はその著『冠服考』に於いて、當時行はれた鎧は、壺鎧であるし、その帽の形が壺鎧に似て居るところから得た名であるが、後世の烏帽子はその遺象であると説いてゐらばめた被物であるからツボカムリといつたのであり、鎧の文字を借りたに過ぎない。烏帽子原始形説には賛成出来ないとして、白石の説を駁されてゐる。

併し鎧冠をツボカムリと訓むことは、何等の原據あるものでなく、或はこれを文字の如くにアブミカムリと訓むだかも知れないし、又、形がツボ

(壺)に似てゐる故にツボカムリと呼び、當時一般に行はれた壺鎧(壺鎧の名は平安時代後期に入つて始めて現はれる)とする説に従ふべく、随つてこれもわが上古時代の鉢形帽の系統のものをいふのである。黒川博士圖示(第一二三圖)

の形の類似を探つて鎧冠の文字を與へたとしてもよい。孰れにするも、その形は余の鉢形帽・深鉢帽及び尖帽の系統のものをさしたのであるとすべきである。

圭冠については、鎌倉時代に既に『釋日本紀』が「今之烏帽子也」と解して以來、多くの學者はこれに従つてゐる。この名も形を探つた名であり、『日本書紀集解』が「按烏帽子之狀似圭、故名、說文圭瑞玉上圓下方」とする説に従ふべく、隨つてこれもわが上古時代の鉢形帽の系統のものをいふのである。黒川博士圖示(第一二三圖)

1—2)のものは、唐畫であるかも知れないが、形はそれに類するものであつたらう。

即ち奈良時代に於いては、一方唐制による冠の制定があると共に、囊の場合とか、又は一般民庶は、或は鎧冠、或は圭冠の名に於いて鉢形帽系統のものを着用したことを知ることが出来る。人或は疑ふであらう、孝德天皇二年と、天武天皇十三年と、相隔つること幾何もないのに、或は鎧冠といひ、或は圭冠といふが如く、同一物に名を異にするの理由を解し難いと。併し大化革新以後、養老律令までの間は、改制咨至し、その都度服制に名を異にすることは、この鎧冠・圭冠だけではない。冠に於いても、これを「漆紗冠」といひ、「幞頭」といひ、又「頭巾」としてゐるのである。しかも鎧冠・圭冠共に和名なるが如く見えるし、形の類似を探つていふとすれば、名を一二三にしても敢へて異とするには當らないと思ふ。

かくして鎧冠・圭冠が同物異名とし、その形の類似から來たものであり、しかも上古時代の鉢形帽・深鉢形及び尖帽の形に似てみるとすれば、鎧冠・圭冠の類は、上古時代の様式をその體受けたものとして差支ない。否、關東地方の古墳には、大化以後に降り得るものもあるのであるから、前に埴輪に求めて上古時代の帽として圖示

したものの中には、既に圭冠の名を與へられたものもあるかも知れない。

而して黒川博士が圖示されたところの正倉院御物舞樂の冠破片の下張紙に描かれた帽（第一二三圖3）が、若し奈良時代のものを寫したものとすれば、鉢形帽の型式のもの外に、鍔帽も一部の人士の間には行はれたものとすべきである。

鎧冠・圭冠が、公式服飾に採用されず、庶民の用又は公家製の用にのみ供せられたのは、或は支那の風に倣つたのかも知れないと考へてもよい。蔡邕の『獨斷』に、帽を「自乘輿宴居下至庶人無尊者皆服之」とあるのは六朝時代のみの風でなく、隋・唐に於いてもさうであつたかも知れない。又鎧冠が黒絹を以てつくると限つたのも、『隋書禮儀志』に記す梁代の烏紗帽の制に倣つたのかも知れないとすれば、支那の影響波及を否定出来ないかも知れない。

かくして支那の制を受けたかとも思はれる點もあるが、又一方、唐制を受けて禮服・朝服を定めるに及んで、上古時代以來の服制の多くが、庶民のもの及び官吏の褒のものとなつたことを思ふと、前代に禮裝の一部をなし帽も、この上代衣服と運命を同じうしたのであるとすることも可能である。而して上古時代に行はれたものの中、黒色帽のみが、質を絹として専ら行はれるに至つたのである。しかもこれは公文に定められたものであり、實際には布・革・氈を用ひたものも行はれ、色も黒以外に及び、形も鍔帽の如きのも一部の人士の間に行はれてゐたのではなからうか。（この意味で第一二三圖3例は重要な資料となる）

併し時代の推移は、漸次形式の硬化を見た。平安時代に入つては、鍔帽は全く廢されて來たし、鉢形帽も深帽

系統のみの盛行を見たのであり、材質は絹等の織物に限られ、色も黒一色となつたのであらう。鍔帽は帽として防寒の用をなし、鍔は暑熱を防ぐといふことに於いて、帽と笠との中間形式のものである。⁽¹⁰⁾ しかるに笠の用が増し、かつ傘の工夫が起つて來てからは、この中間様式の存在價値がなくなるのである。殊に上古時代とは異り、帽が公式の用をなさなくなつた時代に於いては、この中間様式の消失は當然の歸趣といはねばならない。

又鉢形帽が深みのものになつて來たのも、我國の氣候に順應したものと見るべきである。我國は、夏時溫度の増大を來すのであり、大陸とは全く趣を異にしてゐる。かかる氣候にあつては頭の形に従ふ淺鉢形よりも、頭上若干の空間を存する深鉢形のものを快適とするであらう。（強裝束となつた立烏帽子には、殊に「風口」なる換氣の場所を設けてゐる。第一二三圖12の背後が風口である。）

併し平安時代前期に於いては、その外形に未だ定るものなかつたことは、當代の神像の被むる帽に、定形のなかつたことによつて知られる。（第一二三圖4—5） しかし平安時代後期に入つて、一般服制の硬化と共に、立烏帽子の定形を見たのであるし、一般庶民の間には深鉢形といふことだけが風をなしたが、その曲げ方には、立てるもの、前屈・後屈區々たるものがあり、その頂の形にも尖れるに近きもの、圓弧形をなすものと定まるものないことは、繪卷物に現はれる庶民の風を見てこれを察することが出来る。（第一二三圖6—10ほその一二例を示すに過ぎない）この所謂變形折烏帽子のあることを、伊勢貞丈⁽¹¹⁾は立烏帽子からの變形であると説いてゐられるが、上古時代の末期に於いて多種多様であつた帽の型式を見ると、直に贊成することは出來ない。寧ろ前にも述べたが如く、上古時代の鉢形・深鉢形及び尖帽が漸次様式の硬化を來し、形・材質・色に於いて著しく局限されて來

たのが、平安時代から鎌倉時代に於ける帽の様式であり、その中、深鉢帽の典型的のものが、硬化し、形式化して立鳥帽子となつたのであるとすべきである。

即ち中世に於ける帽は、鍔帽様式のものを失ふと共に、鉢形・深鉢形及び尖帽の様式を受けたものが鳥帽子として、或は公家の喪の用となり、或は庶民日常の被物として行はれたのであり、これが固定化すると共に、種々の附飾要素を取り去り、わが國民性に合ふべく簡素なる様式となつたものであるとするのである。なほこれについては、大陸、殊に北亞地方に行はれた古代の帽について大観を試みた後に再説するであらう。

六

帽が防寒を目的として發達したものが多く、今日これを日本近隣の地に求めて、支那本土を始め北亞一帯の地方に盛行してゐる。朝鮮に於ける宕巾 (Cantu, Camto, Tangon) 支那の帽子(瓜帽)の如きは人の熟知するところ、これを古代に遡つては、前に述べた搭耳帽(第一二四圖1—2—3—4—5—6) 鶴頭帽(第一二四圖13—14)の外に、スキテンの風と見るべき第一二四圖10の尖帽⁽²⁾、11—12の深鉢帽⁽³⁾、15の鍔帽⁽⁴⁾、11の有鉢鍔帽等を西域又は西部中央アジアより得べく、又われに於いては肥後江田出土の金銅帽の形式にして、白樺製のものが外蒙古ノイン・ウラ出土品にも類例が發見されて居る⁽⁵⁾。なほこれを考古品又は土俗例に求めて多くの類例を得ることが出来よう。

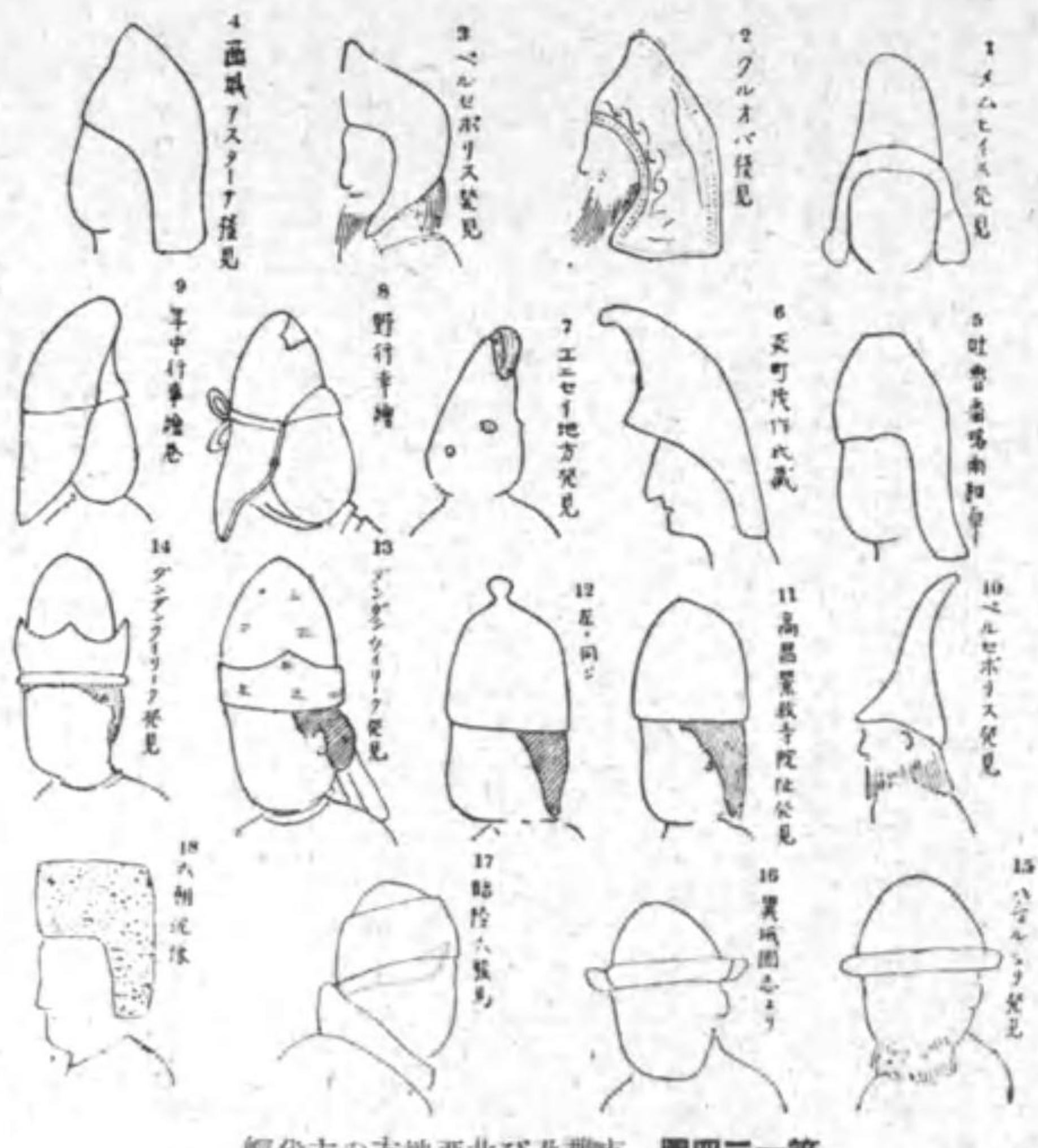
而して、支那六朝代には、鳥紗帽(第一二四圖18)の如き特異の様式の盛行を見た。以上諸例の中わが埴輪帽に

外形の聯繫を求めるものは、概ね胡風のものである。『南史』倭傳

にわが上古の帽を敍して、「富貴者以錦繡雜采爲帽、似中國胡公帽」となし、『梁書』于闐傳に于闐國に胡公帽の行はれてゐることを記してゐるが如き、以てその一斑を察知することが出来る。

又巾帽の例を古代のものに求めることが出来ないにしても、朝鮮の土俗にその例があり、殊にこれが古風俗の退避所たる喪儀に際して用ひられるとすれば、これが古代朝鮮に行はれたとして、彼此相似たものとすることも出来る。か

上古時代の帽に就て



図四二一 第
日本本日は 8 9 8

くしてわが上代の帽の諸様式のものが北亞に類例ありとすれば、これを彼に受けて我に發達したものとすることも出来る。固より帽としては、鉢形・深鉢形・尖帽の如き様式は世界各地何れに於いても發生し得るものであり、今日又は過去に於いて歐羅巴各地に行はれ又行はれてゐた帽の形から見ても、略々如上の三様式のものの普及を認め得るのであるから、必ずしもわが上代の帽を北亞様式とすることは當つてゐないかも知れない。これを自生とすることも出来よう。

併し又一方、わが國の氣候は帽の發達に必ずしも好適のものとはいへない。夏時暑熱の際の多温は、妙くも帽の發達を妨げるであらう。随つて帽が我國に自生し得るものではないといふことも一應は考へて見なければならない。

わが國に於いて自生したものでない、しかも固有のものを物語るが如く、上古時代に既に庶民の用であり、中世に於いても亦公家の袞の用であり、かつ庶民の風俗であつたとする矛盾する事實を前におく時は、吾々はこれが一度は北亞の地に占居してゐたわが日本人が、日本島渡來の時にこれを北地から持つて來たものであるとするのが最も妥當な考へではあるまい。而して氣候からの重壓は、逆に中世まで持ち傳へた帽を風俗界から消失させたのであらうとするのである。併しわが日本民族はこの日本島に於いて、天の時、地の利を得て文化の發展著しきものがあつた。その時代にこの帽にも最初は著しい發展を示し、諸種の附飾を加へ、帽文化の華を咲かせたのである。これの反映を吾々の埴輪人物像の被物に見たのである。併し前に述べた如く、帽には地の利を與へなかつた爲めに、漸次これに適應化を試みて、残り得るものだけが残り、以て中世の鳥帽子となつたが、これもそ

の生命を長きに傳へることが出來なくなるし、又新しきを求める人の本性からも、この北亞將來の様式の持續の不可能となつたのであるまい。

併し埴輪帽の中には、天冠の如く六朝文化の波及の一として、新に我國に行はれるに至つたものもあつたかも知れない。かの斜帽の如きは或はその一であるかも知れないし、又天冠を伴ふ様式に至つては、これを六朝文化の一とするも可なるべく、又天冠の行はれるに及んで我國及び南鮮に於いて生じた一樣式とするもよからう。

註

(1)『魏志』倭人傳の服装に關する記事を見るに、一方に貫頭衣・袈裟衣の如き原始衣の行はれてゐるを説きつつ、又一方倭王が絲衣貢獻のことを記して、矛盾を織はしてゐる。

(2)埴輪人物像を以て當時の風俗の縮圖とすることの出来ないことは、拙稿「埴輪の意義」(考古學雑誌二ノ一)にこれを説いた。

(3)黒川真穂博士「日本風俗說」(黒川真穂全集所收)

(4)高橋博士が埴輪によつて上代の服飾を論ぜられた論說は數篇を見るが、博士晩年の筆になり、隨つて博士が最後に到達された説として見るべきは、「考古學講座」の「埴輪及び裝身具」であらう。

(5)高橋博士「日本埴輪圖集解説」

(6)八木辨三郎「韓人間に行はる冠り物の種類」(東京人類學會雑誌一八一)

(7)Stein; Ancient Khotanによる。

上古時代の帽に就て

- (8) 原田博士『西域發見の繪畫に見えたる服飾の研究』
- (9) 『事物起源』に「古者以尺布裹頭、爲頭巾、後世以紗羅布葛縫合、方者曰巾、圓者曰帽」とある。
- (10) 『喪禮備要』記すところの繡布冠は、帽の形に於いてこの紙袋式のものに似たところがあり、ただ笄を加へてゐる。
- (11) 筆者實見
- (12) 上古時代の鷹狩については、自分も「新發見の埴輪を語る」(歴史公論六ノ八)に略説してゐる。
- (13) E. H. Minns; *Scythian and Greeks*, 1913. Cambridge
- 第八圖1は Egypt の Memphis 発見の caricature の一である。2は Kul Oba Vase にあるもの、3は Persepolis の Palace No. 2 にある刻畫より。
- (14) 例を原田博士・駒井和愛著『支那古器圖攷舟車馬具篇』昭和十二年刊より採る。
- (15) 駒井和愛「唐代の胡祿に就て」(史苑第七卷第四號)よりとる。
- (16) 原田博士『支那唐代の服飾』(東京帝國大學文學部紀要第四)
- (17) 『靜岡縣史』第一卷。
- (18) 梅原末治博士『慶州金鈴塚飾履塚發掘調査報告』(大正十三年度古蹟調査報告第一冊)
- (19) 平安時代に於いては、帽は袞の用と明言されてゐる。『西宮記』臨時祭の條に、「烏帽子太上天皇或時著之、自餘公卿以下袞時所用也」と記してゐる。
- (20) 『和漢三才圖繪』に鍔帽を「大帽」と名け、「大明國初高皇帝幸學見諸生、班烈日中、因賜遮蔭帽、此其制也」とある。想々こんな例を引用しなくとも、鍔帽が遮蔭帽の爲めであることは、人の承知するところであらう。
- (21) 伊勢貞丈の『貞丈雜記』による。

- (22) E. H. Minns; *Scythian and Greeks*. Persepolis = Palace No. 2 の壁畫より。Minns はこれが Nomad の風を現はしたも
の。*... fortunately prison he is, without his weapons and his national dress the only thing distinctive about him is the
very tall crybosia upon his head.* ショウツク
- (23) Le Coq; Chotscho. 45。
- (24) 原田博士『西域發見の繪畫に見えたる服飾の研究』より。
- (25) 『異域國志』所載とし Minns; *Scythian and Greeks*. に引かれてゐる。

(昭和十五年人類學雜誌五五ノ五掲載)

上古時代の胄

上古時代の胄だけについて、しかもその形式についてのみ申上げようと思ひます。

胄と申しても、金屬製のもののみとは申されません。戰國時代あたりでも、張り抜きのものもあり、又皮革製のものもあります。又未開民族の例を求めますと、これが胄として、戰場で用を足すだらうかと疑はしめられるやうな脆弱のものが、武裝として居ります。敵の利刃を防ぎ、飛び来る矢鎗・鉢槍から、多少なり頭を防禦し得れば、これを胄といつてよいでせう。

併しその意味では、時には平常の用である冠又は帽でも、胄の用をなすこともあります。だからといって、これを胄に數へることは出来ません。結局常識から見て、當時の武人が、頭の保護の爲めにつくり、これを戰場へ行くときに被つたものを胄としてよいでせう。

上古時代の胄と申しますと、古墳の中へ、遺骸に副へて葬つたもの、即ち副葬品に實物がありますし、又男子埴輪像にこれを見ることが出来ます。副葬品の方は、實物でありますから、大きさとか、細部の拵とかを知り得る便宜がありますが、土中に長く埋藏されてゐた爲めに、布帛・皮革の類がすべて腐朽し去つてゐますので、甲冑の拵の全部を知悉するといふことが出来ません。

これに反して、埴輪の方は多少ながらその皮革・布帛の用ひられた部分の様子を知ることは出来ますが、大體に於いて埴輪の表現は觀念的であり、時には寫實を通り越してゐるのではないかと思はれるものさへあります。即ち實物と埴輪とは、それ／＼一長一短があり、兩者を併せて見なければならぬかと思はれるのであります。

二

實物の方から申しますと、胄に二型式があります。一は從來「衝角式胄」と呼んだもので、第一二六圖に示した通り、胄の真向が銳角をなしてゐるを特徴とし、他の一は「眉底式胄」と呼び、眉底が著しく大きいのを普通とします。

「衝角」の名は、實は吾々が選んだものであります。これは軍艦の舳が相當銳角をなして居るので、これが衝角といふのであらうと考へて命名したのであります。軍艦の衝角といふのは、吃水線以下に多少角形に突き出た部分があるのでいふのであり、それも近年の軍艦にはないといふことでありますから、全く吾々の軍艦に對す

る認識不足から來た誤解に基く名でありますし、改めて行かなければなりません。「舳角式」の名の方が適當であらうと考へますが生硬の嫌ひがあります。ところが胄を引くりかへして見ると、縁の輪廓が桃の實の形に近いことが考へられますので、「桃形式」と呼ぶ方がよいかと思ひます。

しかし、戦國時代に鉢の形が桃實形をなして居つて、桃成と呼ばれてゐるものがありますので、それと混同する懼れもありますが、舳角式より雅であります。それで「成」を「形」に戻し、「式」の文字を加へて「桃形式」と呼ぶことといたします。

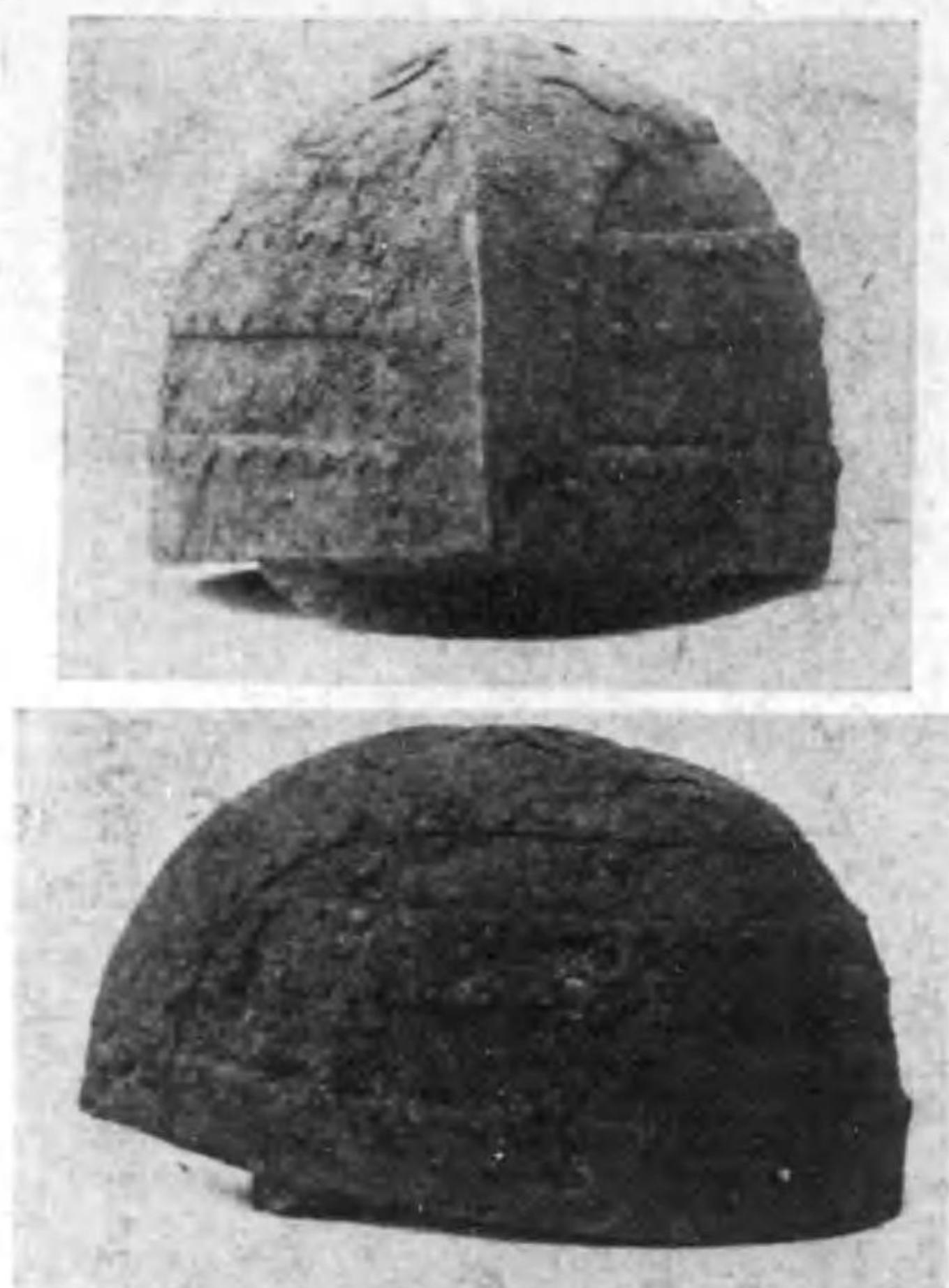


(物語) 胄式形桃留鉢板横
(銅鉄金)

圖五二一第一

桃形式胄は、鐵製を普通としたらしい。今迄に出土したものの中の大部分が鐵製であり、僅かに一二例の金銅製のものがあるに過ぎません。しかもその稀例の金銅製胄の中、形を完全に近く遺存してゐるのは、今は御物になつてゐる紀伊新宮藩主水野忠央氏獻納のもの（第一二五圖）ばかりであります。（殘片のみのものが駿河國駿東郡浮島村から出土してゐる）

さてその金屬製の遺品を見ますと、横に長い板を鋤留にした「横板鋤留式」のもの（第一二六圖）、短冊形に小さく截つた板、即ち小札こざくを横に並べて鋤留した「小札鋤留式」（第一二七圖）、外見はこの小札鋤留式に似てゐるが、その小札の丈が長く、中央に横卷した板のないもの、又あつてもこの三角板を鋤留にせず、革で綴ぢた「三角板革綴式」（第一三四圖）とすべてで五様式にこれを分けることが出来ます。これから各々のものについて述べて見ませう。



圖六二一第一
(村富豐翁代八重圓鏡甲)

所謂胴巻板が繞り、その上下の地板の上に伏せて居ります。これらの板を、頭が甲高になつてゐる鉢で留めて居り、その鉢の頭が、胄の表面に連つて居ることは、中世の兜と趣を等うして居ります。



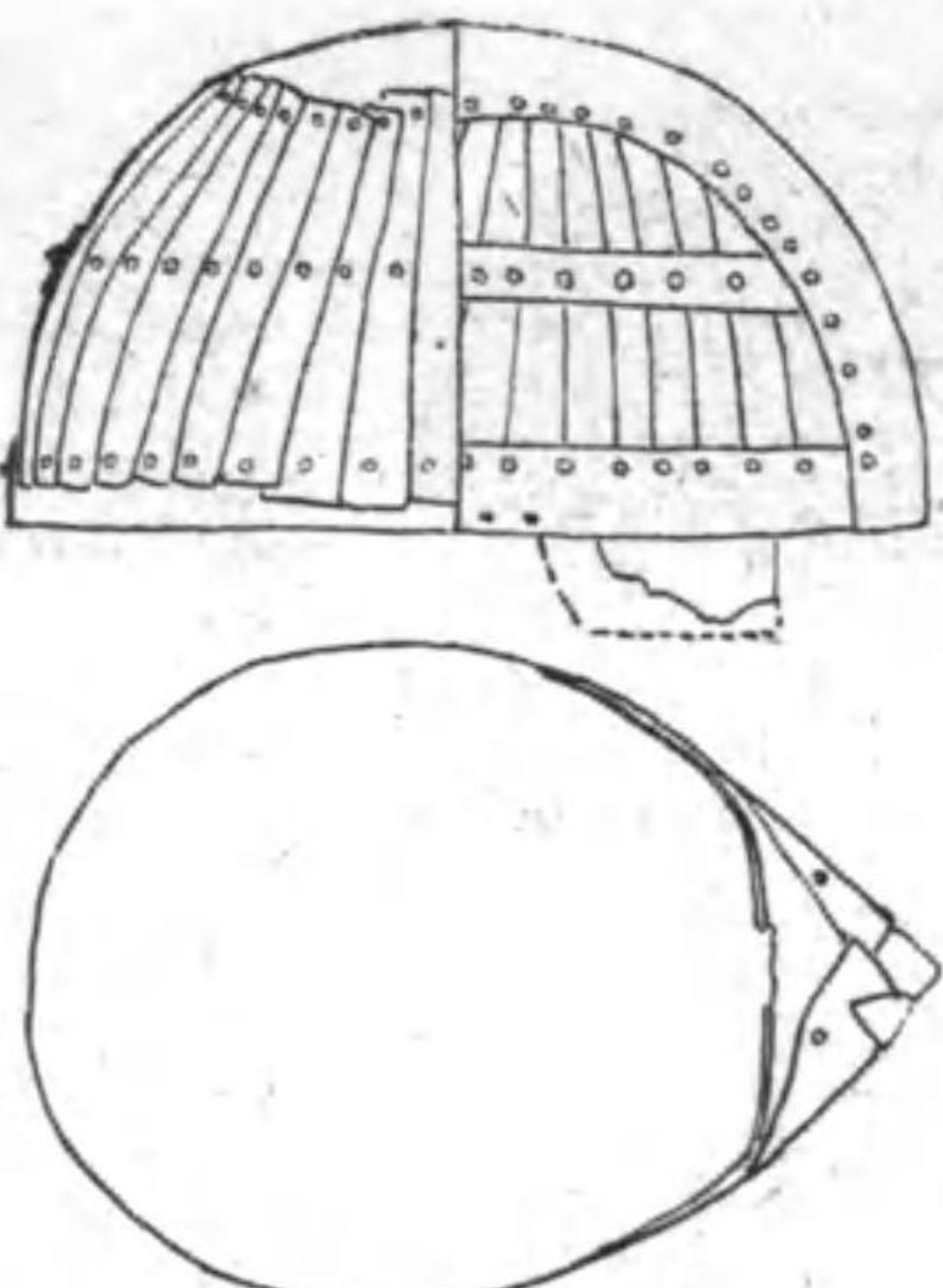
圖七二一第一 小鐵札留桃形冑

(土出村幸賀郡諸西國向日)

なほ真向下に小形の眉庇をつくつて居ります。これは長さ二〇厘米、幅二
厘ばかりの鐵板を鉢裾裏に貼付けたものであります。

一體この桃形式冑の頂邊には、小さい孔が數個穿たれて居るし、又腰巻
板の裾縁にも小孔が列をなして穿たれて居るを普通といたします。頂邊の
孔は、後に申述べますが、三尾鐵とも呼ぶべき三脚の飾金なり、鳥羽なり
を附飾する爲めのものであり、腰巻板の裾縁の孔は、鷲を綴付ける爲めの
ものであります。ところが、この加賀勅使村出土のものには、兩方ともそ
せんから、多くの冑の中には、これがなくとも差支ありませんが、鷲の方
は、どの埴輪にも必ずありますし、又現にこの古墳からは、甲の草摺りに
用ひたものもあませうが、又中にはこの冑の鷲を形成してゐたかと思は
れる小札類も發見されて居りますので、腰巻板の鷲付孔を私が發見出来な
いのかも知れません。

前に申上げた、今は御物となつて居る金銅製の冑(第一二五圖)もこの横
板鐵留式のものであります。



圖八二一第一 桃形冑堅板鐵留

(土出村幸賀郡諸西國向日)

小札鐵留桃形式冑 前に申上げた横板鐵留式の地板に當る部分を、小札に代へたものであります。第一二七圖
に示した日向國西諸縣郡真幸村出土のものは、この様式の中では小札の幅が狭く、上段に片側二十一枚、
眞後の押への板を合せて兩側で四十三枚、下段は四十九枚を用ひ、精巧のものといふべきであります。龜いもの
になりますと、その半に達しないものもあります、この精粗の區別は、製作の精粗であり、隨つて同一時代のもの
にも精粗兩様があつてもよいのですが、同時に
時代的にも變化があつたやうであります。古い時
代のものは通じて小札が細いやうであります。
なほこの第一二七圖に示したものに於いては、
眉庇の板を鉢の裾の外側に鉄着させて居ります。
これは、折角細かに小札を鐵留してゐると、正
に相反する粗末の技法であります。時代の降つた
ものにこの手法のものがあるのかも知れません。

堅板鐵留桃形式冑 これに鉢中央の胴板を有す

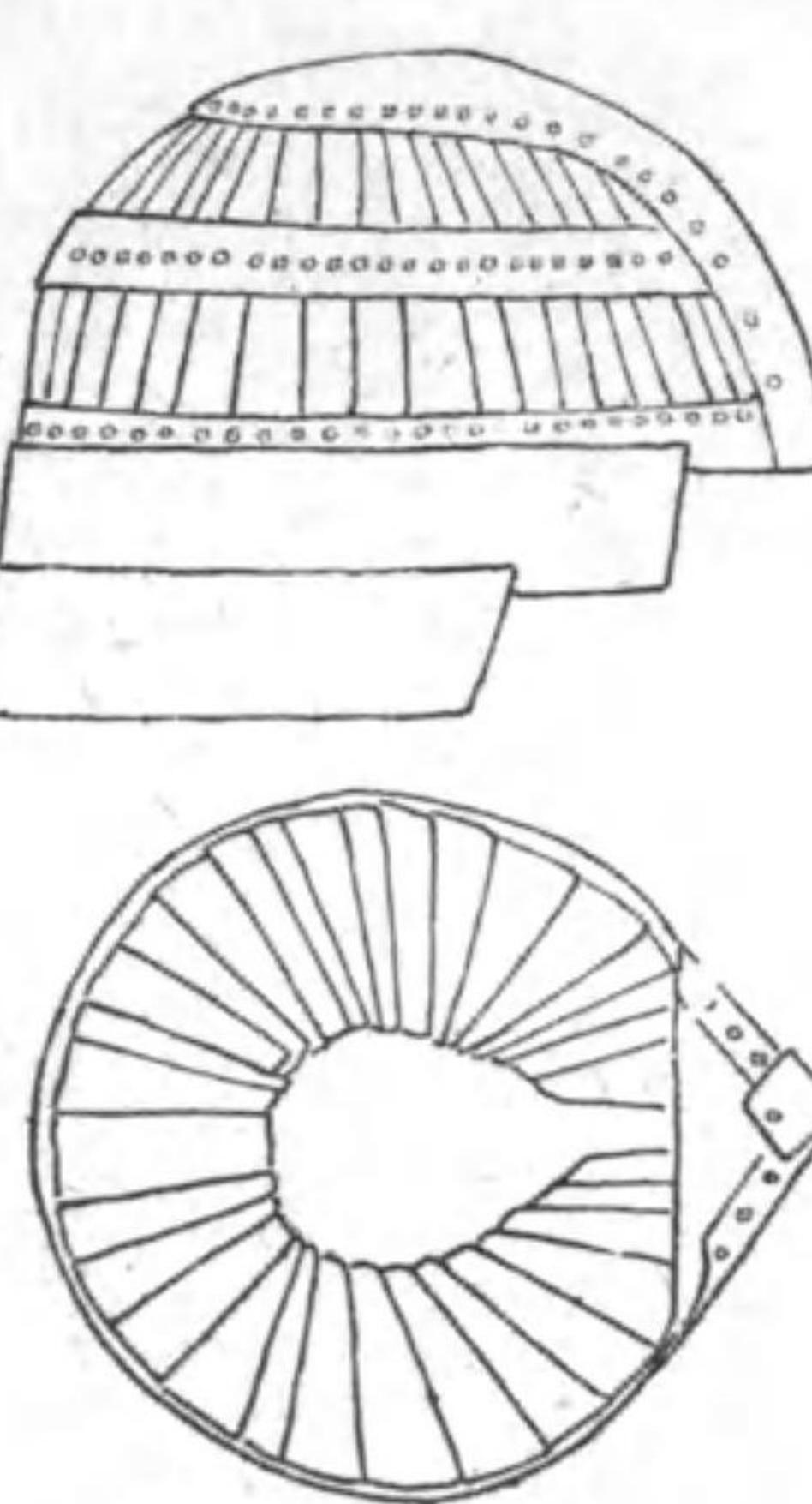
るものと、これを缺くものとの二様式があります。今前者の例として、山城國久世郡久津川村車塚出土のもの
(第一二八圖)を示しませう。

前に申述べました上下二段の小札捲を上から下まで一枚の堅板を矧いで行つたもの、胴板はその堅板を固着せ

しめるに用ひられただけであるから、鉢も一列に留めて居ります。この堅板は總計三十六枚となつて居り、比較的細い方であります。

眉庇は比較的に丈が高くなつて居ります。この眉庇は裾の内側におかれ、腰巻板の端を少し張り出させ、その眉庇板の上側に無造作に伏せ、これを鉢着させて居ります。

眉庇は比較的に丈が高くなつて居ります。この眉庇は裾の内側におかれ、腰巻板の端を少し張り出させ、その眉庇板の上側に無造作に伏せ、これを鉢着させて居ります。



胄式形桃留鉢板堅鐵 圖九二一第一

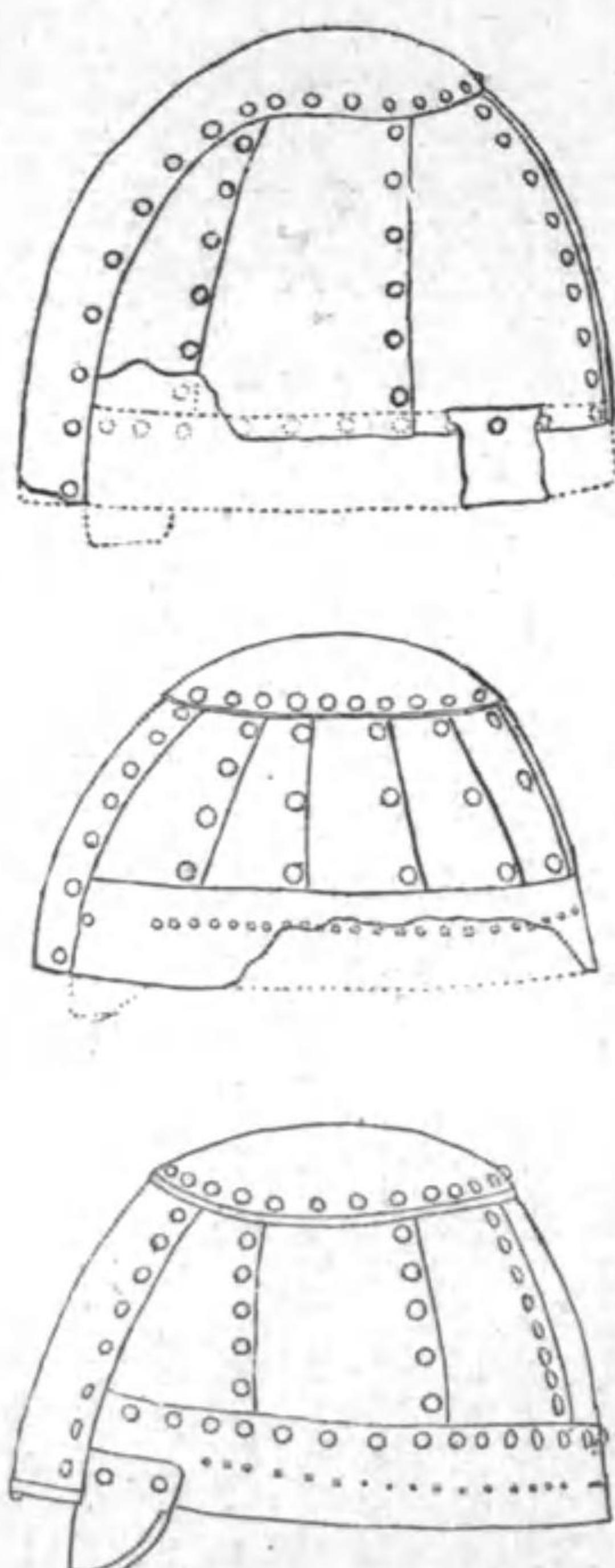
(土出古墳七村島舌百郡北東國東和)

頂邊には三尾鐵を附装させてあつた痕跡を留め、伏板の裏側、即ち鉢の内側にその三尾鐵を鉢に綴付けた紐が残存して居ります。

同じく堅板鉢留式のものであります。第一二九圖の和泉國泉北郡百舌鳥村七觀古墳出土のものは、堅板の幅が稍々廣くなり、爲めに二十四枚と堅板の數を減じて居ります。

圖で見ますやうに、左右の幅が著しく増して、鉢の口邊の形は圓形に近いものとなつて居ります。随つて真向の角度もすつと鈍くなつて來るのであります。これでは外形の美を求めるることは出来ません。

三尾鐵が附装されて居りましたでせう、鉢裏に綴紐に用ひた組紐が残つて居ります。綴は一枚板のを用ひて居



胄式形桃留鉢板堅鐵 圖O三一第一

土出見小村木蘭郡玉燒北造藏式 (上)
土出町宮大郡火祭藏式 (中)
土出町同前野多藏野上 (下)

ります。圖では假りに鞆の形に復原して鉢の腰巻板につけて見ました。一體、一枚の鞆板といふのは、類例が渺しいものであります。本品のは鞆板の幅が廣いから、圖で御覽になります通り、仕付けた形はさまで不様ではありません。

第一三〇圖に載せた三個の胄も、堅板を矧ぎ、それを鉢留めにしたところは、堅板式とした前二者と趣を等うしてゐますが、この三個はその堅板の數が俄然と減少し、十一枚（第一三〇圖中）から七枚（第一三〇圖上及び下）と著しく減少します。しかも中・下に示したものは、伏板と突角部とが一連をなさず、別々の拵となつて居りますし、かつ鉢の中邊にありました胴卷板を略して居ります。



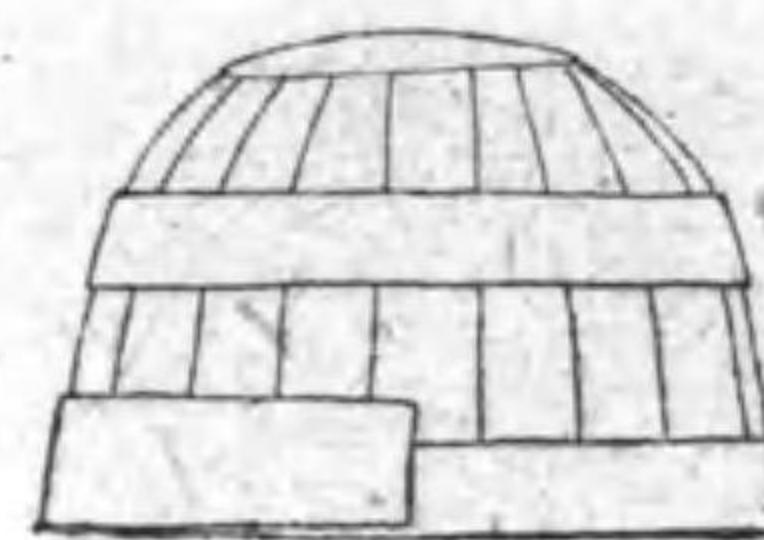
第一三一圖
鉢・兜
（藏此神社新山太郎伊）

この新しい拵は、一面には今迄に述べましたものを精製とし、これを略製とすることも考へられます。堅板の數を著しく減少させたことに於いて、又胴卷板を略したことに於いて、又、伏板と突角部とを別々にしたことに於いて確かに手を抜いて居ります。

併しこれらの出土した古墳を見ますと、孰れもその地方に於ける大古墳であり、隨つてその墳墓の主は、下級者ではなかりさうであります。しかもその三者の孰れも古墳時代後期のものであります。今迄述べましたものよりも、時代が降つて居ります。それ故、胄の拵も漸次様式を改めて來たのであります。

さう考へて來ますと、この種の胄の拵について、更に見なほさねばならない點が出て参ります。それは中世の兜の形に近寄つて來たといふことであります。

第一三一圖の兜は、伊豫の大三島の大山祇神社藏のもの、鉢だけであり、八幡座の金具・眉庇・襷等を缺失し



第一三二圖
（土出村大山祇神社藏）

て居りますから、中世の兜の代表的のものとすることは出來ないかも知れませんが、これに伴ふ胴の小札からいつても、恐らく現存兜の最古の様式のものの一といつてよいでせう。

又、第一三二圖のものは、奈良時代の胄といふことが出来ます。それは併出品から見てのことであります。唯、惜むらくは、土中品である爲め、鏽が著しく、銛頭と鏽瘤との區別がつきませんので、圖の上では、銛頭を描くことを略しましたが、この兜を中間に置きまして、第一三〇圖のものを考へますと、餘程中世様式へ近寄つてゐることが察せられます。殊に第一三〇圖の上野國藤岡町出土のものの眉庇は、眞

向の突角部の下ではありますが、鉢の外に出して打ちつけて居り、その點からいつても中世の様式に酷似して居ります。又この第一三〇圖のものになりますと、腰・卷板の襷付の孔が、圖に示した通り一連のものとなつて居ります。これは今迄に見たものと様式を異にし、襷が小札感のものか、皮革製のものかと思はれるのであります。

胄の襷については、後にもう一度、縫めて申上げる積りであります。實物の方で、この桃形式のものには、板襷を普通とし、小札感の遺物には接しませんが、併し埴輪の胄には多くの例があります。而して實物の場合には、威毛が腐蝕します關係上、威の姿をその儘に遺存する襷がないとしても、敢へて異とするには足らないでせう。

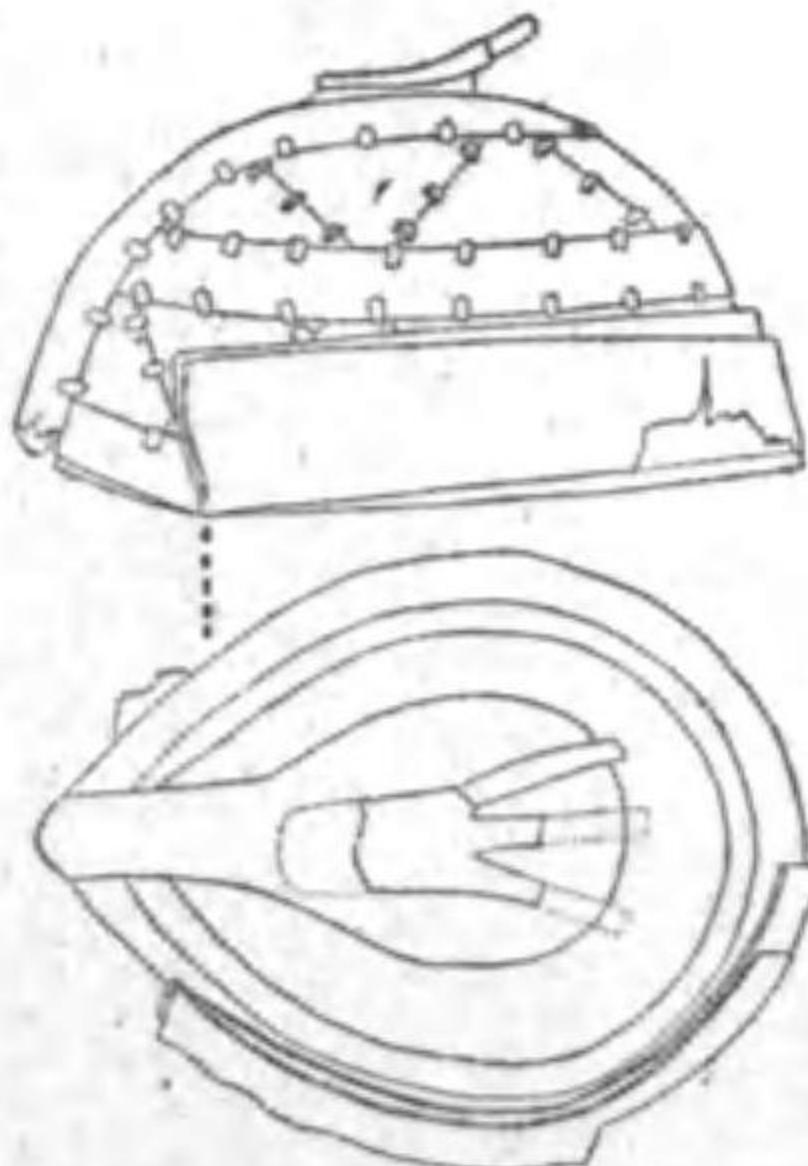
三角板鉢留桃形式胄 これは今のところ、第一三三圖に示す丹波國多紀郡雲部村東車塚出土の一特例があるに

過ぎません。前に申上げた横板なり堅板なりと異り、三角形をなす板を横に並べて鉢留めにしたものであります。ただ本例に於いては、眞向の突角部にあたるところが、異常の形となり、大きく瘤状の空洞部をなして居ります。何の爲めにかかる異状の形式のものをつくつたのか、その理由には



青式形桃留鉢板角三 圖三三一第一

(土出塚古東村高野郡紀多國波丹)



圖四三一第一

青式形桃綴革板角三

(土出塚古東村高野郡紀多國波丹)

解説に苦むものがありますが、今後に於いて、類例が發見されるかも知れない、そしてその類例の發見によつて、何か適切の解釋が出来るかも知れないとして、それ迄を待つこととしたいと存じます。

三角板革綴桃形式胄

これも類例は極めて稀であります。今のところでは、第一三四圖にその一を示した和泉

國泉北郡百舌鳥村の七觀古墳出土の三例あるを知るのみであります。前に申上げた三角板鉢留とは趣を異にし、三角板を横に連ねたものを、革緒か組緒かを用ひて綴ぢつけて行くものであります。即ち眞後に第一の三角板を置き、その左右に縁を上重ねするやうにして、上段は十枚、下段十一枚の三角板をそれ／＼革紐で所々を綴付けてあります。

ここに示したものには、二枚の板跡がついてゐます。一枚の板幅が二寸二分ありますから、垂れは四寸位になります。なほその兩端は若干の割り込をなし、捻り返しをつけてゐることであります。

更にこの胄で著しいのは、鉢の頂きに三尾鐵のついて居ることであります。このことについては、後に述べませう。

三

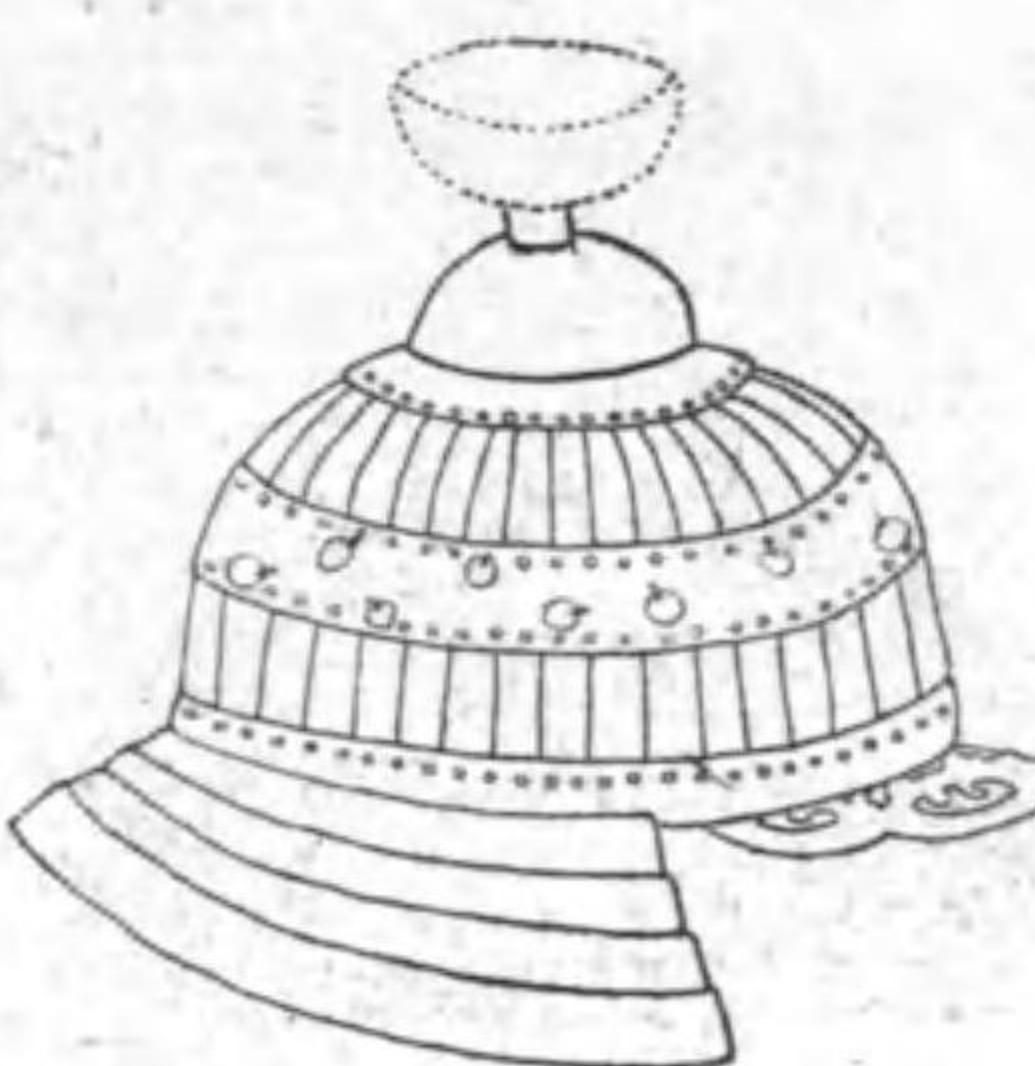
以上で桃形式胄の様式の解説を終り、次に眉底式冑について申上げます。今迄申上げた桃形式冑にも、眉底はついて居りますから、特に眉底式といふのは、少し變であります。が、圖で御覽になる通り、眉底が非常に大きく、かつ前方へ突き出て居り、見るものに眉底の印象を強く與へますので、眉底式の名を與へた次第であります。

この眉底式冑は、前者よりも裝飾要素が著しく、隨つて實用的らしくない感じを與へられます。しかもこれを發見した古墳は、その地方での豪族のものと思はれるものが多いことを考へますと、自から冑の性質を察するこ

とが出来ます。

製作の上から様式を分けますと、小札を上下二段に並べまして、中央を胴板で抑へた「小札鉢留式」と、上から下までの一枚の堅板を並べ、その中央を單に胴板で抑へた「堅板鉢留式」と、横板を上下二段用ひ、中央に胴板を用ひた「横板鉢留式」、それにたつた一例であります。即ち今のところは、鉢留式のみであり、革綴のものもなく、かつ三角板を用ひたものはありません。まづ「小札鉢留式」のものから申上げま

せう。



圖五三一第
青式庇眉留鉢札小銅金
(土出陵御某諸泉和同)

小札鉢留眉庇式冑 この型式に属するものには、金銅製のものもあり、鐵製のものもあり、又後世の兜に二方白、四方白と呼んでゐるものと趣を等うして、鐵・金銅入交ぜのものもあります。共に小札形の板を、上下二段に張り繰し、胴卷板を中心巻いたものであります。そして桃形式と異り、鉢の縁も扁圓形をなし、

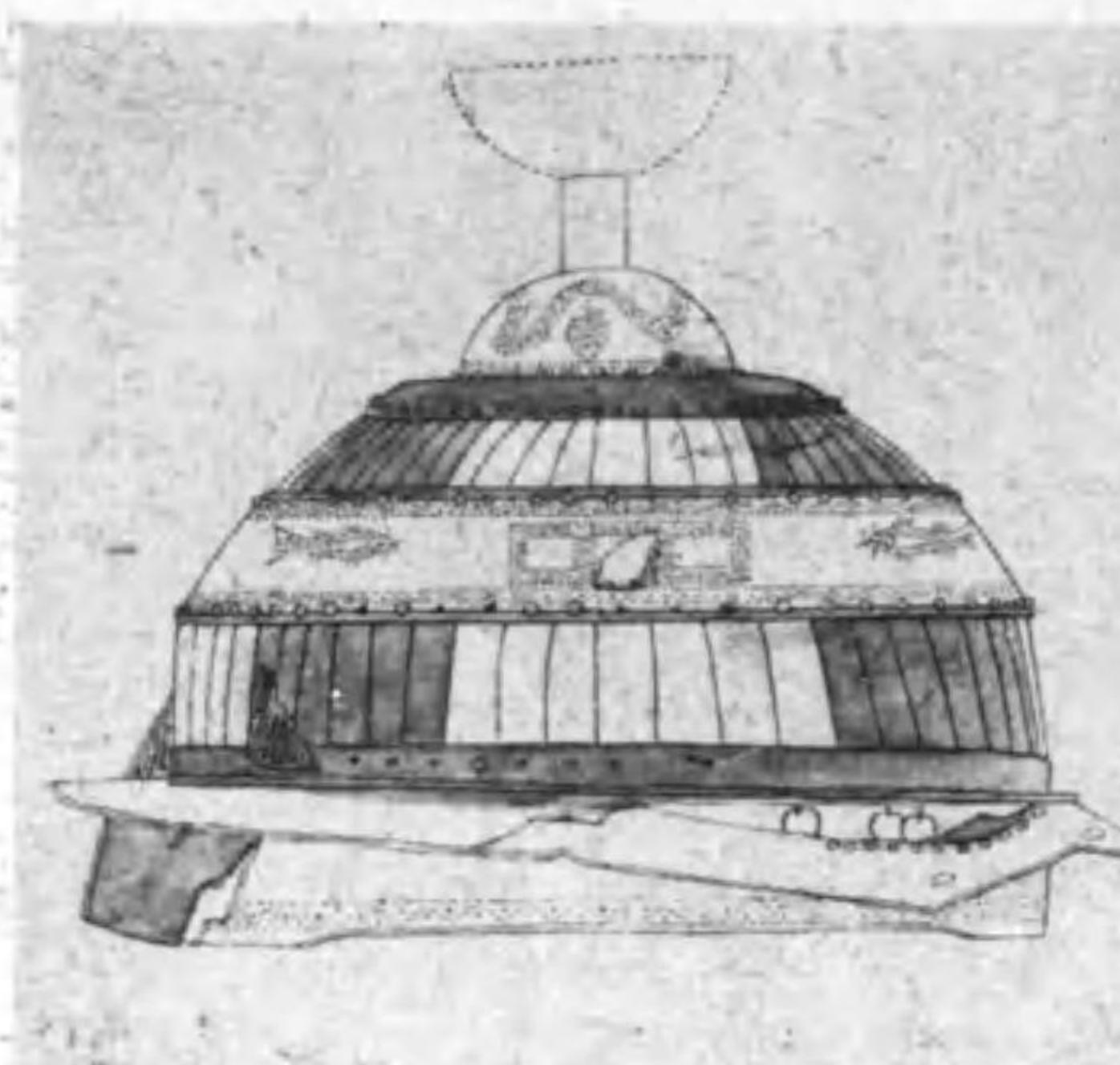
眞向が突角形をなして居りません。そして頂邊に、伏鉢、即ち鏡形のものを伏せ、その中央から突き出でる軸金の上に、その伏鉢と同形の鏡形のを、上を向けておいてあります。この上を向いた鏡、即ち受鉢の中には、何も收めてなかつたやうであります。鏡の縁寄りに沿うて、小孔列が続つて居ります。今迄のところでは、その

小孔が何に用ひられてゐたか、明かにしやうもありませんが、恐らく何かの垂飾品が施されてあつたことと存じます。

さてこの型式の遺品の中で、著しいものや、特殊のものを紹介して見ませう。

第一三五圖は、和泉國某御陵出土と傳へられるもので、今は圖のみが残つて居ります。金銅製、受鉢は失して居ります。板鞘四枚仕立のものと見えますし、胴卷板に歩搖裝飾が施されて居ります。

今、紐育のメトロボリタン博物館の所蔵に歸してゐるのは、頂邊の受鉢・伏鉢・管及び眉庇が金銅製、他は鐵地金銅薄板被せるものでありますし、筑後國浮羽郡吉井町八幡社境内月岡古墳出土のもの(第一三六圖)は、末永雅雄君の調査によりまして、四方白といふべき特殊のものであることが明かにされました。即ち圖に示しました通り、眞向・眞後及び兩側面の四方に、各七枚の金銅小札を配し、その間に黒漆塗の鐵小札をまぜてあります。



圖六三一第
青式庇眉留鉢札小白方四
(土出陵古墳月内塚社附八町井吉郡羽津國後荒)



圖七三一第一
金銅板留眉底式胄
(上出雲村川原郡君津上)

この胄は、他にも特異の點があります。受鉢は失はれてありますが、鐵地金銅被せの伏鉢はその下縁を外方へ捻り返し、それを使つて鉢の伏板に銀留して居りますところは、他に類稀なる手法でありますし、伏鉢及び胴卷板にある蹴彫文様も注意すべく、眉底のところに歩搖附飾のある珍しいと思ひます。この胴卷板は鐵製でありますが、その上に金銅薄板をのせてあり、それに文様を施してあるのであります。全部鐵製のものが、越前國吉田郡吉野村岩船山古墳から出土して居ります。これは珍しくも受鉢・伏鉢二つともに皆具して居り、完全なる形のものとして人に知られて居ります。ただこの胄の腰巻板は、後半が缺失して居り、爲めに騎付けの様子を確實に知ることが出来ませんが、板襷が用ひられてゐたことは察するに難くありません。なほこの胄は、三角板銀留式の短甲と併出して居るのでありますから、若しこの胄を着用する武人を現はさうとされるならば、甲には短甲を用ひても差支ない。即ち眉底式胄も時に短甲と併用されることがある事實を示してゐるとして差支ありません。

堅板鉢留眉底式胄 以上で「小札鉢留眉底式胄」を終ります。次に外見ではこの小札鉢留式と相似して居ります

が、小札の代りに上下相連る細い堅板を用ひ、これを締める爲めに胴巻板を用ひた「堅板鉢留眉底式胄」について申上げませう。これにも、頂邊に受鉢・伏鉢の裝飾があり、騎も板襷が用ひられてゐたと思はれますし、鉢も全部を金銅製にしたもの、四方白のもの、及び全部鐵製のものとの三様式があります。

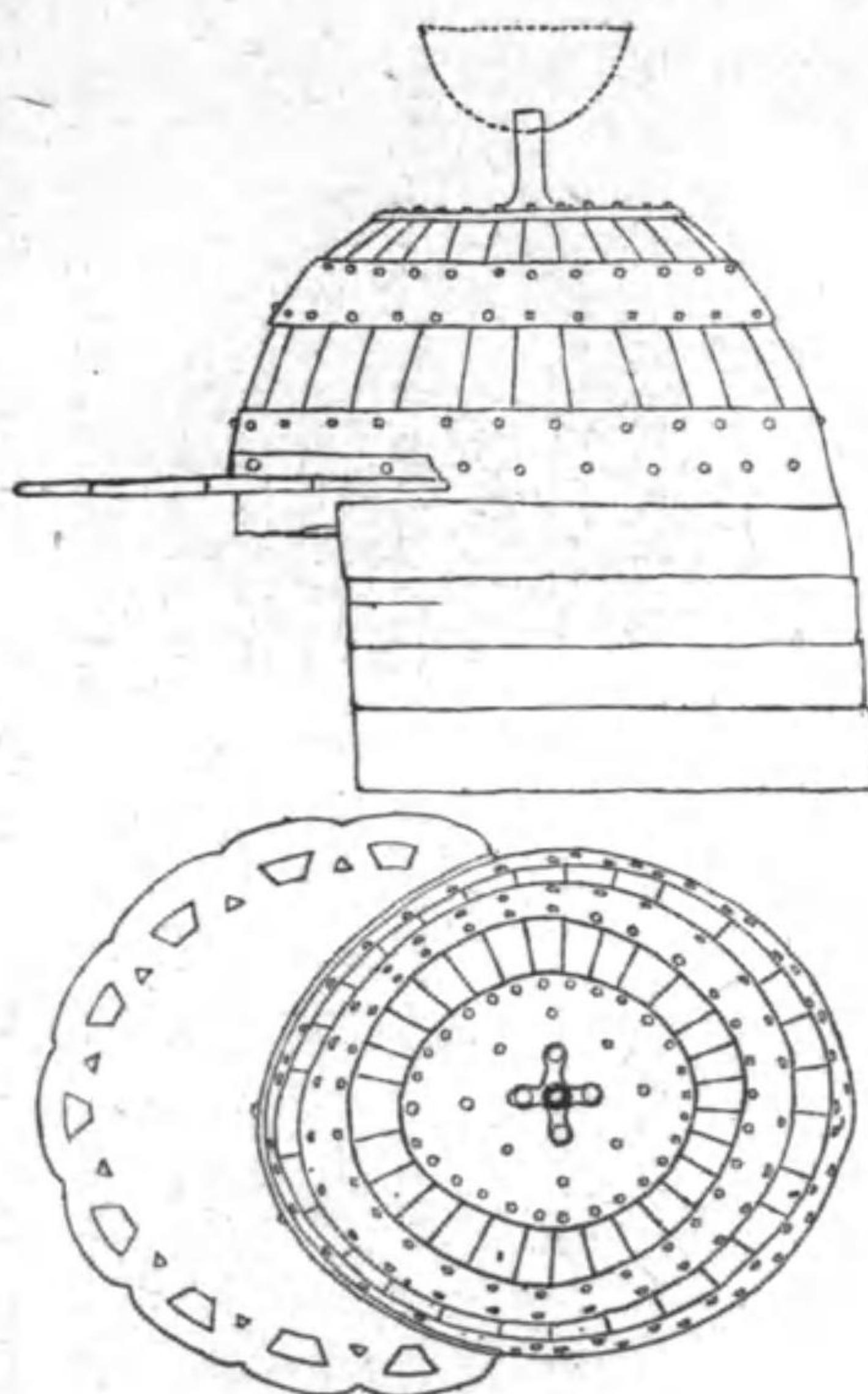
金銅製のものには、上總國君津郡清川村出土のものがあります。通體が金銅製である上に、裝飾文様が著しく、今のところでは古墳時代の胄の王とされて居ります。(第一三七圖)

細い堅板を五十六枚も用ひたものであり、それを締めた胴巻板に施されてゐる蹴彫文様が著しいものとして人に知られて居ります。今は襷を缺失して居りますが、腰巻板に残る襷付孔の様式から見て、板襷であつたことに疑はなく、かつ今は失はれて居るとはいへ、鉢が金銅製なることからして、襷も皮革製のものではなく、矢張り金銅製板襷であつたと考へて居ります。

伏鉢か受鉢かのどちらかが缺失して居ります。なほこの胄に伴つて發見されたのは、金銅製小札威の挂甲であつたのであります。即ち眉底胄は、前に申上げた越前國岩船山例の如く短甲に伴ふこともあり、又この例の如く挂甲に伴ふこともあります。

和泉國泉州郡淡輪村から出土したものは、鐵地金銅製のものであり、前に申上げた筑後國月岡古墳のものの如く、四方白の袴となつて居ります。なほこの胄の袴は、四枚の板袴であります。第一、第三の兩段が黒塗鐵、第二、第四が鐵地金銅張といふ念の入つたものであり、かつ各段の兩端及び第四段の下縁には小孔が穿たれて居りますが、これを調査された末永君は、布の覆輪が施されてあつたとを報ぜられて居ります。併しかくも念入り

の排であるとすると、その覆輪には、布のやうな粗末のものを用ひたのではなく、錦又は絹等を飾つたのではないか。せうか。



（土山解南） 背式 床眉

次にこの細堅板を全部鐵でつくつたものの中で、南朝鮮出土のものがあります。これも幸ひに殆んど完全に全形を遺存して居ります。（第一三八圖）これが南朝鮮出土であります。南鮮の古代文化は、種々の點で、内地のものと共通點がありますが、甲冑だけは、内

なほこの内に於いて注意すべきは、頭邊の排であります。受鉢も伏鉢も遺存して居りませんが、尠くも受鉢はあつたことと想像して居ります。併し伏鉢の方は存否孰れかを決することが出来ません。圖で見ます通り、管金は、四脚に分れ、その端を丸くつくり、かつ鉢留にして居り、これを縫つて鉢飾りがあるところは、伏鉢を缺いてゐたのではないかといふことを考へさせられます。



（土山解南） 背式 床眉

これで堅板鉢留眉庇式冑の記述を終ります。次に桃形式冑には、相當數多くあつた横板を鉢留にしたもので、眉庇式のもの即ち「横板鉢留眉庇式冑」を見ますと、これは類例が極めて稀あります。又大和國生駒郡帝解村圓照寺古墳からは、その横板の代りに、菱形板を鉢留したものが出士して居りますが、これらは、今のところでは類例が多くありません。併し専くとも、前者の鐵横板のものは、あり得る型式であり、今後なほ多くの類例を發見し得るかも知れません。



（土山解南） 背式 床眉

さてこの眉庇式冑は、その全形から見ましても、戦場馳驅に便利なもの、即ち實用に堪へ得る様式のものとは申されません。裝飾的要素が著しく現はれて居ります。又これを出土した古墳から見ても、決して下級者のものではありません。尠くも豪族の用ひたもの、しかも儀式用的色彩の著しいものと申してよいでせう。

これで眉庇式冑の様式觀を終つた譯ですが、僅か一例であります。紀伊國海草郡椒濱出土のものに、特殊の形のものがあります。これは桃形式にも、眉庇式にも屬しない様式のもので、世に蒙古兜といはれるものに類似した形のものであります。

六枚の梯形堅板を鋸留にして、稍々丈の高い鉢をつくり、その頂邊を被ふに一個の半截椎圓形の伏鉢を以てしたものであります。その點からいふと、眉庇式冑の堅板を六枚矧とし、頂邊に著大の伏鉢を伏せたものであると見ることも出来ます。しかし眉庇を具してゐなかつたと思はれる點に於いて、眉庇式冑の直系とは申されません。

四

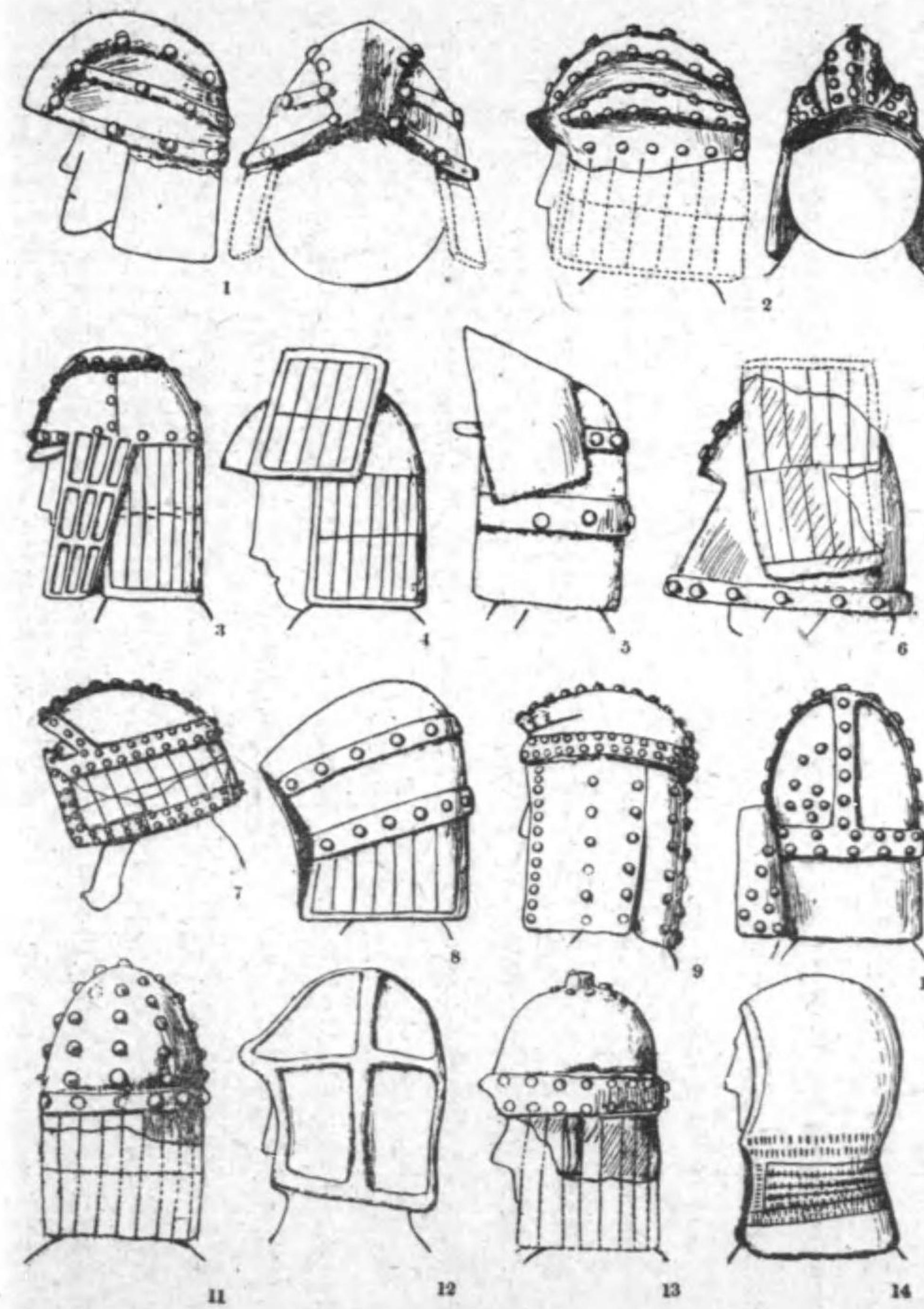
さて古墳出土の冑は、以上で大體に型式を盡した積りであります。埴輪の武裝男子像を見ますと、ここに申述べました様式以外のもののが多少あるのであります。これは一には、埴輪には寫實以上に出て、想像的表現を加へたものもありますから、埴輪に現はれた全部が、實在したものとするることは出来ません。併しそれと共に、甲冑にも皮革の如き有機質を用ひたものが相當多かつたであります。これが實物の場合には、土中で腐蝕し去

つたものがあると考へることは出来ます。今、埴輪男子像に見る冑の様式の中で、著しいものを集めて大觀して見ませう。第一四一圖がその聚成圖（著しいもののみ）であります。

1・2が横板鋸留桃形式冑の様式に属するものであります。ただ1に於いては眉庇の表現が略されて居り、2に於いては、眉庇が尖角部の外について居り、正面から見た様式は眉庇式を見る觀がありますが、眉庇式冑のよりはすつと小形であり、まさに眉庇式と桃形式との中間様式をなして居ります。2には明かに小札輪の一部を遺存して居りますが、1の輪の様式は明かでありません。ただ輪が附装されてあつたといふことを推察し得るに過ぎません。

3は堅板鋸留桃形式の冑の形をよく現はして居りますが、四枚鉢となつて居り、腰巻板はただ鉢頭の列を現はしたに止めて、板そのものの表現を略して居ります。この冑を被つてゐる埴輪は、挂甲着用の武裝男子像としては頗る精緻な表現を探つてゐるに拘らず、又、この冑も形の要領をよく捉へてゐるのに、かく腰巻板の表現は、鉢列を以て具象させてゐるに過ぎません。埴輪表現にはかくの如き表現のものが多い。一から十までを寫生してゐるものでないところに妙味があります。眉庇は前に實物で見た上野國藤岡出土のもの（第一三〇圖下）に似て、眉庇付の鉢を現はして居り、かつ鉢も丈が高くなり、まさに古墳時代末期の相を呈して居ります。4・5・6は、或は全部、或は一部と、鉢の伏板なり、胴巻板なりの表現を略して居りますが、眞向が尖角をなし、桃形式冑の特徴だけはよく捉へて居りますから、これも實物の冑と等しい様式のものといつてよいでせう。

13は、或は眉庇式冑を現はしたものと認めてよいでせう。鉢の形は圓形を呈し、眞向が尖角形を示して居り



成衆式様冑用着像子男装武輪埴 圖一四一第

ません。胴巻板も略されて居りますが、これを胴巻板のないもの、而して鉢に堅板の表現もないから、或は最近の鐵兜なり、歐州の兜に見るやうに、丸鉢形に鑄たものか、又は打出したものかとするとも出来ませう。この様式の胄は、古墳出土の實物には全然見當りませんし、又、中世の兜にも有りませんが、戰國時代に降ると稀にはあります。それ故丸鉢打出の鉢があつたとしてもよいでせうが、今のところは堅板の矧目なり、胴巻板なりの表現が略されたものと見るべきであります。

頂邊の伏鉢なり、受鉢なりの表現もありません。受鉢を埴輪につくることは困難でありますから、これを略したといつてもよいでせうが伏鉢は容易に現はし得ます。頂邊の圓墻形表現がそれであるとは申されないでせう。併し實物でも、朝鮮出土のものに伏鉢なしと明言し得るものがあるのですから、或はあの朝鮮出土のものも、頂邊の上に突き出た管だけで完きもの、受鉢缺失として、圖上に想定復原したのが誤解であり、この埴輪の如くにあつたのかも知れません。眉庇が、僅かの幅で突き出てゐるに過ぎませんが、これは埴輪である以上、精神だけで、形の方は寫實に出なかつたのでせう。

11が、又特異のものであります。眞向の部分が、少し缺けて居りますが、桃形式に屬するものとは申されません。併しこれが、精密な寫實でないことは頂邊の伏板の表現を缺いてゐることで察せられます。随つて鉢頭も抽象的に過ぎ、實際の形よりも誇張化されたと申してもよいでせう。埴輪にかかる表現を探る場合の多いことは、人の熟知するところであります。併し兎も角も鉢頭が他に見るよりも大形に現はされ、如何にも平安末期から源平時代にかけて盛行した嚴星の兜を見る觀を呈して居ります。一體この嚴星の兜は、堅板鉢留式の鉢頭を大きく

したに過ぎないものでありますから、古墳時代の堅板鉄留式冑に嚴星のものがあつても差支ない譯であります。併し前にも申した通り、多少確實性はないとしても、これが桃形式冑ではないとすれば、眉庇式冑に近いものであります。それに胴巻板が略されてゐるとすると、既に中世の様式へと近接したこととなります。併しこれも13を説いた場合の如く、埴輪である爲めに胴巻板の表現が略されたのかも知れません。

で、絶対性はありませんが、この11といひ、又13といひ、胴巻板のない眉庇式冑系統のもの、しかも眉庇が縮小した形のものが古墳時代末期に現はれたのであり、今のところは、實物の出土例には接しないが、將來この種の遺物の出土にぶつかるかも知れないと期待してゐてよいかも知れません。

以上は、實物と同一様式のものか、或はその系統のものであつて、多少變形したもの埴輪に求めたのであります。併し輪にはそれ以外に、實物に見ない様式のものがあります。

14は明かに皮革製のものを現はしたものであります。一體これを冑と見るべきものかどうかにも疑問があります。これは、他の武裝埴輪像が關東地方出土のものであるに對し、肥後國八代郡野津村出土とあつて、關東地方からは遠く離れた南九州のものであるところに、特異の點がありますし、楯を前にしたものではありますが、胴體は圓筒形式となつて、服裝のところは、武裝か平裝かが明かでありません。併し廣く楯を前にする埴輪の例を求めますと、胄着用でないものが多いやうであります。隨つてこれも冑ではないとしてもよいのですが、又一方既に先輩や友人などが種々の論著で申述べてあります通り、北亞地方の武裝にこの兜を見ることがあります。

一體、皮革だけの兜は、敵の利刃なり矢鎗なりを防ぐには餘り適當のものとは申されません。中世の鎧の小札

の如く、皮革の表皮を何板も矧ぎ合せたもので、相當に強靱性を有しますが、どうもこの被物の皮革にそんな工作が施されてゐるとは見られませんから、胄としての實用性には乏しいものとしなければなりません。尤も鐵薄板を間籠めにしたものであるとすれば、問題は別となります。で、柄を前にする埴輪男子像としては、胄と見る可能性を弱められるが、從來の説に従ひ、胄の一種と見てもよい位にしておかうと思ひます。

ところが、12になりますと、胴には短甲を着用して居りますから、明瞭にこれを胄の一種と見てよいでせう。しかもその胄は、古墳出土のものに類を見ないものであり、鉢は兩側各二枚、合せて四枚の皮革を用ひ、その合せ目に、帶板を伏せて形をなしたものであり、袴も又鉢と同様の手法によつて居ります。

10はこの12と稍々似て居りますが、これになると、材が金屬か皮革かを明かにすることが出来ません。寧ろ金屬製と見るべきでありませう。丈が著しく高いのが特徴であります。789の三例も、用ひられた材質を明かにすることが出来ませんし、形も桃形式の趣を有して居ますが、多少異つたところもあります。いくら埴輪の寫實性を缺くものがあるとしても、全くの架空の表現とはいへないでせう。それで古墳時代の後期には、こんな様式の胄もあつたのかも知れませんといいたします。

以上で古墳時代の胄の鉢についての記述を終ります。次に袴、眉庇等胄の附屬品について申上げようと思ひます。

五

袴には、實物として板袴と小札袴とがあります。

板袴は、後世の兜に類例の稀なるもの、幅一寸前後の帶板状のものを四枚か五枚かを漸次上重ねにして垂下したものであり、又第一二九圖に示したやうに、幅二寸餘のものを二段作りにしたものもあります。垂れが五寸となりますと、既に肩につかへて参りますから、垂れの全幅が既に定まるので、段數は各々の板の幅によつて自から定まつて参ります。

各段の長さは等しく、随つて袴の前縁は直ぐにつくられるを普通といたしますが、稀には下になるに随つて、長さが短くなるものもあります。

又裾板の肩にあたるところを、梯形に切り込んだものもありますが、かかる拵を見ないものもあります。この袴板の綴じ付けは、後世の素懸の如く、前寄りの左右兩側及び眞後に、四つの小孔を穿ち、これに革緒か組紐かを通して綴付け、それを鉢の腰巻板にある同趣の小孔へとかけたことと思ひます。

なほ末永雅雄君の注意されたことありますが、袴の袴板に特殊の形の板を鍛着したものがあります。その様式の明かに遺つてゐるのは、筑後月岡古墳出土の眉庇付冑にあるもので、これは幅一寸二分の鐵製板袴の最下段の板即ち裾板に、長さ四寸餘、幅八分、そして一端が薙刀身形につくられた帶板を鍛着させてあります。これ

を復原すれば、前に申上げた裾板を梯形に削つたものと趣を等うして居ります。而して、この縁に小孔を列をして穿つて居ますが、これが、肥後玉名例の如きものでありますと、小縁をつくる爲めの孔と考へることも出来ますが、大和圓照寺出土例の示すところは、孔列が縁を繞らす、その薙刀部のところだけとなつて居ります。そこで末永君は、この裾板から更に何かを垂下したのであらう。若しさうであるならば、袴の袴板が既に肩につかへる位の位置にあり、袴としての最大限度の垂下をなして居るのであるし、若し更にこれ以上に垂下するものがあるとすれば、それは硬い質のものでは不便のものとなるので、布帛か又は皮革質のものであらう。そして双肩の掩護の爲めのものであらうとして袖袴の名をつけて居られます。埴輪にはかかる拵のものを見ませんが、既に埴輪に板袴を見ないのでありますから、埴輪にその拵を求めることが出来ないとしても、かかるものはなからうとは申されません。末永君の言はれる通り、將來にこれを實證する裝具が發見されることがあるでせう。

小札袴は、實物としては紀伊椒村出土のものがあるだけであります、桃形冑の堅板式のものの腰巻板に小孔列が圍繞するものがあり、これが板袴綴付のものではなからうと想はしめられるものがあることは、既に前に記しましたし、又この種の袴は、古墳時代後期のものであることをも注意しておきました。しかるに、埴輪を見ますと、その殆んどすべてが、小札袴であります。武裝埴輪人物像の殆んどすべてが古墳時代末期のものであることは、既に本文の中でも申上げたのであります。随つて小札袴は古墳時代後期になつて、盛行したと申してもよいでせう。

紀伊椒村出土のものは、七段となつて居ります。全形が遺存してゐるのではなく、かつ關東大震災の厄を受け

て紛失して仕舞つたので、今その細部を注意することが出来ないのを遺憾といたします。随つて後世の薙の如くに、据板に菱縫があつたかどうかを明かにしませんが、胴に用ふる挂甲にもこれを見なかつたらしいので、未だそこまでは至つてゐなかつたと申してもよいでせう。埴輪にも見られません。

後世の例で申しますと、薙に使ふ小札は、胴に用ふるものよりも小形のものを普通といたします。紀伊根村例のもどちらかといへば小形の方であります。埴輪の方は孰れも大形のものを用ひ、二段威しとして居ります。一體、挂甲の例を見ましても、當時の小札の形は、大小がさまで一定して居るとも申されません。今、上野國藤岡町古墳から、第一三〇圖下の背と併出した小札は、比較的に數が専く、一の挂甲をなしてゐたとは思はれません。或はその堅板鎌留式の背に伴つたもの、即ち薙をなしたものであるかも知れません。さうすると、これでは三段位が恰度よい形の薙となります。随つて二段又は三段下りの薙もあつたのかも知れません。

次に埴輪の場合を見ますと、その小札薙に特異の様式のものがあります。第一四一圖3は眞後を示してゐないから、圖によつて見て頂くことは出来ませんが、眞後が割れて居り、中世の草摺を見る如く、左右二枚の薙となつて居ります。この様式のものが、稀には見られますので、そしてこれが古墳時代末期のものでありますから、一時は用ひられた薙の様式と思はれます。併し平安朝時代の兜にはこれを見ることが出来ませんから、この上古時代の割薙は、その末期に現はれた一時的現象であります。

9に見る薙も特異の様式であります。これは左右と後との三枚に割れて居りますし、その垂れの様子は、鐵板といふやうなものではなく、又小札薙と見られる表現もありません。寧ろ皮革を用ひたか、或はカルタ金のやう

な小鐵板を心にして、外を布帛の類で包んだといふやうなものであります。中世の兜に稀に見る下散薙の様式によく似て居ります。

なほ埴輪に於いて、著しいものとして吾々の注意を惹くのは、3及び10に見る薙の副板であり、これと聯關係する456の鉢の側副板の捨であります。310の薙の副板は、明かに薙の目的を増強させる目的のものであり、これによつて側面から来る敵の矢を防ぐことが出来ます。それならば別に薙からこれを離さず、薙をそのまま前に延せば用が足りる譯であります。10の方は、全くその副板が定着して居るのもその爲めでせう。併し3の方は、動かされる必要がない時には、鉢の方へあげておくことも出来るやうに見えます。4はその上にあげた姿であると解することも出来ますが、ただ4の類は、56と聯關係させてその性質を考ふべきであり、かつ3を上にあげると、表・裏が同じ捨でない限り、4の面に裝飾といつては少し變ですが、3の面に見る捨と同一表現をさせてゐるのを解釋出來ません。それで、4のやうな形に、上にあげることは出来るが、埴輪にその姿を現はしたものはない。4は56と共に、薙關係のものではなく、随つて3とは趣を異にするものと考ふべきであると思ひます。

この3及び10が、後世の吹返しに縁の近いものであるといふことは、既に先輩によつて説かれて居ります。これは、310の前端なり、又は全部なりを、外方へ捻り返せば、直ちに吹返しになりますし、又、吹返が兜の威容を増すことに役立つと同様に、この副板も顔面を護る以外に、多少背としての威容を増しませうから、吹返を聯想しても誤つた見解ではありません。併しこの副板が、古墳時代のどの背にあるといふのではありません。殊に實物の背にこれを求めるることは出来ませんが、これも將來發見し得るであります。

鉢の側副板は、4のやうに後へと傾斜するものと、5のやうに前に傾斜するものとがあります。小札威の感があり、後世の大鎧にある梅檀の板を鉢に付けたやうなものであります。小札威では直立させておくことが困難でありますから、實物があるとすれば、矢張り金屬板のものではなかつたでせうか。

この副板の用は明かでありませんが、防禦を二重にする。鉢と副板を重ねておけば、側面からの防禦効果は増大されませう。併じこの實用と共に、中世の兜に見る鉢形のやうに、胄としての威容を増す、即ち裝飾價値もあらうと思ひます。

これも實物に例を求めるることは出来ません。又、これが腐蝕し去つたとか、又は家地になつてゐた部分が腐蝕し去つたにしても、鉢に絡みつける孔があつてしかるべきであります。それと推定し得るものもありません。併し埴輪が如何に觀念的表現を探るとしても、實物に全然無いものをつけるといふことは無いでせうから、これも將來實物の例を發見する機會に恵まれること存じます。

次に眉底について見ませう。眉底式胄に眉底のあるのは當然であります。桃形式胄にもあるのであります。ただ眉底式胄のに比較して、著大でないだけであります。

眉底式胄のは、如何にも著大であり、實用價値を通りこして居ります。そしてそれに透文が施されて居るところは、戰場馳驅の際に用ひられる胄よりも、儀禮用といふ感が強く現はれて居ります。

桃形式胄のものは、鉢の内側に張りつけてありますから、當然下向きになり、隨つて眉底式胄のものの如くに著大につくることは出來ないでせう。一寸幅位の垂下を限度といったじます。しかるに第一三〇圖の上野藤岡出土

のものは、その眉庇を鉢の外縁に張りつけ、しかも稍々外へと張り出るやうに錆留してあります。眉庇式冑のが水平に外に張り出て居り、一般の桃形式冑のが、垂直に垂れてゐるのですから、この上野藤岡例はまさにその中間様式といつてもよいのですが、未だ垂直から少し張り出でてゐるのですから、相當急傾斜面をなして居ります。

この點は、平安時代後期の兜の眉庇の様式に多少似て居ります。或はこの藤岡例が古墳時代後期から奈良時代を通じて平安時代にまで及んだのであり、平安時代後期のものは、これの上に發達したもの、裝飾を加へられたものであるかも知れません。眉庇式冑の眉庇は、上古時代で終つたものらしく思はれます。

最後に鉢の頂邊の裝飾について申上げませう。平安時代後期の兜には、頂邊に大きい八幡座の裝飾があります。これは一面には、換氣孔の用をなすものであることは申上げる迄もなく、御承知おきのことと存じます。

この八幡座が古墳時代のものにありません。眉庇式冑の頂邊にある伏鉢受鉢を貫く管は、鉢裏に口を開いて居りますが、換氣の用からいへば問題になりませんでせう。桃形式冑の方には換氣裝置が全くありません。

中世の兜も、室町時代に入つて、頂邊を護る必要から、漸次八幡座の孔を縮小し、遂にこれを廢することによつて、折角の換氣裝置を失つたのであります。その代りに鉢の高さを増し、かつ頭と鉢頂との間に、多少の空間をつくる爲めに、浮張と呼ばれる裏布を張つて居ります。

古墳時代の冑を見ますと、その末期に於いて多少その丈を高くして居ります。随つて浮張をつくれば、多少の室間を鉢と頭との間につくり、換氣の用をなし得るのであります。どうも古墳時代のものに、裏布を張つた痕跡を發見して居りませんし、況んや浮張の工夫があつたらうと論することが出來ません。随つて古墳時代の冑は

着用してゐる間は相當不愉快のものであつたらうと察します。

かくして、胄の頂邊には八幡座の原始形式すらもこれを求めることが出来ませんが、桃形式のものには三尾鐵の附飾があり、眉庇付のものには、伏鉢、受鉢による裝飾があります。

三尾鐵は、末永君の注意されたものであり、圖（第一三四圖下）の如き形の鐵製品を鉢の頂邊に綴付けたものであります。根と手との二部に分れ、根には双孔二列、即ち四孔がありますし、鉢の頂邊にこれと相應する四孔がありますので、革緒か組紐かを用ひ、その根を鉢頂へ縛りつけることが出来ます。和泉七觀古墳出土のものには鉢裏に組紐が遺存して居り、丹波雲部出土のものには革緒が遺つて居りました。手は普通三叉をなし、その端はぐつと上向きとなつて居ります。

さてこれだけの鐵片が、頂邊についてゐるからといつて、左程裝飾の目的を達することは出来ません。ところが、その三手に鳥の羽や何かの植物性纖維が附着して居るものがありますところを見ますと、この手にそれ／＼羽毛か花枝の類を副へたのであらう。さればこそ、この三尾鐵を鉢に銀留にせず、内面にも一々紐で縛りつけたのであります。即ちその羽毛の軸なり、花枝の根元なりを三尾鐵と同時にその紐に縛りつけたのであり、それを時々新にする毎に、縛り改める必要もあります。

胄に鳥の羽とか、花枝とかをつけることは、後世の兜を見慣れたものには一寸異に感ぜられませうが、原始文化に近い時代であつたことを考へれば、當然といふことになります。

次に眉庇付胄の頂邊の裝飾も、下に伏鉢、上に受鉢ありといふ特異のものであります。この受鉢の中が空であ

ることは、そして外側が金銅であつても、その内側は素銅地をなしてゐるのありますから、何かをその受鉢の中へ盛つたことと察せられます。しかもその受鉢の縁にそつて小孔が列をなして圍繞してゐるところは、そこから垂れて鉢の周圍を、飾つたものがあつたことを想はしめられます。併し實物に於いて、その垂飾品の性質を想はしめるやうのものが附着残存してゐたことがなく、又、埴輪にもこれを示すものはありませんから、現在のところでは、その裝飾を復原することが出来ません。房々とした毛なり絲なりをその垂飾品と考へることも可能であります。

六

さて以上で古墳時代の胄の形式についての大體の記述を終りました。

實物で見ると、桃形式胄と眉庇式胄の二種があるに過ぎませんが、埴輪にはそれ以外のものもあります。而して埴輪にあつて、實物に見られないものの多くは、皮革製のものでありますから、實物の方は土中で腐蝕しきつたのであらうと解して差支ないでぜう。かくして、有機質のものを材質としたものが、實物には求め得られないとすれば、實物だけで胄の發達を論することは出来ません。といつて埴輪を補助材料に使ふことは出来ますが、埴輪人物像の年代を古く遡らしめることは出来ない、尠くも古墳時代前期に比定し得るものがないのですから、今、吾々に與へられてゐる實物と埴輪とだけで、わが古代の胄の發達を論するのは無理であらうといふことにな

ります、併し跡くも實物だけを探つていへば、桃形式冑は、古墳時代前期の終頃には、既に整つた形のものとして現はれて居ります。横板鎧留式が、手法としては原始的であります、古墳の實際からいへば、堅板鎧留・三角板鎧留及びその革綴のものも、さまで時代の前後なくして現はれて居ります。併し胴巻板が略され、堅板の幅の廣くなつたものが、終頃に現はれたものであることは、既に申述ました。

眉庇式冑は、古墳時代中期に盛行しました。併しこれが豪華なるものであり、裝飾要素を多分に含んだものであります、實用性の乏しいものであります。古墳時代後期にはさまで流行しなかつたらしい。當代古墳出土と目し得るものもないし、埴輪にも一例あるだけであります。恐らく桃形式冑に吸收され、以て奈良時代以降の兜の形式を形成させたのであらうと思ふのであります。

本稿を草するに當り、末永雅雄君著『日本上代の甲冑』に受けたところが多い。記して深謝の意を表するものである。

(昭和十五年刀と劍道二ノ七掲載)

古墳副葬の玉の用途に就て

一

古墳内部から發見される玉類が、死者に裝はしめた服飾の具であらうといふことは、一般に認められてゐるところである。⁽¹⁾併し從來發掘された例からいつても、又自分が關係した發掘調査の結果からいつても、この古墳内部から出土する玉類の中に、死者に裝はしめた服飾具とは認め難いものもあり、古墳發見の玉類の用途に對しても、一應の考慮を拂ふ必要がある。

昭和八年十月、高橋直一・相川龍雄君等と共に發掘調査した上野國多野郡平井村大字白石所在稻荷山古墳⁽²⁾に於いて、遺骸を安置したと思惟すべき部位より離れ、その北邊、即ち枕の上に石製刀子・石製劍身及び銅製刀子柄等と共に大小百十五顆の勾玉を發見した(第一四二圖)。その中、大形の二顆を除く百十三顆は、石室の側壁をなす一つの大石の下陰に雜然として積み重ねられてあり、二顆の大形勾玉のみが、枕の上に散らされた貌を以て發見さ

れたのである（本古墳には石枕がおかれてあつた）。

固よりこれらの勾玉は、滑石を材としたものであり、随つて廣義の石製模造品の中に數へられべきものであらうし、かつ本遺蹟に於いては、石製刀子の類が、別に一の堆然たる積み重ねを示せるとも相似たものがあり、見るものをして直ちに兩者性質を等うする遺品たることを想はしめられた。

山城國久世郡久津川村大字平川字車塚の大前方後圓墳⁽³⁾の石棺内に、多數（五千内外）の滑石製勾玉の類が散布されてゐたことも、既に古くから人に知られてゐるところである。而してこの散布の状態を見る時にはこの多數の勾玉が、服飾品以外の目的を以て、副葬されたらうと考へるであらう。

由來一古墳より多數の勾玉を發見することは往々ある。

石製履等の出土を以て著しい山城國乙訓郡大原野村大字石見古墳からは、大形の臘石製勾玉二顆及び小形の滑石製勾玉百三十八顆を出土し、攝津國武庫郡六甲村大字高羽十善寺境内古墳より瑪瑙製勾玉四顆・碧玉岩製勾玉八顆・臘石及び滑石製勾玉八顆計二十顆を、伊賀國阿山郡府中村大字一ノ宮より瑪瑙製勾玉二顆・硬玉製勾玉一顆・臘石及び滑石製勾玉百三十一顆を、常陸國新治郡新治村大字市川字笄ヶ崎古墳より碧玉岩製勾玉一顆及び瑪瑙製勾玉三十顆を、播磨國加東郡小野町大字小野字奥よりは硬玉製勾玉二十六顆を、播磨國節磨郡糸引村大字北原字打越山古墳よりは、碧玉岩製勾玉十二顆・瑪瑙製勾玉十五顆を出土してゐる。

固より如上の遺蹟⁽⁴⁾のすべてが古墳であるかどうかは明かでないし、又古墳であるとしても、出土状態が明白でない限り、その用途について解釋を試みることは差控へべきであらうが、併し二十顆以上の勾玉を以てした頭玉

を考へることが無理である以上、頭玉以外の用途をこれに當ることとは差支あるまい。而して前に述べた上野國白石稻荷山古墳又は山城國久津川車塚例の如く、その數十個一括出土の勾玉を以て奉賽の用のものとするのも考へ得られるであらう。勾玉の如き特殊形態のものを以て、奉賽の用のものとする考は、一見特異なるが如きものがあるが、既に古文献にこれを裏書するものがあり、又神社御神體及び神社關係地域から、如何にもこれが奉賽の爲めに埋藏せられたが如くに思はれる状態の下に發見せられてゐる。

別ち古文獻としては、『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』に記述されてゐる天岩戸の項に於いて、神に勾玉・鏡を取繋けたとあるを初見とし、『景行記』『仲哀記』及び『筑前風土記』逸文に於いて、天皇御親征を奉迎する爲めに、同じく神に勾玉・鏡・劍を飾つたとあるし、又『神代紀』に於いて、天照大神が素戔鳴尊と御誓ひを遊ばされた時に、勾玉を噛み碎かれたとも、これを掌に握り給うたもあり、しかもそれによつてそれ／＼神子出生のことがあつたと記してゐるのは、まさしく勾玉に一種の靈威ありとしたからであらう。

勾玉を神社の御神體と齋き奉つたことも、勾玉に一種の靈威ありとしたからであらう。筑前の宗像神社の奥宮・中宮の御神體が玉であることは古くから説かれてゐる。即ち『筑前風土記』逸文に、

「宗像大神自レ天降、居_ニ崎門山_ニ之時、以_ニ青銅玉_ニ置_ニ奥宮之表_ニ以_ニ八尺紫銅玉_ニ置_ニ中宮之表_ニ以_ニ八尺鏡_ニ置_ニ邊宮之表_ニ以_ニ此三表_ニ成_ニ神體之形_ニ納_ニ置_ニ三宮_ニ即隱之因曰_ニ身形郡_ニ云々」

とあり、『釋日本記』卷七に、

「先師說云、胸肩神體者爲_ニ玉_ニ由見_ニ風土記」

とある。これに對して、栗田寛先生の『古風土記逸文考證』には、

「私記曰……胸肩神者、或是五百御統、或八尺曲瓊也、然則取神明所持之物爲其神像者其類甚多」



圖二四一第一
（古山荷稻村井平野多田野上）
石室內一部

賣神社⁽¹³⁾及び越後國中頸城郡裴太村神社⁽¹⁴⁾は、それ／＼勾玉を主とする玉を御神體又は御神寶としてゐるを以て著しい。二宮神社のものは、硬玉製七・碧玉岩製一五・瑪瑙製一五・大理石製三・臘石製一一〇・滑石製一八・粘板岩製一合計二八四顆の勾玉を主とし、二十年毎の大祭に、新居の漬に於いて、これを海水にて揉み洗ふ行事があるといふ。固より『靜岡縣史』の説くが如く、玉の數には後世の増減があるが、信仰の本體は古代からあつたことであらう。又玉依比賣神社に於いては、「毎年正月七日、神寶二百餘顆の曲玉を出して年の吉凶を占ふ。之を玉占神事と云」とある『神祇志料』の記事を見ても、單なる御神寶とは見做し難い。玉に宿る神靈の力に仰ぐところがあるとしなければならない。

大和國石上神宮の禁足地から、勾玉・管玉・棗玉の多くを發見したことは人の知るところ、今は社寶として藏せられる勾玉は十一顆の硬玉製品に過ぎないが、發見の當時多くの散佚品のあつたことを考慮に加へると、相當數の發見のあつたことは推測に難くない。禁足地の由來については、應仁以來の兵亂によつて、神劍への冒瀆を畏怖するの餘り故意に齋ひ埋めたとする菅政友大宮司の説を掲げつつも、一方本殿なき大神神社と類似の社制を考へられた大場磐雄君の考説⁽¹⁵⁾に一理あるを思ふ。而してこの禁足地發見の玉類の中には、『垂仁記』八十七年の條にある丹波國桑田村の斐襲が山獸牟士那の腹中より獲た八尺瓊勾玉を獻じたが如き場合もあらうが、神のものとして當社隸屬の玉作部が調進したものが多數あらうと思ふ。

又大和國磯城郡三輪町大字馬場山ノ神は、古社三輪神社に近接し、古代祭祀の遺蹟として著しいが、ここからは他の遺物と共に、碧玉岩・水晶等を材とした勾玉等を發見してゐる。上野國勢多郡宮城村三夜澤所在赤城神社關係の櫛石附近から發見した祭祀關係遺物の中に全長二寸五分四厘といふ硬玉製の大勾玉一顆が著しいし、出雲大社境内に於いて、クリス形廣鋒銅戈と伴出した硬玉製勾玉も、これを古墳副葬品とすることは出來ない。

又、今は神社境内と無關係らしく見えるが、古代の祭祀關係遺蹟かと思はれる地域から、石製模造品とか、土器とかなどに伴つて勾玉類の出土することは、祭祀遺蹟を説く報文の中に屢々記されて居り、ここに繰返す必要もない。

奈良市芝新屋町元興寺塔跡心礎附近に於いて、硬玉・碧玉・瑪瑙等の勾玉十顆が、多くの丸玉・捻玉・金小塊・金延板及び古錢の類と共に發見せられたのは、奈良時代に於いて地鎮の爲めに埋納したものであらうし、時代の推移に伴ふ用途の變化を考へさせられるが、意義に於いては、上古時代の風と相通するものがある。

以上に述べたところは、古墳副葬の勾玉が死者の裝うた服飾品以外のものと考へられるものもあることを説かんが爲めに過ぎないが、かかる奉賽の用も、結局神の服飾品として奉納したものであらうといふ考説も可能となるかも知れない。かの鎌倉八幡宮所藏の國寶五衣は兎も角として、熊野神宮の國寶神衣は、まさに神の御衣として奉賽せられたものである。中世の甲冑を、一種の靈威の力として尊崇する例も尠くないが、これらも、服飾關係の遺品であつたものが、神の用として奉納された爲めに起つたからとも解し得られる。

とはいへ、古墳副葬の勾玉の場合は、自からこの中世の風俗と異なるものがある。既に遺骸には頸玉が裝はれて居るし、刀劍も配せられて居るに拘らず、多數の粗質の勾玉が、形を備へたに過ぎない多數の石製刀子と共に、それ／＼塊状をなして頭の上に置かれてあるのである。これを見ては、誰しもが、頸玉に裝はるべきものとしてといふよりは、死者の靈に供へようとしたのであると考へさせられるのであらう。死者の靈に供へることが、除魔の爲めかどうかは明かでない。併し自分は、石製刀子に十數の型式別のあるを注意して、死者の一族知友が、

恰も今日香花を供へるが如く、石製刀子を供へたのではなからうかといふ臆斷を記したことがあるが、これを勾玉の方に延用することが聽されてもよからうと思ふ。しかしその臆斷は否認されてもよい、又死後の世界の頸玉の用として奉賽されたとしてもよい。専くとも死者に裝はしめた服飾具ではない、死者生前の服飾具の一ではなかつた勾玉の類が、古墳副葬品の中にあることを説き得ればよい。而してその玉には、滑石製のものが多いが、又滑石以外の質のものもあり得るであらうし、それと共に、後期古墳時代の下級者の古墳には、滑石なり臘石なりを頸玉に用ひたものがあることに鑑み、滑石製の勾玉類のすべてが奉賽の用であることを断することも避けなければならぬ。要は副葬狀態に對する正しい判断の結果に俟たねばならないことを説くのである。

二

白玉⁽¹⁹⁾の名は、高橋健自先生も説かれたが如く、その形が茶臼に似てゐることによるもの、管玉を長さ一分内外に截つた形のものであり、質は臘石又は滑石のものをいふこととしてゐる。ところが、吾々がガラス製の小玉と呼んで居るものの中に、形、扁平、この白玉に近いものがあり、彼此區別を困難することが多い。縦かにその側面が外曲面をなし、恰も球形を孔の長軸に従つて上下から極度まで壓し潰したと解して白玉と區別するを普通とする。

白玉を古文獻にいふ「竹玉」であらうといふことは高橋先生の既に説かれたところ⁽²⁰⁾、かつこれが祭祀關係の遺

品であることは、大和三輪を始め、多くの古社境内等からその出土を見ること、及び『萬葉集』祭祀を歌ふものに、竹玉を用ふることのあるによつてこれを信じてよい。ところが、又一方、古墳からもこの白玉が發見されることが往々ある。これに對して、森本六爾君⁽²⁶⁾が「先輩これを葬祭用のものとなすも、余等またこれを肯定すると共に、一面頸飾其他の實際にも裝用せられしこと不可能には非ずと想像す」と說かれて居るが如く、服飾品とする考說も一部にはあらうと想ふ。併しこれを肯定すべきであらうか。

既に裝身具たることの歴然たる勾玉等が、裝身具以外の用をなしたとする愚説が眞であるならば、逆に祭祀關係の遺品たることの歴然たる白玉が、服飾品たることも有り得るとして、古墳副葬の白玉を服飾關係の遺物とすることが可能と説くのも一理はある。併し既に本小文に於いても、副葬の狀態・位置こそその用途を決定する重要な點であるとし、勾玉にも祭祀關係のものがあるとしたのである。白玉の場合に於いても矢張りその埋葬位置を考慮して、その用途を考へる必要がある。

所謂學術的發掘調査の試みられた古墳の中で、白玉出土のものは極めて稀である。その稀例の中、播磨國飾磨郡糸引村奥山古墳⁽²⁷⁾に於いては、裝身具として用ひられたと考へ得る場所から、千有餘の白玉の發見が傳へられてゐるが、これは質ガラス製とあり、多くの小玉に見るが如く、小丸玉が壓し潰された形のもの、白玉とすべきでないことは既に述べた。

上野國佐波郡赤堀村今井所在茶臼山古墳⁽²⁸⁾は、自分等の發掘調査したものであるが、木炭櫛に於いて、遺骸を安いたところよりも東に離れて、即ち枕より稍^{さす}上^{かみ}の位置に於いて、滑石製勾玉と共に、滑石製白玉二十五個を發見し、明かに遺骸に裝はしめたものでないことを示してゐる。又前に述べた上野國白石所在稻荷山古墳に於いては、石枕の下から、千有餘の小玉と共に、百餘の白玉が發見されて居り、これ又明かに服飾品以外の用をなしたものであるとすべきである。

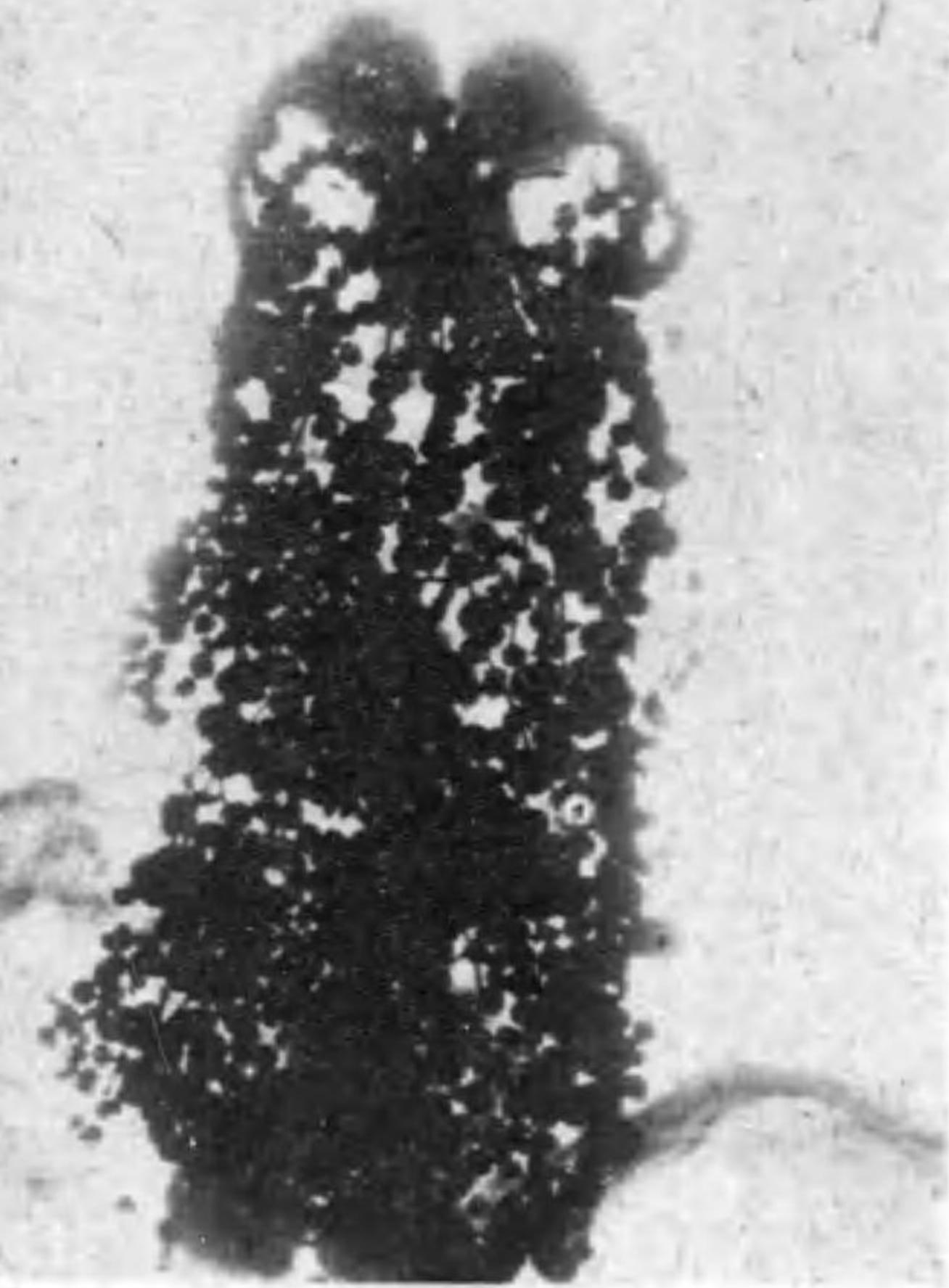
しかば、結論に達する爲めには、今後なほ多くの場合を精査した結果に俟つとするも、今は暫く假説として、古墳發見の場合にも、白玉は服飾關係のものではなからうとしてよい。

三

攝津國三島郡奈佐原村阿武山に於いて乾漆棺を有する古墓⁽²⁹⁾が發見され、しかもその乾漆棺内に、今日いふ坊主枕の形狀をなす絹布製の枕がおかれであつた。ところが、その枕は破れ口から見て内部は丸玉を銀針金で緒通したものであることが知られたのであり、しかもその玉心の捨が複雑なものであることが、本遺蹟の精査を試みられた梅原末治君によつて報告されてゐる。今その大體を再述しよう。

玉は吾々の丸玉・小玉と呼ぶ形式に屬するものであり、大小二種ある。大きい方は、徑寸餘の球形をなすものがあり、瑠璃色をなす。小なる方は、草色ともいふべく、徑二三分の小玉のものを普通とするが、その中で稍^{さす}大なるものは瑠璃色である。

枕の捨は、志田博士のつくられたレントゲン寫真(第一四三圖)及び一部の破れ口より窺知し得たところによる



(見前註古山武阿津屋) 玉枕

枕としては、極めて特殊の枕である。枕としては、極めて特殊の枕である。又實用と云ふ見地からも、又實用と云ふ見地からも、作りには一見解し難い點を含んでゐる。作りには一見解し難い點を含んでゐる。枕としては、極めて特殊の枕である。枕としては、極めて特殊の枕である。又實用と云ふ見地からも、又實用と云ふ見地からも、作りには一見解し難い點を含んでゐる。作りには一見解し難い點を含んでゐる。

が、それは實用以上に出たかかる器を作ると云ふ文物の進んだ時代の一の姿とも見る可く、或は副葬品を入れることの許されなかつた一般の風潮から來た特殊の事情が、かかる隱された玉枕の作りを生じたかとも想像せられ

るのである」と説かれてゐる。

玉枕とも呼ぶべきこの種の枕のものが副葬されたのは、他に例がないし、遺蹟そのものも、古墳といふ概念に含め難いものであるが、兎に角に本例のことによつて、實用に適し難いものを、死者埋葬に用ひたことは、梅原君の高説の如き理由によるのかも知れない。併し又一方、玉を枕とするといふことに、死者埋葬に伴ふ何かの民間信仰があつたのではなからうかとも想像する。それは、これも前に述べた上野國白石所在稻荷山古墳⁽²⁾での調査當時の所見から出たことである。即ち吾々が石室調査の際、遺骸の頭を安置したと想はれる石枕を除去してその下を見るところ、千有餘の瑠璃色ガラス製小玉及び百餘の滑石製白玉が散布されてゐるのを發見したのである。

これが服飾品であつたとすると、

(一) 頸飾に用ふべきものを、既に遺骸には勾玉を親玉とする一連を懸けてあるので、補ひの意味で石枕の下に納めたのである。

(二) 頸飾か、玉鬘かに用ひたものが、緒の腐蝕後、石枕の下に落込んだのである。

といふどちらかであらうと思ふ。一の場合の如きことが埋葬に行はれたかどうかといふことは、慎重に考へねばならぬ。又よしやかかる場合があつたとしても、これを態々石枕下に納める必要があつたかどうか考へなければならぬ。しかもその石枕下の玉類には、勾玉も管玉もなく、小玉千餘個の多數と共に、頸飾には不向きな白玉の一群があつたのである。

二の場合も同様に可能性が専い。既に頸飾をなす玉類は、石枕上からかけて、恰度胸部あたりと思はれるところに、一聯をなす位置に於いて發見されてゐる。所謂玉鬘なるものもあり得るが、それが緒の腐蝕から頸れたとすれば、當然石枕の上か、石枕の左右かにあるべきであり、石枕の下へ移動することはない。若し遺蹟が堅穴式石室か横穴式石室かであり、しかも雨水等の浸透があつたとすれば、その水の爲めに、小玉類が偶然石枕下に流れ込んだといふこともあるかも知れない（底に小砂利を敷きその上に石枕を横へてあつたから）。しかし本遺蹟は、前期古墳に往々見る粘土桶・礫桶と堅穴式石室との合成様式の如きものであり、遺骸の上を覆うてゐた粘土の完全装備の爲め、雨水浸透のことはないし、隨つて流动して石枕下に集るといふことも考へられない。

しかば、遺骸埋葬の當時に、枕の下に小玉と白玉とを敷いたとすべく、それが何かの民間信仰によつたものと解すべきである。固よりこれに類したものが、報告されてはゐない。隨つて、僅か一例を以て玉を枕の下にく風があつたと断ることは出來ない。併し又一方、學者の計畫的發掘による例は稀少であり、九分九厘までは密掘である今日の實情に於いて、里人の注意を逸し易い小玉類の副葬位置について、精確な資料の乏しいのは當然のことといはねばならない。從來の發掘品中、その副葬位置こそ明かでないが、一古墳から數百以上の小玉が一括發掘された例がないでもない。固よりかかる例のすべてを、玉枕用とすることは出來ないが、又これを無しと否定し去ることも出來ない。要は副葬位置の調査の結果にまたねばならないが、兎も角も、古墳副葬品として數へられる小玉の類にして、服飾品以外の用途をもつたものに、かかる特殊の場合のものもあるといふことを説き得れば事が足りる。

四

器物に玉を飾つたもののあることは、既に古く高橋先生の説かれたところ、高橋先生は筑前國早良郡金武村大字羽根戸出土の裝飾付須恵器に勾玉を飾つたものを採り、玉の緒を纏いた状を摸したものであり、祭祀に用ひたものであらうとされた。⁽¹⁾内地出土のものではないが、朝鮮慶州金冠塚出土の金製冠に五十七餘の硬玉製勾玉を装うたものあるは人の知るところ、又玉纏太刀の原始形と見るべき埴輪大刀に、丸玉を装うたものがあることは、既に本誌上でこれを詳述したことがある。⁽²⁾

これも上野國白石所在稻荷山古墳に於いてのことであるが、前に述べた滑石製勾玉の群とは反対の位置、即ち前方部からいへば入口に當るところに、一口の劍を發見した。その邊には陪葬するだけの餘地なく、その劍を中心とするが如く副葬されてゐたのである。ところがその劍に小玉が附着し、一部には緒の残片も残り、如何にも緒に貫いた小玉を以て飾つたものの如くに見えた。玉の數も専く、かつ鞘の部分にこれを見たのであるから、これを以て玉纏太刀に結びつけるのは早計であらうが、専くも玉を以て飾つた刀劍遺品の例とすることは出来る。かくして、勾玉や丸玉・小玉の類には、身體裝飾品以外に、器物を飾つたものもあるとせねばならぬ。

五

古墳副葬の玉類に、祭祀用のものがあり、又器物を飾つたものがあるとしても、玉類全體の用から見れば、特殊的用途のものといふべく、本來は裝身具たるを旨としたことは言ふ迄もない。

身體の如何なる部分を飾るに、玉類を用ひたかといふことについては、既に高橋博士が、高著『鏡と劍と玉』に於いて古文獻と埴輪人物像とに資料を求めて、頸玉が主をなすものであらうし、玉鬘・耳玉・剣(管玉)・足玉の類もあるとされた。ただ高橋博士の採られた埴輪人物像の例を以てすれば、丸玉のみを用ひた頸玉が多く、これに勾玉を加へたものを一二數へ得るに過ぎない。しかるに、遺物に於いては、丸玉・勾玉以外に、管玉・切子玉・平玉・棗玉・山梶玉・算盤玉等を數へることが出来るといふ事實の不一致に一段の考査を必要とする。

周より埴輪の表現は極めて大まかであり、管玉と玉の緒とは、これが表現を別にし難く、又切子玉以下のものは、丸玉と混同し易いといふことも考へ得られるが、埴輪の實際について見るに、丸玉を現はしてゐるものは、幅よりも長さの方が短く、如何に小異をすてて大同を探るにしても切子玉等の歪形表現と見ることの出来ないものが主を占めてゐる。随つて、裝飾様式の大要を推知することは出来るにしても、玉の各種類のものが、如何なる様式によつて裝はれたかを推知する資料としては、埴輪人物像に多くを求めるることは出来ない。矢張り墳墓内部に於いて、その副葬狀態が最初からの狀態、即ち處女狀態を保つてゐたものについて、考察を試みなければならぬ。併し今日迄に發掘せられた各地の古墳の中、専門學者の發掘調査したものに於いてすら、所要の玉類出土狀態を綿密精確に圖示し、以て頸玉及び他の場所の裝身様式を、心安んじて復原し得るものは稀有といはねばならぬ。これを以て、吾々は次善につき、略々裝身の位置を知り、しかも遺物の散佚したらしい懸念のないものを採つて、以てその様式の大體を推定して見よう。

今、地方の順序について、瞥見を試みる。

山城國乙訓郡乙訓村大字長法寺小字南原所在古墳⁽¹⁾ 前期に屬する大前方後圓墳であるし、梅原末治君の調査せられたものである。

出土玉類は硬玉製勾玉六顆・管玉十九個・ガラス製小玉二百八十七個を數へ得るが、その中、勾玉六顆と若干の管玉・小玉は頸玉の位置に點在し、他の多數の小玉及び管玉、殊に小玉は遺骸の安かれてあつたと思はれる邊に、廣く散在してゐたといふ。隨つて六顆の勾玉と、若干の管玉・小玉とが一聯、以て頸玉をなしてゐたことになる。併し勾玉の一々の位置は不規則であり、殊にその中の一顆は、頸玉としての位置を離れ、東壁に近い砂利の上にあつたといふのであるから、若しこれらが頸玉一聯をなしたものとすれば、埋葬の際に、故意か又は偶然かの理由によつて、早くも玉の緒が切れて、一聯の形を失つたものとせねばならぬ。

併し兎も角も、一聯の頸玉があつたとすれば、硬玉製勾玉は、偶数をなしてゐるから、左右各三個の副玉となり、親玉の位置に管玉若くは小玉をおき、その外に管玉・小玉を連ねたもの(管玉・小玉の數は不明)を想像し得られる。なほ管玉・小玉の數が明かでないから、頸玉は埴輪人物像に見る如く頸の周邊を緊着して繞るものである

が（これを頸巻式と假に呼ぶ）又は胸邊にまで垂下した様式（これを垂繫式と假稱する）のものであるかは明かでない。

近江國蒲生郡安土村宇宮津所在瓢箪山古墳 これも前期古墳と目すべきもの、その發掘調査をされた梅原君は「腐朽の物質等こそ失はれたが、後世の擾亂を受くる事」がないとされて居り、余のいふ副葬品として處女狀態を保つてゐる一例となし得るものである。而して本古墳は、墳丘の規模も雄大、副葬品も鏡・石製品等豊富につたが、玉類としては、管玉約二十三個の發見を見たのみであり、勾玉・丸玉の類の伴出を見なかつた。この約二十三個の管玉は、頸骨のあつたところから、胸部あたりと思はれる邊にまで混在してゐたあるから、一聯をなし、所謂垂繫式の頸玉に用ひられてゐたものと推定し得られる。

管玉は碧玉岩製、斷面の太いのと、稍細いとの二群に分け得べく、太い方の數は十四個、長さ一寸から一寸三分位、細い方の長さも相似たものと思はれるから、一聯の長さ二尺三四寸のものとなる。大古墳の主の装身具としては、餘りにも簡単のものといつてよい。

梅原君は、本古墳の主を男性と推定されてゐる。

近江國高島郡水尾村字鴨所在稻荷山古墳 學者の手によつて發掘調査されたものではないが、副葬品が遺物の混亂を起し難い石棺内にあつたし、多人數立會の下に調査せられたのであるから、地方人の調査手記にも信用し得るものがある。

而してその調査手記によれば、玉類は一括して、遺骸の胸部邊といふよりも寧ろ頭の上にあつたらしいので、これがすべてを頸玉とするのは無理かも知れないが、頭上といふことに重きをおいて、假りに頸玉の類として見得るものがある。

發見の玉類は水晶製切子玉二十八個・玉髓製切子玉十四個・琥珀製棗玉十二個計五十四個だけで、勾玉・管玉・丸玉の類を缺いてゐる。その各々についていへば、長さに不同があるが、平均五分強とすると、一聯約二尺六七寸の頸玉を成形し得るし、水晶・玉髓・琥珀各々が偶數をなすので、左右同様聯貫の垂繫式のものを考へてよい。白色透明の水晶、飴色半透明の玉髓、赤褐色の琥珀を交互に並べた頸玉は美しい色の取合せである。本古墳は古墳時代中期末か、後期始めに比定さるべきもの、而して副葬品の種類から見て、男子を葬つたものとすべきである。

河内國南河内郡小山村大字津堂所在城山古墳 中期に比すべきものであらう。本古墳も學者によつて發掘調査されたものではないし、遺骸を藏めた石棺内部の處女狀態をも明かにし難いが、諸般の事情から見て、尠くも石棺内出土遺物の種類及び數には、副葬當時の状態が保たれてゐたらうと推定すると、頸玉に用ひられたと思はれる玉類には、硬玉製勾玉三顆、碧玉岩製管玉二十二個及び硬玉製棗玉一個とを數へることが出来る。而して三顆の勾玉の中、一は長さ九分内外、丁字頭の裝飾あるものであり、他は長さ七分八厘のものであるから、その丁字頭あるものが親玉をなし、他の二個が副玉であつたことは想像に難くない。管玉二十二個とあつて偶數をなしてゐるから、左右各十一個とならう。棗玉が一個といふのが、最初からの數であるとすれば、「うなじ」に當るところでも着装したものであらうか。かくして、本例に於いては、丸玉・切子玉等の普通品を缺くし、組合せによる多彩の美を求めることが出來ない。

遠江國磐田郡御厨村大字新貝所在松林山古墳⁽¹⁾ 前期古墳の一例となし得るものである。副葬品の配置状態から見て、頸玉の位置に於いて、硬玉製勾玉二顆と碧玉岩製管玉二十九個とが發見され、更に、頭の上近く、布帛の腐蝕物らしきものの堆積の中に、碧玉岩製管玉五十個が一塊となつてゐた。

本古墳石室に於いては、遺物の二次的轉位は殆んどなかつたらしい。ただ頸玉の場合は遺骸を中心とすれば、その左右に分れて群在してゐたのであるから、副葬に際して、一の民間信仰から、故意に玉の緒を斷ち切るやうなことがあつたのか、又は遺骸の腐朽以前、早くも玉の緒が朽ちて、遺骸の左右に玉が分れて落ちたかの何れかの場合を考へ得られる。併し兎も角も、玉の數に變化がないことは確實と思ふので、これによつて頸玉を復原すると、硬玉製勾玉は二顆であるから、左右の副玉をなすのである。管玉は二十九個といふ奇數であるから、その中の一個が、勾玉二顆の間におかれて、残りが左右十四個連つて一聯をなしたことにならう。管玉は長さ四分内外のものであるから、そのすべてを連接すると、一尺二寸内外となり、これに勾玉二顆を加へても、垂繫式の頸玉には、長さが足りない。併し副葬の位置からいふと、管玉が勾玉附近にのみあり、「うなじ」の方に及んでゐるから、矢張り長さ二尺五六寸の管玉を考へ、「うなじ」に當る邊は、緒のみであつたと想像する方がよい。

さてこれで、本古墳に於ける頸玉の形式を復原することが出來たが、ここに問題となるのは、この頸玉群と共に、所謂琴柱形石製品一個が發見され、如何にもこれが頸玉の一聯子をなしてゐたが如き状態をなしてゐたことである。

琴柱形石製品の名の下にある石製品のすべてが、同一性質のものであるか、否かが既に疑問であるが、假りにこれを同一性質のものとしても、その用途については、未だ定説がない。しかも、その形から見て、その用途を推知することも出來ない。併し多くの石製品が、最初は實用の具であり、それが漸次實用を超越した形にまで形式化してゐることに従事して、この琴柱形石製品も最初は實用品であつたらしいとしてもよい。而して本古墳の場合は、この琴柱形石製品の副葬位置の明確にされた唯一の例であるし、かつ遺物そのものは形式化の著しくないものである。

併し本古墳の報告書に於いても述べたことであるが、この琴柱形石製品は、垂直に甚だ不都合な排であり、副葬用のものならばいざ知らず、生前、これを裝うた頸玉をかけて、動きまはると、直ちに脱落する懼れがある。しかも前に述べた如く、管玉の數が奇數であり、親玉の位置にその一個の裝ひを考へねばならないから、今はこの琴柱形石製品に、多分の未練をつなぎつつも、頸玉の一聯子とすることを否認しなければならない。

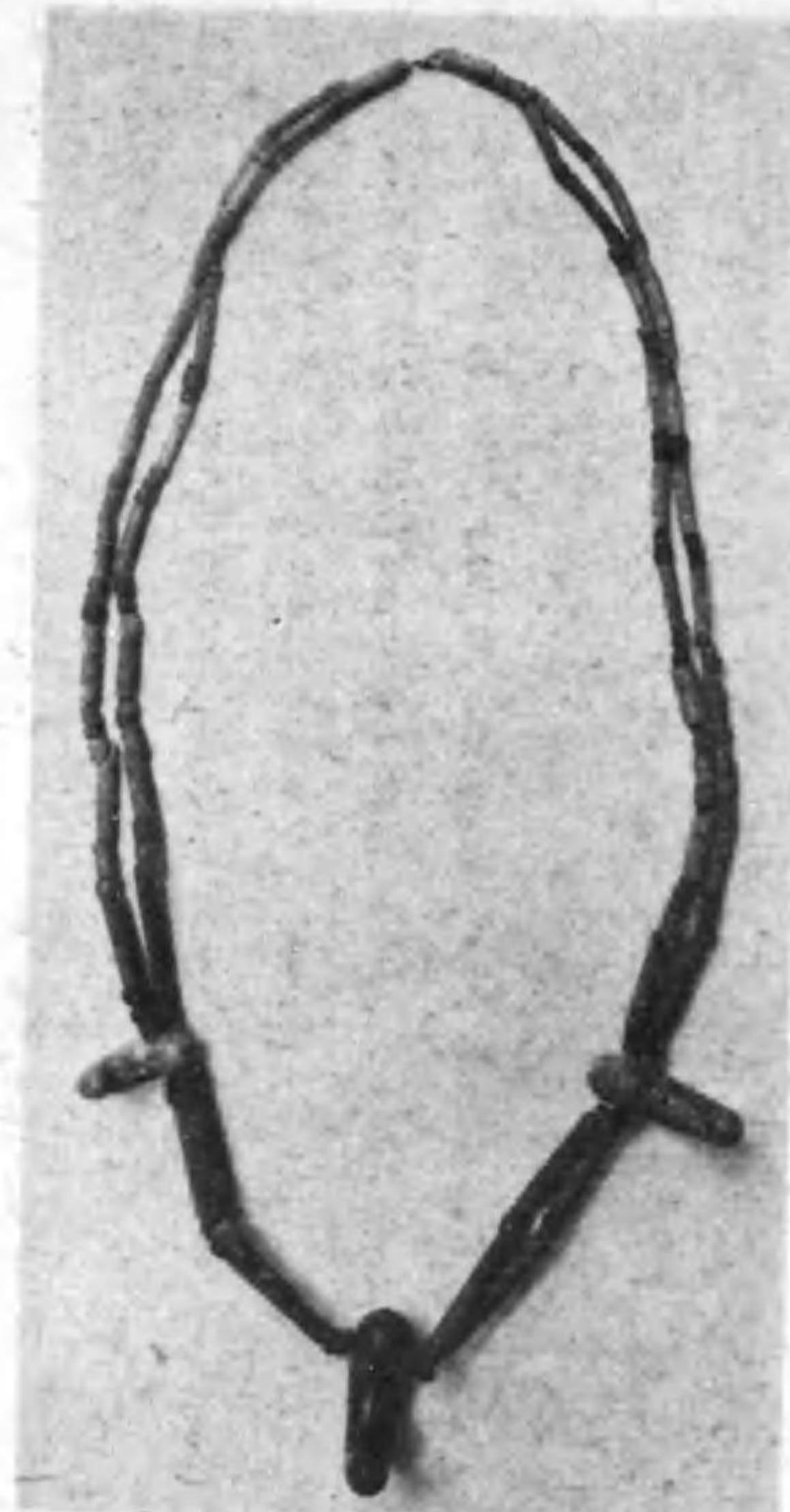
なほ裝身具として遺骸に裝はれたとは思はれない位置から、管玉五十個といふ何かの定數を意味するかの如き一括が、布帛につつまれた貌を以て副葬されてゐたことを如何に解すべきであらうか。固より管玉のみの頸玉もあり得たのであるから、これをも死者生前に用ひてゐたものとし、遺骸に裝はれてゐたのを所謂晴れの用とし、この取外しておいたのを喪の用のものと想像することも出來よう。この五十個一括の方が、長さも長く、又より太くもあり、如何にも平常用といつても差支ないものである。

武藏國都筑郡中里村市ヶ尾所在横穴⁽²⁾ 石野瑛君等の發掘調査せられたもの、後期に於ける好例とすることが出来る。第六號横穴に於いては、齒の附近に於いて琥珀製管玉二・碧玉岩製管玉一個・碧玉岩製平玉一・綠色ガラ

ス製丸玉（報告書には單に「玉」とあり）三個・碧色ガラス製丸玉（同前）四個・瑠璃色ガラス製（推定、報告書には色・質の記載なく、單に「小玉」とあり）小玉三十餘個・黃色ガラス製小玉一個を、第十號横穴に於いて、水晶製切子玉九個及び小玉三十餘個、第十二號横穴より丸玉五個、小玉約二百餘個、第十五號横穴より碧玉岩製勾玉二顆・瑪瑙製勾玉十一顆・小玉三十餘個を發見したといふ。數に奇數のあるのは、果して最初からのことであるか、又小玉が二百餘個の場合、玉の緒が一條であつたか、又は二條以上であつたかは、配置状態の精密調査圖のない限りは、これを確めることが出來ないが、兎に角、丸玉のみの頸玉、勾玉十三顆の頸玉等、この横穴と年代の相近い埴輪人物像に見るものに類似せるものあるのは面白い。

信濃國北佐久郡五郎兵衛新田村土合所在古墳(3) 小圓墳、横口式石室を有するものであり、副葬品から見ても、これを後期のものとすべきである。學術的發掘のものではないが、埋土による混亂もなく、遺物には比較的よく注意されたらしいので、これを採つて見ると、胸部近くにあつた玉類は、瑪瑙製勾玉四個・管玉（碧玉岩製であらう）二個・水晶製切子玉三個及び小玉若干（ガラス製であらう）とある。奇数をなすのは切子玉であるから、それが親玉の位置にあかれ、その左右に勾玉各二個、切子玉及び管玉各一個が副玉となり、小玉が間玉となつてゐたと想像するが、その順序は明かでない。

上野國多野郡平井村大字白石所在稻荷山古墳(3) 本論文で、既に數回引合に出した古墳であるが、前期末又は中期に比定すべきもの、東櫛・西櫛と並葬されて居り、自分は前者の主を男子、後者を女子のものとしてゐる。東櫛の方は、地方民の發掘したものであるから、副葬の位置は明かでないが、後者の方は、自分の指揮の下に發掘したものであり、殊に頸玉の部分は、直接自分の手で、縝密に調査したもの、幸に頸玉の様式を復原することが出来た。そこで西櫛の方から述べよう。



玉 頸 圖四四一第一
〔出土古墳〕

の間玉をなしたのは、碧玉岩製管玉と瑠璃色の小玉とであり、自分はその副葬状態から見て、管玉・小玉を貫く緒は二條と推定した。固より積極的證左がある譯ではないが、二條の玉飾りは埴輪人物像の頸玉にも稀に見るところでもあるから、これは許され得る推定かと思ふ。かくして圖(第一四四圖)の如き頸玉につくつて見たのである。

古墳副葬の玉の用途に就て

る。

本例に於いても、管玉・小玉の類の位置は、多少の散亂状態を示して居り、これを遺骸に装はせたままに埋葬した相とすることが出来ない。而して本古墳の場合には、遺骸の上に直接に粘土が覆うてゐたのであるから、この散乱が遺骸朽失後に起つたものとすることは出来ない。埋葬の際に、故意に玉の緒を切り離したらうと推定しよう。

東柳の方は、碧玉岩製勾玉が一顆・ガラス製管玉一箇・ガラス製切子玉二個・碧玉岩製管玉九個・碧玉岩製算盤玉百二十五個を出土してゐる。村民多數の發掘故、隠匿はなからうが、本古墳の如く、遺骸の上に粘土を覆うたものに於いては、その覆土の中へ紛れこむ危険性は伴ふ。勾玉の一顆は、これを親玉と考へれば差支ないが、ガラス製六角方墜形ともいふべき特殊のものが一個、管玉の九個、丸玉の代りをしたと思はれる碧玉岩製算盤玉の百二十五個といふが如き奇数出土、殊に六角方墜形のガラス製管玉の一個出土の事實に疑念を抱かせられる。併し全數で、長さ一尺六寸一聯の頸玉が考へ得られる。

下野國足利市大字助戸字西畠所在十二天塚 ⁽³⁴⁾ 後期古墳の一例としてよい。學者の發掘調査にかかるものでもなく、石棺内發見のものでもないが、現地には丸山瓦全氏が居住されて居り、かつ發掘直後に高橋健自先生が實査されたのであるから、遺物の出土状態こそ明かでないにしても、その數・種類には散佚がなかつたと假定して玉類を見ると、瑪瑙製勾玉一顆・碧玉岩製管玉六個・瑠璃色ガラス製小玉八個とある。隨つて勾玉が親玉をなし、その左右に三個づつの管玉を繋ぎ、間玉に小玉を用ひたものとすると、長さ一尺以上の一聯を想定することが困難となり、隨つて貧弱な頭巻式のものを想定させられる。高さ十八尺もあつた古墳であり、鏡が三面に多くの馬具を出土した古墳の主のものとしては、少し物足りない感のある頸玉である。

越前國遠敷郡瓜生村大字脇袋字野口所在西塚 ⁽³⁵⁾ 中期又は後期初の前方後圓墳である。地方民の發掘にかかるものであり、遺物の種類及び數に散佚なきを保し難いが、古墳に關する地方民特殊の尊崇に鑑み、「うぶ」に近いものとする。玉類は、長さ一寸八分・丁字頭裝飾の硬玉製勾玉一顆・碧玉岩製管玉十二個(長一寸より六分)・青玉岩製(碧玉岩であらうか)管玉三十個(長五分内外)以上とあるから、これで勾玉を親玉とする頸玉一連を考へることが出来る。

加賀國江沼郡勒使村字二子塚所在狐塚 ⁽³⁶⁾ 中期の前方後圓墳とすべく、内部は一種の組合式石室であり、上田三平氏が發掘直後實査されたのであるから、資料となすことが出来る。遺骸は壯年の男子と見るべく、四顆の硬玉製勾玉、二顆の瑪瑙製勾玉、三十五個の碧玉岩製管玉及び一千個のガラス製管玉は、共に遺骸の頭部附近から發見されたとあるから、その配列状態が明かでないとしても、一應これを以て、一聯の頸玉を想定して差支ない。勾玉の中、硬玉製四顆のものは、略々同大であり(一箇稍々大きいものがある)、かつ丁字頭裝飾もない。瑪瑙製二顆の方は、形も整つたものであり、かつ大きくなるが、共にその數が偶数であるから、親玉に用ひられずすべてが副玉となつてゐたと思ふ。管玉は長くして細形のもの二十個、稍々太くして短いもの中、十五個が碧玉岩製であり、ガラス製瑠璃色のが二十個とあるから、太い碧玉岩製一個を親玉の位置に置き、その左右に副玉として勾玉を配し、左右へ勾玉・管玉と分けて行く、長さ一尺以上の頸玉を想定することが出来るし、硬玉の青綠

(今は白味がかつてゐる)碧玉の碧、瑪瑙の赤褐、ガラスの瑠璃色と多彩美しいものとなる。

越後國中頸城郡菅原村大字岡野區字諷訪 自分のいふ横穴式石室と堅穴式石室との併合様式のもの、後期に於ける地方的中位(その地方での中位)の古墳例である。發掘に際し、齊藤秀平氏の立會ありしもの、しかも玉類は石室の中央西側に、縦六寸・横九寸の長方形輪廓に六個の石を以て石圍ひをしその上に蓋石をしてあつたところに納めてあつたといふことであるから(齊藤氏はこれ菅原古墳群の何れの古墳もが有する特徴としてゐる)、頸玉に用ひられてあつたかどうかといふことには、何等積極的證左がないが、その發見された遺物の種類及び數によつて、一の頸玉を復原することは出来る。何か特殊の地方的習慣によつて、頸玉を特に納める構設をしたのではあるまいか。遺物としては、水晶製勾玉一顆・水晶製切子玉七個・琥珀製切子玉一個・碧玉岩製管玉二個・ガラス製瑠璃色丸玉六個・ガラス製小玉八十六個を數へ得るので、勾玉を親玉とし、一聯長二尺餘のものをつくり得るのである。而して切子玉は水晶製のもののみでは五個で奇數となるが、琥珀製のものが、棗玉の形をとらず、六稜形をなし、形も切手玉に近いので、水晶製のものと對をなして用ひられたとすればよい。

丹後國與謝郡桑飼村大字明石作り山古墳 前方部が短くかつ著しく低い前方後圓墳であり、内部に組合石棺を有するもの、前期末又は中期のものとしてよい。本古墳の調査には、西田博士等が立會はれたのであり、石棺内の遺物であつたから、その副葬位置も明かであり、數にも散佚がなかつたらう。

即ち頭蓋骨の下邊に沿うて小玉を主とした多量の玉類があり、その左右兩側に亘つて管玉類が多く、東方には一個の勾玉を混じて、之等の上にその被葬者の佩した頸玉たるの原形を推し得るものがあつたし、なほ遺骸の頭部上に、管玉數個と碧玉岩製勾玉一個があつたといふ。今、當時發見のものとされてゐる管玉は三十五個、これが稍々太形にして長目のものが十八個、細形のもの十七個となるが、その二種類のものの出土位置を明かにしない。今、他所出土の頸玉形成の管玉を見るに、大小長短を區々として居るし、かつ本例に於いて、頭部上から出土の管玉は、數個とあるから、頸玉をなしたものに、この二様式のものが混じてゐたかも知れない。小玉は濃い水色のもの約五百個とあり、この小玉だけを連綴しても、長さ六尺四寸になるので、小玉だけは三四重のものとしなければならない。或は勾玉を親玉とし、緒を三重位にし、管玉數個に小玉を連ねたものとなるかも知れないし、又小玉は頭蓋骨下に及んでゐるので、小玉の多數は前に述べた上野國白石稻荷山古墳例の如き枕下に散り敷いたものかも知れない。併しひづれも推定であり、これ以上に考へを進めるには、もう少し精密な遺物配置圖を必要とする。

播磨國節磨郡糸引村奥山所在古墳 長徑五十尺、高さ約一丈の圓墳であり、内部構造及び副葬品から見て、中期に比定し得るもの、その發掘調査は縣史蹟調査団の武藤君が主任し得られるのでこれを一の資料とする。遺骨を検出することは出來なかつたが、副葬品配置の状態から見て、管玉・丸玉等から成る頸玉・丸玉を以てした手玉(右手のもののみ)及び足玉の装ひがあつたものと思はれる。

頸玉をなすものは碧玉岩製管玉五個とガラス製瑠璃色小玉(徑二分位)七十二個らしく(小玉の數千餘とあるが、これの發見位置が明かでない)一聯の長さは推定し難いが、兎も角勾玉を缺くものであり、管玉五個の中の一個が、親玉の位置におかれしたものと思ふ。

手玉をなす丸玉一群の發見は珍しい。その位置からいへば、右腕のもののみであるが、報告書掲載圖には黄色玉と註記あり、本文遺物の項に黃色小玉徑一分大のもの二百七十五個とあるをこれとすれば、一聯二尺五六寸の長さのものとなる。腕を纏くとすれば、一纏約八寸の長さとして、三纏又は四纏の手玉即ち玉剣を考へることが出来る。埴輪人物像に一纏き又は三纏きの玉剣を纏くものを見るのであるから、實物に三纏き又は四纏きものがあつても差支なからう。

「足玉」の名は『仁德記』四十年の條に出でる。而してこの『仁德記』によれば、足玉は雌鳥皇女が裝うて居るものであり、かつ「皇后奏言雌鳥皇女定當重罪、然其殺之日不欲露皇女身、乃因勅雄鷹等、莫取皇女所賚之足玉手玉」とあるを見れば、高橋先生が『鏡と劍と玉』に説かれるが如き男子が揮の上に纏いた脚結ではなく、裳を纏く女子も施したものであり、脚に直接した裝身具であり、隨つて埴輪人物像にこれを見ることが出来ないのであらう。この奥山古墳の場合は、頸から四尺内外のところに百五個の瑠璃色ガラス製丸玉（徑三分位）があつたといふのであるから、これを双脚に纏いたものとして、片脚五十二三個、一聯一尺五六寸となるから、一纏き六寸位の長さとし、二重又は三重の足玉を復原し得られる。

肥前國南高來郡三會村景化園跡發見甕棺 狹鋒銅鉢二口が棺外から、硬玉製勾玉一顆及び碧玉岩製管玉十五個が棺内から發見されたといふ。學者の發掘したものではないから、管玉の數に精確を期し難いが、原始古墳時代の頸玉の一例として記録さるべきものである。勾玉は、横孔の外に縦孔のあるもの、親玉として用ひられたことに疑はなからう。管玉は、長さ三分から一分八厘に亘るものであるから、一聯の長さ四寸を出ない短いもの、頸巻

式を考へざるを得ない。

日向國東臼杵郡東海村七曲古墳⁽⁴⁰⁾ 圓墳であり、内部に二個の粘土拂があつた。その一を鳥居博士は發掘調査されたのであるが、頸玉の位置から硬玉製勾玉大小二顆・碧玉岩製管玉十三個及び瑠璃色ガラス製丸玉三個を發見されたといふ（他に副葬品はない）。而して鳥居博士は、勾玉の稍々大形のを親玉とし、他の一つを向つて右の副玉に推定されてゐるが、管玉が十三個といふ奇數をなすのであるから、矢張りその中の一を親玉の位置におき、勾玉はその左右にあつたとする方がよいかと思ふ。丸玉が三個とあるが、丸玉の類は餘程細心の發掘に於いても、注意から逸し易いもの、恐らく四個あつたものではあるまいか。

日向國（東臼杵郡）延岡市大字恒富村字小野⁽⁴¹⁾ これも鳥居博士の發掘調査せられたもの、圓墳・舟形石棺遺蹟であるから、副葬位置及び遺物の數は比較的に正しい。頸玉の位置に於いて、ガラス製小玉一千一個、内黄色一・乳色七・瑠璃色二五二・淺黃色一〇一・綠色五七五・赤色五六と多彩美しいものがあつたといふ。小玉のみの頸玉であり、一千一個とすれば、一聯十尺に近いものであるから、これを五條以上のものとしなければならない。それで、これを頸玉を二聯かけたとするか、又はその中で、瑠璃色や綠色のものの多數は、枕下に敷かれたものかも知れないとする。

日向國東臼杵郡南方村字吉野所在古墳⁽⁴²⁾ 直徑二十尺・高さ四尺二寸の圓墳といふから、先づその地方でも小規模に屬する方であらう。内部には粗製組合石棺があるし、副葬品も劍一口と鐵鎌一括だけとあつて、貧弱さは古墳の形狀に釣合つてゐる。先づ後期のものとしてよからう。頸玉はガラス製薄紫色小玉六十個許りとあるから、

所謂プロ級の頸玉についての概念を得るであらう。

日向國東臼杵郡南方村大字南方字天下⁽⁴⁾ 柄鏡塚であり、内部に粘土櫛があつた。これも鳥居博士の調査にかかるもの、中期と比定してよからう。玉類は頸玉をなす硬玉製勾玉三顆と碧玉岩製管玉二十三個（一個遺失したのはなからうか）だけである。

日向國東臼杵郡細島町伊勢ヶ濱古墳⁽⁵⁾ 圓墳内部は組合石棺、鳥居博士の発掘調査せられたもの、頸玉は勾玉一顆・瑪瑙製管玉三個・ガラス製（深綠・淺綠・淺紫）小玉百數十個から成つてゐる。石棺内のものであるから、遺物が遺佚する懼れは少いとし、管玉三個を「うぶ」の數とすると、奇數になるが、本古墳出土のものは瑪瑙製といふ特殊のものであり、かつ三個の中、一個が長く、他の二個を併せた長さのものとなるので、三個は即ち二個に當るものとし、親玉の傍玉にこれをあててもよからう。古墳は後期のものとする。

日向國東臼杵郡南方村大字大貫横穴⁽⁶⁾ 鳥居博士の発掘調査せられたもの、横穴に葬られたものの頸玉として注は三顆・管玉二個・水晶製切子玉十五個（寫眞では質不明、素玉に近いもの一例を更に加ふ）ガラス製丸玉小玉合せて五十個となつてゐるし、なほ硬玉製玉（形は石器時代に近きもの）三個ある。散佚したものがあるかどうかは、明確でないが、親玉は勾玉（挿圖版の寫眞の如きものであるならば、素玉をこれに代へる）副玉も勾玉となり、管玉・切子玉（奇數故、或は硬玉製玉三個をこれに代へて偶数としてもよい）及び丸玉・小玉を以て一聯二尺内外の長さの頸玉を考へてもよい。古墳は後期のものであらう。

日向國東臼杵郡南方村大字大貫横穴⁽⁶⁾ 鳥居博士の発掘調査せられたもの、横穴に葬られたものの頸玉として注

意さるべきである。碧玉岩製管玉十二個・ガラス製小玉二個といふ貧弱のものである。

六

さて以上二十六例について見た。從來發掘された古墳の數に比較すればその數多く、九牛の一毛に過ぎないが、種々の様式のものがあり、しかも時代色をも示してゐる。今、先づこれを推定時代別に表示して見よう。

原始時代及び古墳時代前期

- | | |
|---------|--|
| 山城國乙訓村例 | 硬玉勾玉六・碧玉管玉及び瑠璃色小玉若干（頸玉） |
| 近江國瓢箪山例 | 碧玉管玉二十三（男子の頸玉か） |
| 遠江國松林山例 | 硬玉勾玉二・碧玉管玉二十九（頸玉）、なほ碧玉管玉五十個一括（頸玉？）のものあり。 |
| 肥前國三會村例 | 硬玉勾玉一・碧玉管玉十五（頸玉であらう） |

古墳時代中期前後

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 近江國稻荷山例 | 水晶切子玉二十八・玉髓切子玉十四・琥珀素玉十二（頸玉） |
| 河内國城山古墳例 | 硬玉勾玉三・碧玉二十二・硬玉素玉一（頸玉） |

古墳副葬の玉の用途に就て

- 上野國稻荷山古墳例
越前國西塚例
丹後國作り山古墳例
加賀國狐塚例
播磨國奥山古墳例
日向國七曲古墳例
日向國小野古墳例
日向國天下古墳例
- (東柳)碧玉勾玉一・ガラス管玉一・碧玉管玉九・ガラス切子玉一・碧玉算盤玉百二十五(男子の頸玉)(西柳)碧玉勾玉三・碧玉管玉四八・ガラス小玉一三二(頸玉)
硬玉勾玉一・碧玉管玉四十二(頸玉)
硬玉勾玉四・瑪瑙勾玉二・碧玉管玉三十五・ガラス管玉二十(頸玉)
碧玉勾玉一・碧玉管玉若干及び多數小玉(頸玉), 外に碧玉勾玉一及び碧玉管玉若干のもの一括(頸玉であらう)
碧玉管玉五・ガラス瑪瑙色小玉七十二(頸玉)ガラス黄色小玉二百七十五(手玉)ガラス瑪瑙色小玉百五(足玉)
硬玉勾玉二・碧玉管玉十三・ガラス瑪瑙色丸玉三(頸玉)
ガラス小玉(黄色一・乳色七・瑪瑙色二百五十二・淡黄色百一・緑色五百七十五・赤色六十五)(頸玉)
硬玉勾玉三・碧玉管玉二十三(頸玉)

古墳時代後期のもの

- 武藏國市ヶ尾横穴第六號例
武藏國市ヶ尾横穴第十號例
武藏國市ヶ尾横穴第十二號例
武藏國市ヶ尾横穴第十五號例
信濃國五郎兵衛新田村例
下野國西畠古墳例
- 琥珀管玉二・碧玉管玉一・碧玉平玉一・綠色ガラス丸玉三・碧色ガラス丸玉四・瑪瑙色ガラス小玉三十餘・黃色ガラス小玉一(頸玉)
水晶切子玉九・小玉三十餘(頸玉)
丸玉五・小玉約二百餘(頸玉)
碧玉勾玉二・瑪瑙勾玉十一・小玉三十餘(頸玉)
瑪瑙勾玉四・碧玉管玉二・水晶切子玉三及び小玉若干(頸玉)
瑪瑙勾玉一・碧玉管玉六・瑪瑙色ガラス小玉八(頸玉であらう)

越後國菅原古墳例

日向國吉野古墳例

日向國爺塚例

日向國伊勢ヶ濱古墳例

日向國大貫横穴例

(水晶勾玉一・水晶切子玉一・琥珀切子玉一・碧玉管玉二・ガラス瑪瑙色丸玉及び小玉九十二
(頸玉であらう))
ガラス薄紫色小玉六十許(頸玉)

勾玉一・瑪瑙管玉三・ガラス(深緑・浅緑・浅紫)小玉百數十(頸玉)

勾玉二・管玉二・東玉一・水晶切子玉十五・ガラス丸玉小玉五十及び硬玉三(頸玉)

碧玉管玉十二・ガラス小玉二(頸玉)

即ち原始古墳時代及び前期古墳時代のものは、山城國乙訓村例の如く、小玉を加へるものもあるが、多彩色でなく、青一色系統のものといふてよいし、中期以降漸く多彩の變化豊かなものとなつて来る。玉質に於いても、前期迄は硬玉・碧玉等が主を占めてゐたが、中期以降、水晶・瑪瑙・琥珀の類がこれに加つて居り、硬玉は寧ろ數を減じてゐる。ガラス製のものは、前期に既に行はれてゐるが、その技術の進歩を物語る多彩は、中期以降のことである。

なほ出土状態の明かならざる爲めに、資料に採らなかつたものをも加へると、上野國佐波郡玉村大字角淵所在大圓墳の如く、前期に比定し得るものに、琥珀製勾玉の出土を見ることもあるが、大體に見て勾玉に於いて蛇紋岩・ガラス・金銅・銀銅・管玉に於いて水晶・鐵石英・瑪瑙・切子玉に於いて瑪瑙・蠟石・埋木・棗玉に於いて水晶・瑪瑙・ガラス・埋木、丸玉及び小玉に於いて碧玉・水晶・金銅・銀銅・蛇紋岩等のものは、概ね中期又は後期の古墳出土のものである。又ガラスに於いても、多彩が後出のものであると共に、ガラス製造技術上より見て一段の進歩を物語る象嵌細工によるものは、蜻蛉玉にせよ、又雁木玉にせよ、いづれもこれを中期以降のもの

とすべきである。

又、玉の形態についていふも、前期に於いては勾玉・管玉が専ら行はれ、丸玉を加へ得るに過ぎない、切子玉・蜜柑玉・山梔玉・平玉の類は、中期以降に入つて漸くその用を見るに至つたのである。

隨つて頸玉を形成するに當ても、前期に於いては勾玉を三個以上用ひたものは稀なるべく、かの埴輪人物像に見る如く、勾玉を七八個以上も連繋するものは後期に入つて始めて確例を見るべく、かの木内石亭の『曲玉問答』又は伴信友の『神名帳考證』に載すところの『對馬國住吉神社曲玉圖』の如きものは、實例にこれを求むべくもない。併しそれと共に、頸玉に關する限りに於いては、埴輪人物像の示すものは、後期に於ける下級（中級があればそれも含める）者のものといはざるを得ないこととなる。

又ただここに留意すべきは、今「こに後期古墳の例としたものは、不幸にして當時に於ける支配階級のものではなく、そのすべてが被支配階級といふべきか、又は下階級といふべきものであつたのである爲めに、復原されるべき頸玉が如何に貧弱のものであつても、これを異とするに足りない。しかるに前期に遡る時は、近江國安土例の如く管玉のみのものもあり、又遠江國松林山例の如く、晴の用にこそ硬玉の勾玉を用ひるが、平常の用には矢張り管玉のみの頸玉を用ひてゐたのである。しかも之等の古墳の主は、國造ともいふべき權力者であつたらうと考へられるのである。しかば、當時の下級者はこれら簡粗のものよりも更に簡粗そのものであつたとせねばならない。恐らく山野に自生する竹管を切つて頸玉をつくつたものか、又は全然頸玉をつけなかつたものもあらうと想像する。

又頸玉佩用は、社會的差別に於いて有無を定めただけでなく、個人の趣味等によつて、權力者すらこれをつけなかつたこともあらうか。古墳の發掘に於いて、全然玉の類を發見しない例が相當多い。

固より偶然の發見に於いては、これを看過して玉なしと報告することもあらうし、又、古墳の發掘に於いて最も多いた密掘には、隠匿することもあるが、學者の手によつて發掘調査された場合、又は攪亂の懼れの勢い石棺内の發見に於いてすら、佩玉關係遺品の出土のなかつたことは往々あるのである。かの末永雅雄君の調査された大和國添上郡帶解村圓照寺古墳⁽²⁾、余の發掘した上野國佐波郡赤堀村大字今井茶臼山古墳⁽³⁾、梅原末治君の調査せられた丹後國與謝郡桑飼村蛭子山古墳⁽⁴⁾、播磨國明石郡垂水町西垂水小字歌敷山古墳⁽⁵⁾、播磨國加西郡在田村龜山古墳⁽⁶⁾の如きは、佩玉關係遺品の發見がなくして、しかも大古墳の例である。

七

古墳副葬の玉類が、裝身具であるを専らとしつつも、なほ祭祀に用ひられたものもあり、又玉枕の如き特殊の用に供せられたものもあるし、器具を飾つたものも歎くない。これらはすべてその副葬の位置狀態を精確にし得たことによつて知ることが出来るのである。

又頸玉を主とする裝身具の場合にも、埴輪人物像は、單に一の時代、一の階級のものの風を示すに過ぎない。上古時代を通じての知見は、矢張り副葬品に求めなければならないし、しかも精密なる副葬狀態の調査によつて

のみ、これを確めることが出来るのである。

註

(1) 高橋健自先生の名著『鏡と劍と玉』の「玉」概説に於いて、「身體に裝飾するは社會の文野を問はず、古今人類の通性なり、日本民族が上古に於いて玉を愛用し、これを以て盛に身體を裝飾せしは顯著なる事蹟にして」と云々と説かれてゐる。

(2) 相川龍雄・後藤『多野郡平井村白石稻荷山古墳』(群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯) 昭和十一年

(3) 梅原末治博士『久津川古墳研究』大正九年

(4) これらすべてが、古墳であるかどうかは明かでない。殊に播磨國小野村の例は、他に伴出品がないところから見ると、遺蹟精査の必要がある。又ここに挙げた數が副葬されてゐたすべてのものであるか否かも明かでない。密摺によるものには、散逸品が多い。

(5) 「天香山之五百箇眞賢木矣、根許土爾許士而、於上枝取著八尺勾瓈之五百箇之御須麻流之玉、於中枝取繫八尺鏡、於下枝取垂白寸手青寸手」

(6) 「掘天香山之五百箇眞賢木而上枝懸八尺鏡、下枝懸青和幣白和幣、相與致其祈禱焉」

(7) 「掘天香山之五百箇眞賢木而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣白和幣、今太玉命、捧持稱讚」

(8) 景行紀十二年神夏磯媛……等天皇之使者至則拔磯津山眞賢木以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓈亦素幡樹于舟船舷、參向而啓之曰云々云々

(9) 『仲哀紀』八年の條「筑紫伊穂縣主祖五十述手開天皇之行抜取五百枝眞賢木立于船之軸轄、上枝掛八尺瓈、中枝掛白羽鏡、下枝掛十握劍、參迎穴内引鳴獻之」

(10) 「怡土縣主五十述手、開天皇幸」(仲繼天皇) 抜取五百枝眞賢木立于船軸轄、上枝挂八尺瓈、中枝掛白羽鏡、下枝掛十握劍、參迎穴内引鳴獻之」

(11) 『古風土記逸文考證』には、『西海道風土記』とあつて『筑前風土記』とはなし。又社傳にも同様『西海道風土記』とある。

(12) 『神代紀』一書に「天照大神則以八坂瓈之曲玉浮寄於天眞名井、譽斷瓈端而吹出氣噴之中化生神號市杵嶽姫命、是居于瀧者也、又譽斷瓈中而吹出氣噴之中化生神號田心姫命、是居于中瀧者也、又譽斷瓈尾而吹出氣噴之中化生神號瀧津姫命、是居于海濱者也、凡三女神」

(13) 『靜岡縣史』第一卷

(14) 筆者聞書

(15) 大場磐雄『石上神宮寶物誌』昭和四年

(16) 本遺蹟を最初に學界に紹介されたのは、高橋健自先生の「三輪町大字馬場山の神古墳」(奈良縣史蹟勝地調査會報告第七回)であり、破壊された古墳の出土品とされ、祭祀遺蹟説に對しては、消極的態度を探られた。その後、樋口清之「奈良縣三輪町山の神遺蹟研究」(考古學雜誌第十八卷第十一・第十二號)昭和三年、大場磐雄「上代祭祀址とその遺物に就て」考古學雜誌第二十卷第八號)昭和五年等の報文が出たが、これらは祭祀遺蹟説を探つてゐられる。

(17) 大場磐雄「赤城山神蹟考」(考古學雜誌第二十五卷第十一號)昭和十年

(18) 稲森賢次「元興寺塔址埋藏品出土狀況報告書」(奈良史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一冊)昭和五年

(19) 高橋健自博士「鏡と劍と玉」昭和四十四年

古墳副葬の玉の用途に就て

- (20) 森本六爾『金燈山古墳の研究』(大正十五年)
- (21) 梅原末治・武藤兩氏『奥山古墳』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一輯) 昭和十一年
- (22) 後藤『上野國佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳』(帝室博物館學報第六冊) 昭和八年
- (23) 梅原末治博士『攝津阿武山古墓調査報告』(大阪府史蹟天然紀念物調査報告第七輯) 昭和十一年
- (24) 濱田博士『新羅の寶冠』(寶雲第二冊) 昭和七年
- (25) 後藤「所謂消火器形埴輪に就て」(考古學雜誌第二十二卷第七・八・十二號) 昭和七年
- (26) 梅原末治博士『乙訓村長法寺南原古墳の調査』(京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告第十七冊)
- (27) 梅原末治博士『安土瓢箪山古墳』(滋賀縣史蹟調査報告第七冊) 昭和十三年
- (28) 濱田・梅原兩博士『近江國高島郡水尾村の古墳』(京都帝國大學文學部考古學研究報告第八冊) 大正十三年
- (29) 調査手記によれば、冠よりも更に上——即ち遺骸よりは離れてゐる——にあるが、梅原君等が石棺内部の清掃を試みた際に、残存の玉(切子玉)が冠よりも下にあつたのである。そこで京都帝國大學の報告書には、「丁度遺骸の胸部に當つてゐる」とされてゐる。

- (30) 梅原博士『河内國小山城山古墳調査報告』(人類學雜誌第三十五卷第八・九・十號) 大正九年
- 同 「河内國小山城山古墳調査報告補正」(人類學雜誌第三十六卷第四・五・六・七號) 大正十年
- (31) 内藤政光・高橋勇及び後藤『松林山古墳發掘調査報告』(昭和十四年)
- (32) 石野瑛『武藏國都筑郡中里村市ヶ尾横穴群調査報告』(考古學雜誌第二十三卷第七號) 昭和八年
- (33) 八幡一郎『北佐久郡の考古學的調査』(昭和九年)
- (34) 高橋博士『下野國足利町助戸の古墳及び發掘遺物』(考古學雜誌第三卷第六號) 大正二年
- (35) 上田三平『西原古墳』(福井縣史蹟勝地調査報告第一冊) 大正九年
- (36) 上田三平『狐塚古墳』(史蹟名勝天然紀念物第七集第三號) 昭和七年
- 同 「狐山古墳」(史蹟調査報告第七輯)
- 後藤『加賀國江沼郡勅使村字二子塚所在狐塚古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
- (37) 齋藤秀平『菅原古墳群』(新潟縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第一輯) 昭和五年
- 遺物については、筆者實査
- (38) 梅原博士『桑洞村蛭子山作り山古墳の調査』(京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告第十二冊及び第十四冊)
- 後藤『丹後國與謝郡桑洞村蛭子山及び作り山古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
- (39) 岩田貞彦『豐鎌内新出の玉類及び布片等に就て』(考古學雜誌第二十一卷第七號) 昭和六年
- (40) 鳥居博士『上代の日向延岡』(昭和十一年)
- (41) 後藤『上野國佐波郡玉村町大字角瀬古墳』(古墳發掘品調査報告) 昭和十二年
- (42) 末永雅雄『添上郡帶解町山村圓照寺墓山第一號古墳調査』(奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十一冊) 昭和五年
- (43) 梅原博士『垂水歌敷山古墳の調査』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第五輯) 昭和六年
- (44) 梅原博士『在田村龜山古墳と其の遺物』(兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十四輯) 昭和十四年
- (昭和十五年考古學雜誌第三十卷第七號掲載)

古代の下駄

一

「わが日本に始めて來た歐米人が、來る早々注意するのは女子の廣帶と道路や停車場の歩廊に高々と鳴る下駄であるとは、これを屢々耳にするところである。辰巳藝者の誇りとされた素足の美を引立せたのも下駄であつたらうが、江戸時代から今日にかけて日本服飾の特徴をなしたのも下駄である。」

中世公家は沓⁽¹⁾や靴⁽²⁾を用ひたが、これも晴の用を主としたのであり、裏の履物としては草履・草鞋の類が相當程度に幅をきかせたらうと想像するし、庶民に至つては沓・靴の類を用ひるものはあつても、大多數は草履・草鞋か、徒跣⁽³⁾か又はこの下駄を履いてゐたらしい。かくして、これを江戸時代に比較すれば、履物としての下駄の位置は江戸時代には比較し得る程に優位を占めてゐないが、併し江戸時代のもの先客をなすものとして存在してゐた。而してその風は、奈良時代を遡つて上古時代にもあつたのであり、わが服飾の誇りとする下駄の起源は遠く上古時代にあつたとしなければならぬ。

上古時代の下駄については、既に古く神田孝平・下村三四吉⁽⁴⁾兩氏の報告があり、高橋博士は石製履としてこれを総合せられてゐる。又中世のものについては鈴木敏雄君の報告⁽⁵⁾があり、又近く平城宮遺溝出土のものについての報告を兼ねて、岸熊吉氏は再び上代の下駄(展)について総合的記述を試みられてゐる。

「石器時代殊に繩文式文化時代の下駄は、遺物も無いが、北方寒冷の地方に於いては、防寒を兼ねての履物が無かつたとは思はれない。今なほ土俗に見る雪靴の類の起源は明かでないが、或はその淵源するところ、遠くこの石器時代にあるかも知れない。」

『魏志』倭人傳には「皆徒跣」と說いてゐる。倭人傳に記されてゐる風俗は、北九州一角の地域に限られて居るらしく思はれるし、それも地方土俗の見聞ではなかつたかと思はれる。倭人なるものが、九州一部のもののみをいふとするか、又は廣く既に古墳文化にあつた西日本一帯の人々をさすのであるかは、今後の研究に俟つとしても、倭人傳に記された時代は、考古學的事實からいへば九州といはず、又中部地方から關東地方の一部といはず、等しく既に彌生式文化を基調として發達した古墳文化に光被してゐたのである。西暦三世紀代といへば、北九州地方は大和文化に對立し、所謂原始古墳文化の發達してゐたところであり、隨つてその地方民の風俗にも大和文化地方のものとの間には多少の差があつたかも知れないが、等しく彌生式文化を基調としてゐる以上それは少差であり、根本的差異があつたとも思はれない。隨つて地方民の日常生活に於いては、徒跣を専らとしてゐたとしても誤りはなからう。併し一部に既に下駄の用がなかつたとは言へないであらう。

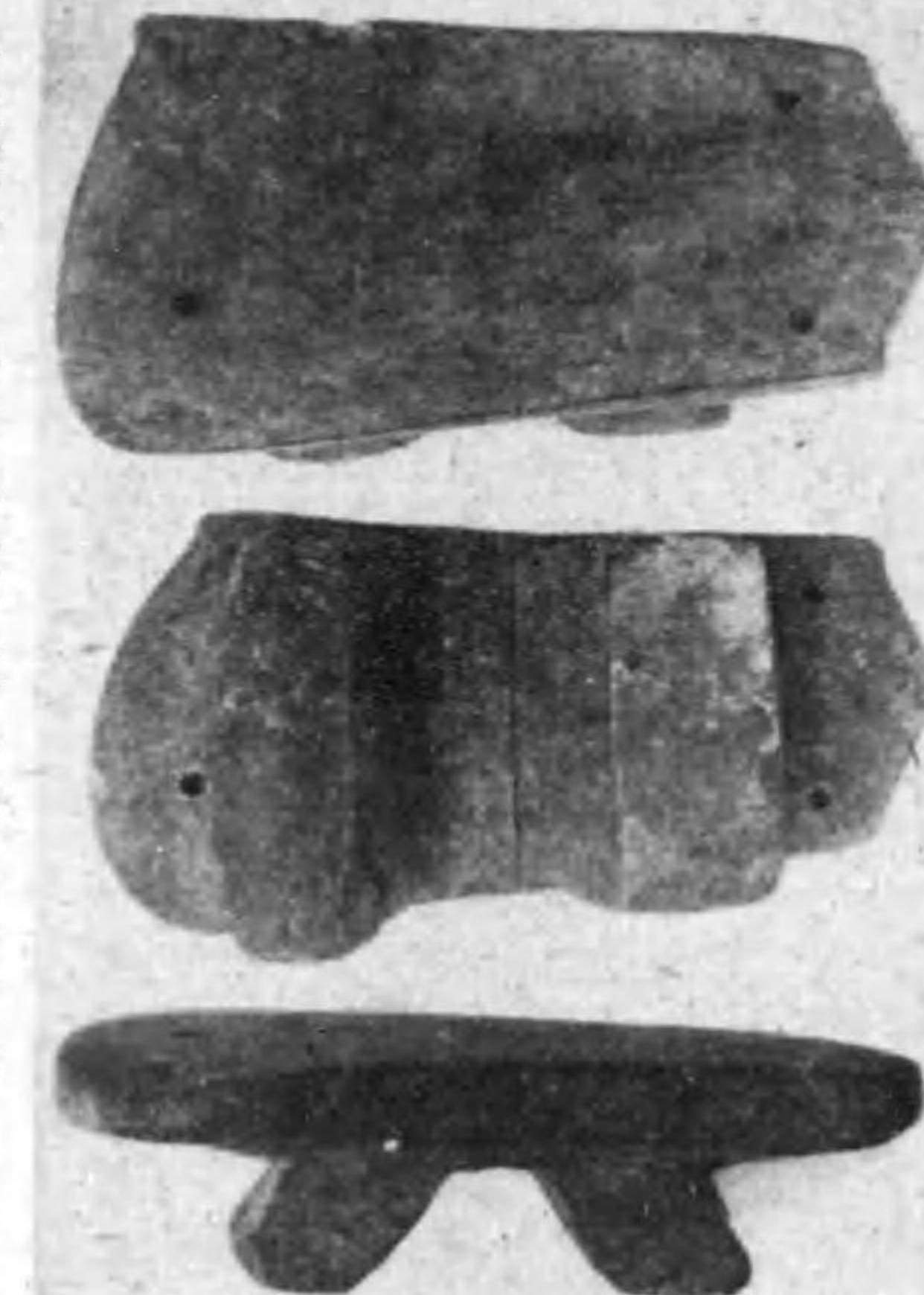
古墳文化の中期以降に於いて下駄が用ひられてゐたことは明かである。石製下駄が古墳副葬品として發見されてゐる。今その出土例を摘記すれば、

- 1 2 3 山城國乙訓郡大原野村大字石見上里小字林ノ平所在鏡山古墳三足（すべて帝室博物館藏）
- 4 大和加瀬古墳一足（柏林國立博物館藏）
- 5 河内國南河内郡道明寺村澤田古墳一足
- 6 和泉國岸和田附近出土⁽⁶⁾
- 7 武藏國東京市世田ヶ谷區等々力大塚古墳一足（舊荏原郡玉川村大字上野毛小字谷川上）（帝室博物館藏）⁽³⁾
- 8 上野國多野郡平井村大字白石稻荷山古墳一足（帝室博物館藏）
- 9 上野國新田郡藏塚町附近出土（杉山壽榮男氏藏）

の六ヶ所出土九足例を數へることが出来る。

石製模造品の意義については、古く高橋博士はこれを支那の明器に似たものとしてゐられる。併し遺物については、必ずしも然りとはいへないものもあるが、この石製下駄の如きは正に實物の木製下駄の形を寫して埋葬の用として調製したものであらう。滑石・臘石の如き軟質の石材が選ばれたにもせよ、木製のものよりも加工に對して多少の困難を感じるであらうし、隨つて石製下駄の形の隅々までが忠實に木製下駄のを寫したとすることは出来ないかも知れない。併し妙くも形の要所はこれを現はしてゐたとすべきである。

石製下駄の出土地は、中央、畿内の地方から東日本の地域に及び、かの倭人傳に「皆徒跣」と記されてゐる西



図五四一 第
石下駄

（土出塚鏡鏡城山）

度品を模造したものは、全く西日本の地域から出土してゐないのであるといふ大勢を見ると、石製下駄の出土のないのは土俗下駄を用ふることが無かつたのであるとは言はれない。

しかば當時、下駄の用は上下おしなべてあつたのであり、恰かも今日の如く日用品として普通のものであつたらうか。これは既に述べた如く、下駄の普及は近年のことであり、數十年前の地方農民の生活を憶ひ出して見ても考へ得られるやうに、平素は徒跣か草履であり、晴れの時にのみ下駄の類が用ひられてゐたことと思ふ。實際石製下駄を出土した古墳は、その地方に於ける大規模のものであり、隨つてその地方に於ける豪族の奥都城であつたとすべきである。上野國稻荷山古

図六四-1 第一
石下駄 (土出古山高麗御野上)

墳は關東古墳國として著しい上野國に於いても有數の大古墳であり、祕かに綠野屯首の墳墓に擬してゐるものである。山城國鏡塚は副葬品から見て、大古墳の一とすべく、武藏等々力古墳は多摩川沿岸に築かれた古墳群中では最大の圓墳である。固より畿内地方には、如上三古墳の及ばない大古墳は數多くあり、その中から石製下駄の出土を見ないが、前にも述べた如く石製模造品の出土古墳には時代的にも制限があり、殊に下駄のみならず案・壇の如き類もかかる大古墳から出土した例が無い。又當時杏の如き履物の用もあつたことは、埴輪人物像の履物によつて察し得られるのであるから、下駄のみが晴れの用であつたとは言へないであらう。又大古墳のみから石製下駄が出土したとしても、これによつて當時庶民の間に下駄の用がなかつたとは言へない。庶民の墳墓の著しくなつたのは古墳文化後期のことであり、而して啻に石製下駄とのみに限らず、副葬品は極めて乏しく、或はこれを缺くを常とするのであるから、石製下駄の出土例が無いからといつて、庶民の間に下駄の用が無かつたとは言へない。要は下駄は豪族にも用ひられた、而して態々石を以て模造してこれを副葬する何上、日常の用ではあらうが、多少は晴れの意味を持つてゐたとするのである。

次に下駄が、男子・女子別に互つて用ひられたか否かといふ問題は、資料の不備から確言を躊躇せられる。ただ上野稻荷山古墳に於いては、女子を葬つたと推定し得べき石室から出土したことから見て女子もこれを用ひたとなし得るに過ぎない。

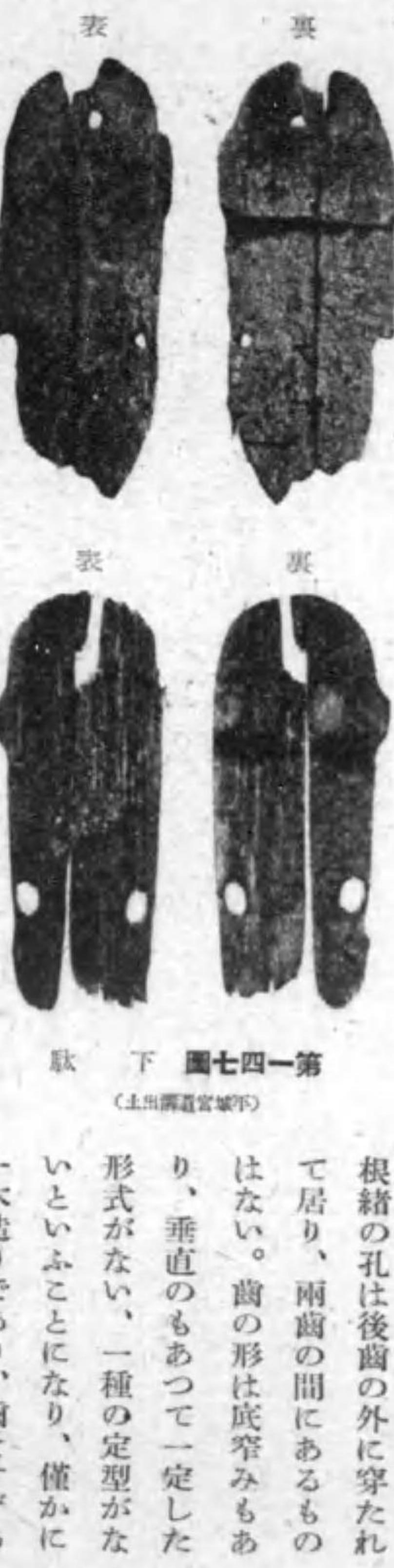
しからば上古時代の下駄の形はといふと、出土した九例の下駄が、それなり形を等うしてゐない、種々の様式のものがあるといふことから、定型を得てゐないと言はねばならない。山城鏡塚出土の三足（中その一を第一四五圖に示す）は共に同一様式に屬し、鼻緒の孔は後世のと異つて一方に偏して穿たれて居り、根緒の孔は後齒の後にあり、脚、即ち下駄の歯は底開きとなつてゐる様式であり、大和加瀬發見のものは、脚の底が張り出たものであり、鼻緒の孔は中央に穿たれて居る。和泉岸和田附近發見のものは、「筑後將士軍談」に「梅村載筆」に「近於泉州岸和田發掘石棺、内外多得石履石合子」とあるのみであるから、その様式を知ることは出来ない。

武藏等々力ゴルフリンクス内大塚出土のものは、頗る異形式に屬し、平面形卵形に近く、鼻緒の孔が前後合せて六孔あるは最としては頗る異とすべく、寧ろ後世いふ草鞋の乳を想起させられるが、裏に屐脚四個あるによつて下駄の類に含ませてよいものであらう。高橋博士は越後國頸城郡地方の海岸地域で用ひられる砂下駄或は濱下駄と呼ばれるものが稍々これに類するものであり、鼻緒の孔が六個あるは、一方を前として緒をすけて穿いた後に、また反対側に緒をすげ換へて用ふる風を想起すべしと説かれてゐる。⁽³⁾

上野國稻荷山古墳出土の一足（第一四五圖）は、左右の形をそれなりにしたものとなつてゐるが、歯は稍々底窄みとなつて鏡塚例と全く趣を異にしてゐる。歯の高さは比較的低く、鼻緒の孔は中央にあり、根緒の孔は後齒

の後に穿れてゐる。上野國葛塚出土のものは、左右同形、角丸の長方形をなし、歯の間隔は廣く、歯の形は今日の駒下駄と同一であり、鼻緒の孔は中央、根緒の孔は後歯の外に出て居り、恐らくこれを今日の下駄としても人は異としないであらう。

これを要するに、表面の形に定まるものなく、鼻緒の孔は中央にあるものもあり、側に偏するものもあるが、



圖七四一第一
(土出御道宮塚下)

形式のものがないといふことが共通であるといふに過ぎない。

この形式の種々相といふことは、考へやうによつては下駄の起源の問題に觸ることにもなる。即ち若しこの下駄が大陸から傳へられたものであり、そして傳來以後數百年を経過してゐないならば、一定の型式があつて然るべきであり、これに反して若しこれが自生である、即ち内地に於いて自然に創始せられたものか、彌生式文化人が大陸から移任の時にもつて來たものから發達したものであるならばその形は區々となるのが自然の勢ひであらう。といふことになるとはいへ、遺品そのものが下駄そのものではなく、特に副葬品としてつくられた石製のものであり、隨つて木製以上に加工の不便もあり、葬儀用であるが爲めにとる特殊の形式化もあらうから、下駄起源論は奈良朝時代以後の實用木製下駄を合せて後に論結すべきである。

奈良時代の下駄にも確實に年代を徵し得べき遺品がない。昭和二年二月、奈良市外都速村大字佐紀小字石田にある平城宮遺溝から木製下駄二個（第一四七圖）を出土した。⁵ これは古墳の如き遺蹟ではないから伴出價値の尠いものであり、隨つて絶對年代を定め難いが、伴出物のすべてが平城宮時代のものと認むべきものであるところからして、この下駄も奈良時代のものとするに多分の可能性がある。しかば、この平城宮遺溝出土のものこそ、現存する我國最古の下駄遺品であるとしてよい。

遺物は共に檜柾の良材を用ひ、一は長さ七寸二分五厘、横一寸八分五厘、大體の輪廓が楕圓形であり、兩端のカーブが恰度足袋のやうに異り又鼻緒孔が一方に偏して居り、最初から左右それぞれ定まつたものであることが知られて居り、造り出しの厚歯は下方に擴がつてゐてその斷面形が梯形をなして居り緒の根孔が兩歯の間に穿たれてゐる。他の一も大體同一型式である。

平安時代中期以降に於いては、文獻も備はり遺物も稍々數を増して來る。即ち「倭名鈔」には

屐 一名足下、和名阿師太

とあり、「新撰字鏡」には、

屐又作跋、履也有齒也、阿志・加太・木久・豆

古代の下駄

といふ名が與へられて居り、『枕草子』に、

「はつせなどにまうでて、つぼねなどするほどは、くれはしのもとに、車引よせてたてるに、おびばかりしたる若き法師ばらの、あしだといふ物をはきて、いさかつつみもなくおりのぼる」とて云々」

とも、また「見ぐるしきもの」の一に、

「はかまきたるわらはのあしだはきたる、それはいやうのもの也」

ともあり、『雅亮装束抄』に「ぬりあしだ」の名があり、『海人藻井』に「塗足駄准督」云々とあり、『空穗物語』に「くれなるのあしだ」の名があり、『榮花物語』には、藤原顯光が「小袴きてあしだはかせ給ひ」云々とあるが如く、公家・庶民の別なく下駄を用ひたことを知ることが出来るが、『宇治拾遺物語』に慈覺大師の御弟子に相應和尚といふものがあるとしてその服飾について「信濃布を衣にき相の平足駄をはき」云々とあり、『古事談』に平燈大徳なる叡山僧が「足駄計を踏脱て暗跡了」とあるが如く、僧侶と下駄とが特に關係深いといふ記事を當時の物語本等から検出することが出来るし、『寺家雜筆至要抄』建長四年の條に有職以下從僧並中間法師等に塗下駄を禁する語さへある程であり、隨つて後世山法師を描くものは足駄着用の姿を寫すを普通とするのである。

この風は鎌倉時代以後も同様であつたらしい。鎌倉時代の繪巻物に、往々下駄を穿いてゐるを描いてゐるのを見るのであり、而して『伴大納言繪詞』等によつて見るに婦人も男子も少年も法師も通じてこれを用ひ、以つて當時一般庶民の間に下駄が相當廣く行はれてゐたことをも知ることが出来る。

下駄そのものの遺品として著しいのは伊勢國桑名郡多度村柚井から發見した十六個(第一四八圖)であらう。これ



(土出井桂樹伊) 駄 下 圖八四一第

はかつて貝塚出土品と傳へられた事もあるが實際には貝塚附近の發見のことであり、伴出品に所謂藤原鏡もあり、古錢もあつて（包含遺蹟で伴出價值は渺いが）これが藤原時代か鎌倉時代前期あたりのものに比定してよい。而してその遺品を見るに形も小判形のものもあり、長方形角丸のものもあり、鼻緒孔は中央のもあり、片寄せのものもあり、齒は直のものもあり、底開きのものもあつて一定してゐないが、齒を造出しにし緒の根孔を兩齒の間に穿つてゐる。即ちこれを上古時代のものと比較するに齒の形に底穿みと底開きの差があり、緒の根孔の位置に異なるものがあるが、大體に見て同一系統のものと見てよいし、奈良時代のものとするものとは全く同一趣であり、隨つて中世の下駄の形にも定まるものがないというてよい。要するに上代から奈良時代を経て中世に至る間に於いて、下駄としての定つた形はなく、各自自家の用として好むがままの形のものを成形したのであらうと思ふ。

しかば、前に石製下駄について試みた下駄自生説は、この中世に於いても肯定せらるべく、一方船載説を可能ならしめる何物もないといふことになる。而してこの考説は、又、その用途より見ても、又、大陸の履物の形より見ても、更に可能性を増さるべきものと思ふ。

即ち中世の風を見るに、僧侶の如き外來文化に親しいものの間に盛行したことは、一應考へさせられるのであるが、また一方公式の場合、舶載様式たる東帶・直衣・狩衣等の服裝の場合は、沓又は靴の如き大陸に行はれてゐる履物を用ひるが、裫の服の場合殊に庶民級にまで、老弱の別なく、貧富の差なく、男女兩性に亘つてこの下駄が用ひられてゐることは、これが大陸舶載の様式でなかつたことを物語るものでなくてなんであらう。

又朝鮮・支那には下駄らしいものがない。尤も支那に「屐」の文字があり、「釋名」に

「屐播也爲兩足指以踐泥也」

と見え、『本草綱目』には、

「木屐、時珍曰屐乃木屐之下有齒」

とあるのを見ると、如何にも我が下駄と同一物の彼にあつたことを想はしめられるのである。殊に『佩文韻府』

に『風俗通』を引いて漢の延熹年中京師の長者は皆屐を著け、婦人始めて嫁至するや、
圖九四一第一
三才圖繪
展に漆畫し五彩系をなすとあるに至つては、『倭名鈔』編者もこれを考定したが如く、
わが下駄と全く同一様式のものであることを想はしめられるのである。



併し『三才圖繪』に屐の形として描かれたもの（第一四九圖）を見るに、前掲の諸文献の示すが如く齒のあるものであり、その形は全くわが下駄と同一様式のものであることを知るが、その緒は全く異り、所謂シリッパー系統のものであり、我が下駄が鼻緒を有するのとは全く異なるものである。即ち、若し支那に於いて屐と呼ぶものが、すべてこの

『三才圖繪』所載のものと同一様式であるとするならば、我が下駄は文字を彼から借りてはゐるが系統を異にするものである。しかし、我に於いて「アシダ」と呼んでゐたものに、平安時代の人々が彼の屐の文字を充てたに過ぎないといふことになるのである。

かくして、我が古代の下駄は、全く自生文化の現はれと見るべきであるといふことになる。しかば、全く支那大陸とは關係ない、自個獨特の形であらうかといふことになると、多少斷定を躊躇させられる。

支那に於いて屐の始原の時代は、明かでない。『佩文韻府』所引の『圖書見聞志』には屐が既に三代より行はれてゐたとして居り、『論語隱義』には孔子屐をはくことを説き、『事物紀原』には『異苑』に介之推木を抱いて焼死す、晉文公伐つて以つて屐を製すとある。之等の諸書は共に一等資料とするには足りないが、併し大體に見て春秋戰國時代に既にその用のあつたことを認めてよい。

漢を経て、三國時代に入つてはその用漸く廣く、『晉書』宣帝紀青龍二年には「關中夷藜多し、帝軍士三千人をして軟材の木屐を着けて前行せしむ」云々とあり西晉太康年中に入つては、男子の屐の頭は方、婦人のは圓と『晉書』にあり、『三才圖繪』には司馬晉に至つて遂に常服となるとある。しかば六朝文化の流入の熾盛であつた我が上古時代に此の支那式の屐の傳來があり、これに教へられて我が民俗に下駄の用が起つたのであるかも知れないと思ふ。併しその場合でもその形を決定したのは、飽くまで自生文化の力であり、これを發達せしめたのも、自生文化の力であるとしてよい。要は今後の大陸研究、殊に南亞地方の研究の結果に俟つてその起源を決すべきである。

註

- (1) 神田孝平男報告(東京人類學會報告第二十號)
(2) 下村三四吉「山城國大原野村鎌山古墳の發掘品」(考古學會雜誌第一卷第四號)
(3) 高橋健自博士「古墳發見石製模造器具の研究」(帝室博物館學報第一冊)
(4) 鈴木敏雄「三重縣桑名郡多度村袖井貝塚誌考」(考古學雜誌一八ノ一〇・一一) 及び同氏「袖井貝塚發見の木履」(考古學雜誌二一ノ五)
(5) 岸熊吉「平城宮遺構及び遺物の調査報告」(奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十四冊)
(6) 八木邦三郎「石履の發見地」(東京人類學會雜誌第一六七號)
(7) 伊東富太郎氏談
(昭和十一年ミネルバア第一卷第一號掲載)

上古時代の杏葉に就て

一 杏葉の名義

馬具三繫の垂飾品の一をなす杏葉は、平安時代に「杏葉」と書かれ、和名を「ひら」といひ、「きやうえふ」は俗名と「和名類聚抄」に説いてゐる。

「杏葉」の文字を以てすることは、支那に於ける風であつたらう。『三才圖繪』にこれを見るべく、『倭名類聚抄』亦唐名としてゐる。併しその名稱の意義は明瞭を缺くものがある。新井白石は、『本朝軍器考』に「杏樹の葉の形に似たれば、かくは名付しにや」と説き、『諸鞍日記考註』は、杏樹の春に至つて新芽を生ずるに、その葉の重なつて出るを象つたのであらうとしてゐる。

この杏樹葉説に對して、屋代弘賢は、『古今要覽考』に、水草の苦あさ（杏葉）の葉を象つたものであり、馬は火性であるので、この水草を採つて馬具裝飾に用ひたものであらうと説き、かつ日本産の杏葉は、その形が稍々丸いが、『本草綱目』によれば、支那産のものは形馬蹄に似て微少長きもの、馬具杏葉と形の類似があると述べてゐる。

熱田神宮又は手向山八幡宮藏のものの如きは、如何にも新芽の叢生に象つたと思はれるが、共に杏葉後期のものであり、杏葉名出現當時の制を傳へてゐるとはいへない。隨つて『諸鞍日記考註』の説は詳かを缺くものといはなければならぬ。單に外形を以て論すれば、杏葉・苦葉共に相似した形である以上、『本朝軍器考』『古今要覽考』の孰れの説を探るもよからう。併し唐代馬具に杏葉モテイブの裝飾が好んで用ひられ、王勃の「春思賦」に「杏葉裝金轡・蒲桃鏤玉鞍」とあり、白居易の詩に、「塵土空留杏葉鞍」とあるが如く、或は金莊の轡に、又は鞍に杏葉文を飾つたと思はれるものがあるところを見ると、或は屋代弘賢の馬は火性、配するに水に縁ある苦葉を以てしたといふ説の方が妥當かも知れない。

支那の杏葉を、少數の遺物及び畫圖・明器泥馬裝具等に見るに、必ずしもそのすべてが杏葉形をなすとは言ひ難い。殊に後項述ぶるが如く、わが古墳時代のものに、支那六朝代の制を求めるものがあるとすれば、それは更に杏葉形とは縁が遠い。しかるにわが平安時代のものが唐以降の風を傳へたものとすれば、支那に於いても、時代の降るに隨つて杏葉形に固定じたうと考ふべく、而してこの固定につれて「杏葉」の名を得たのではないか。わが平安時代には「ひら」の和名を用ひつゝも、「杏葉」の文字が一般化されてゐたことは、前引『和名類聚抄』の外に、『西宮記』『北山抄』『兵範記』『明月記』『長秋記』『物具裝束抄』『世俗淺深秘抄』等の諸書にその文字が記されてゐることによつて明かである。

しかば、『杏葉』の名の下に、上古時代のものを説くは穩當を缺く嫌ひがあるが、彼此、三繫の垂飾品たるの故を以て、その名を用ふることとし、ただ質を金屬製のものに限ることとする。わが中世、絲總のものは總稱「總 鞍」⁽¹⁾と呼ぶべく、性質にも多少の差異⁽²⁾ありとしてゐるに因つたのである。

二 杏葉の意義

平安時代の「唐鞍」の構成に、杏葉を主要なる要素としたことは、注意に値する。

「唐鞍」は、鎧馬、即ち馬具裝飾の第一位にあるものとされ、『延喜式』左馬寮の條に、蕃客の乗騎する唐鞍云々とあり、『西宮記』に、大嘗會御禊の行幸に公卿が唐鞍、四位五位は倭鞍に杏葉をつけたものを用ひて供奉すとあり、又四位五位のものは、唐鞍・和鞍有するに随つてよいが、杏葉を着けよとあるが如く、宮廷大儀に於ける行列に從ふ馬の裝飾様式である。即ち大嘗祭御禊行幸は、奈良時代に於いて、大祀元日と共に宮廷三大儀禮の一たる大嘗祭の一節であり、今日を以ていへば第一公式歎締をたてられるのであり、蕃客即ち唐使迎接も亦當時としては大儀としたのである。『衣服令』に、上述三大儀には、公家五位以上のものは支那色の濃厚なる「禮服」を着用すべく定められてゐる。

平安時代に入つては、禮服の著用は漸く廢れて來たのであらう⁽³⁾が、しかもなほ、その行列に唐鞍を装うた馬に乗ることを規定してゐる以上、唐鞍裝馬の意義のあるところを察すべく、隨つて唐鞍に於ける主要なる要素であるとした杏葉の意義も亦察するに難くない。これを以て、公家が往來に牛車を用ふるに至つた平安時代後期以後、

唐鞍が漸次廢れ、隨つて杏葉も實用から離れ、唯纔かに神馬等に形式を遺存するに至つた大勢を推知することが出來よう。

即ちわが王朝時代には、杏葉を以て儀禮のものとし、唐鞍の態をなさずとも、四位・五位のものに於いては、杏葉を装ひさへすれば、第一公式のものと認むべきことを定めたのである⁽⁴⁾。

しかば、大體に見て同一文化體であつた奈良時代に於いても趣を等うしたのはなからうか。正倉院御物馬具に於いても十具の馬具の中、杏葉を具するものは、その鞍橋が後世いふ唐鞍の鞍橋の形に類する二具のみであり、倭鞍の形を有する他の八具にはこれを缺いてゐる。

固より、この特殊の風は平安時代に於いてのみのものであつたかも知れない。支那に於いては狩獵にさへ、その乘馬に杏葉着裝のものを用ひたらしい⁽⁵⁾が、その裝飾要素に見て、かつ杏葉裝馬が馳驅に不自由なるに徴して、鎧馬用であることは明かである。隨つてわが古墳時代に於ける杏葉を、王朝時代の風と同



(馬鹿絵本社著目春良齋)

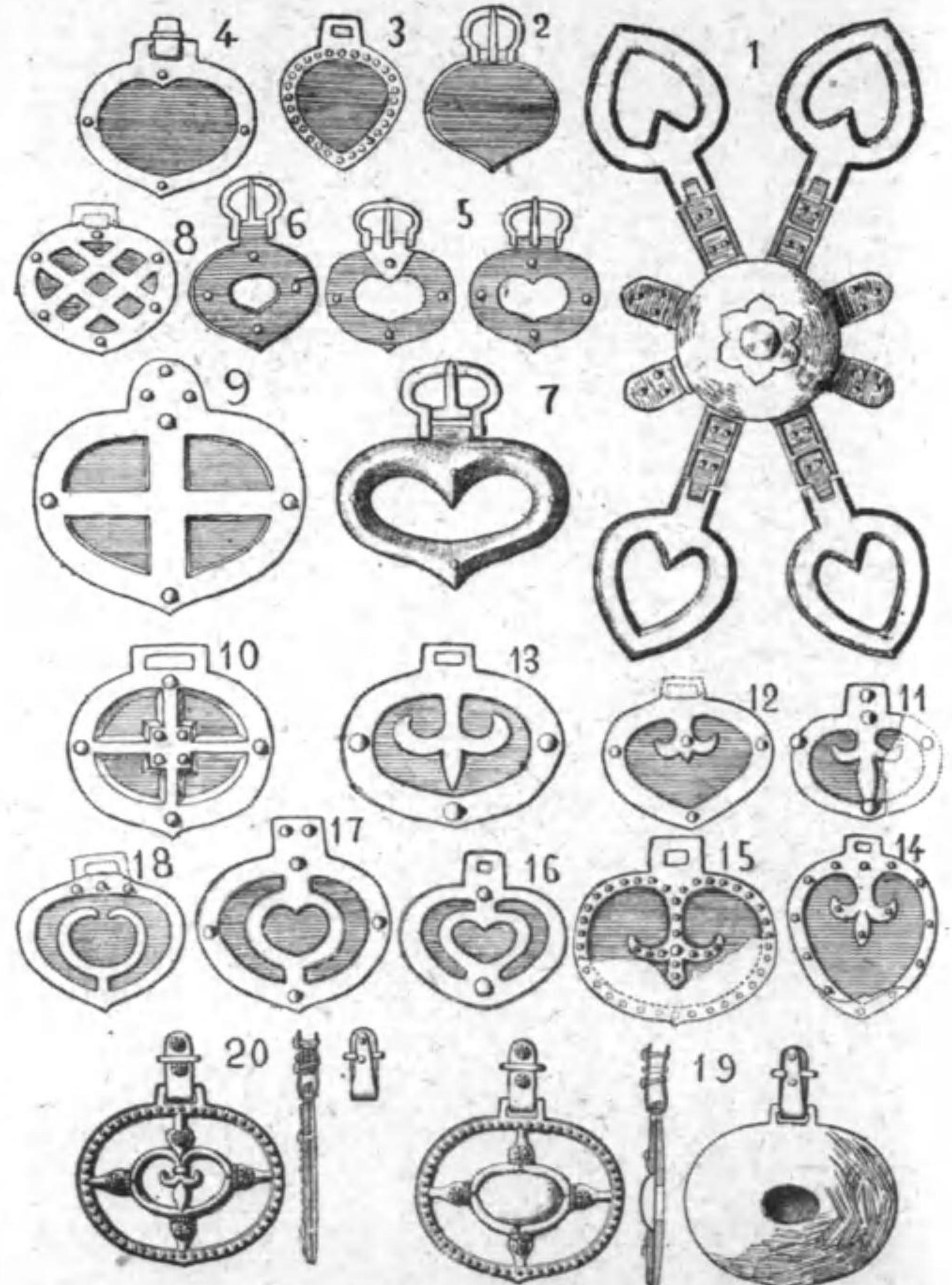
圖〇五一第一

一であらうと断することは出来ながらうが、併しそれとは趣の相似たるもの、即ち軍事馳驅の際とか、狩獵耕耘の折とかに用ひるものではなく、豪族の威儀のものとして用ひられたのであらうと考へ得られる。即ち多分に裝飾的價値のあるものであり、同じく馬具とはいふものの、轡の實用性とは著しく趣を異にするものといはなければならない。『推古紀』十六年八月、唐使斐世清の入京を迎へて、「遣鎧騎七十五疋而迎唐客於海石榴市衙」とある鎧騎の如きも、當にこの杏葉着装の馬を乗用に供したのであらうと思ふ。

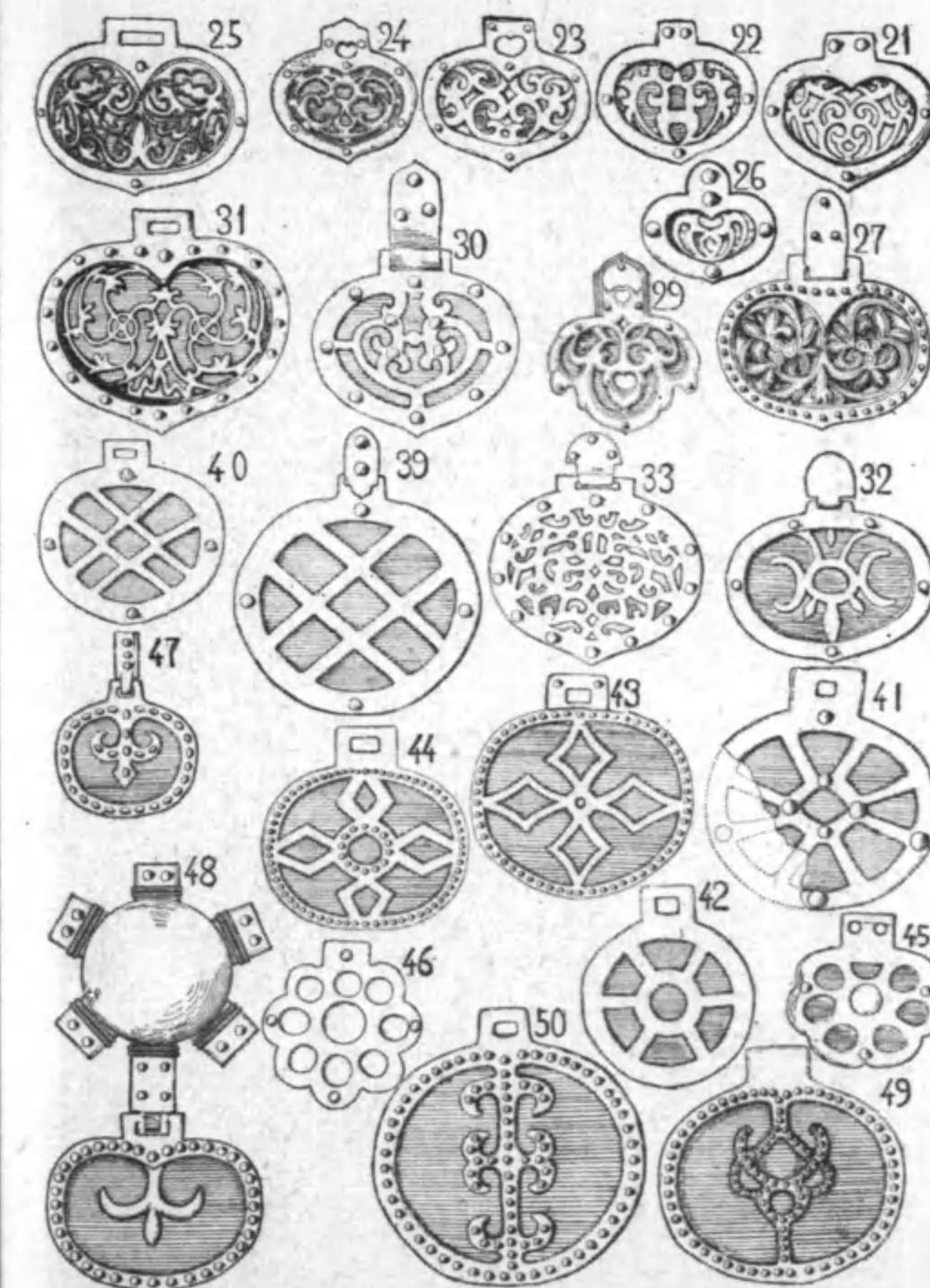
三 上代に於ける杏葉の形式（第一五一圖—第一五七圖）

杏葉は、主體をなす「身」と、これを三繫に打つてある座金具即ち「攝蝶」金具（第一六二圖生熟田神宮藏及び6の大和國奈良手向山八幡宮藏のものに見る）に掲む爲めの力革（鎧の場合もあらう）となりなるを普通とするが、上古時代のものには、雲珠の周邊に垂れる場合もあり、その場合には、雲珠脚金端につけられて、攝蝶も力革も用ひられてゐない。（第一五一圖1：出雲國鹽治例及び第一五二圖⁴⁸筑前國王塚例參照）

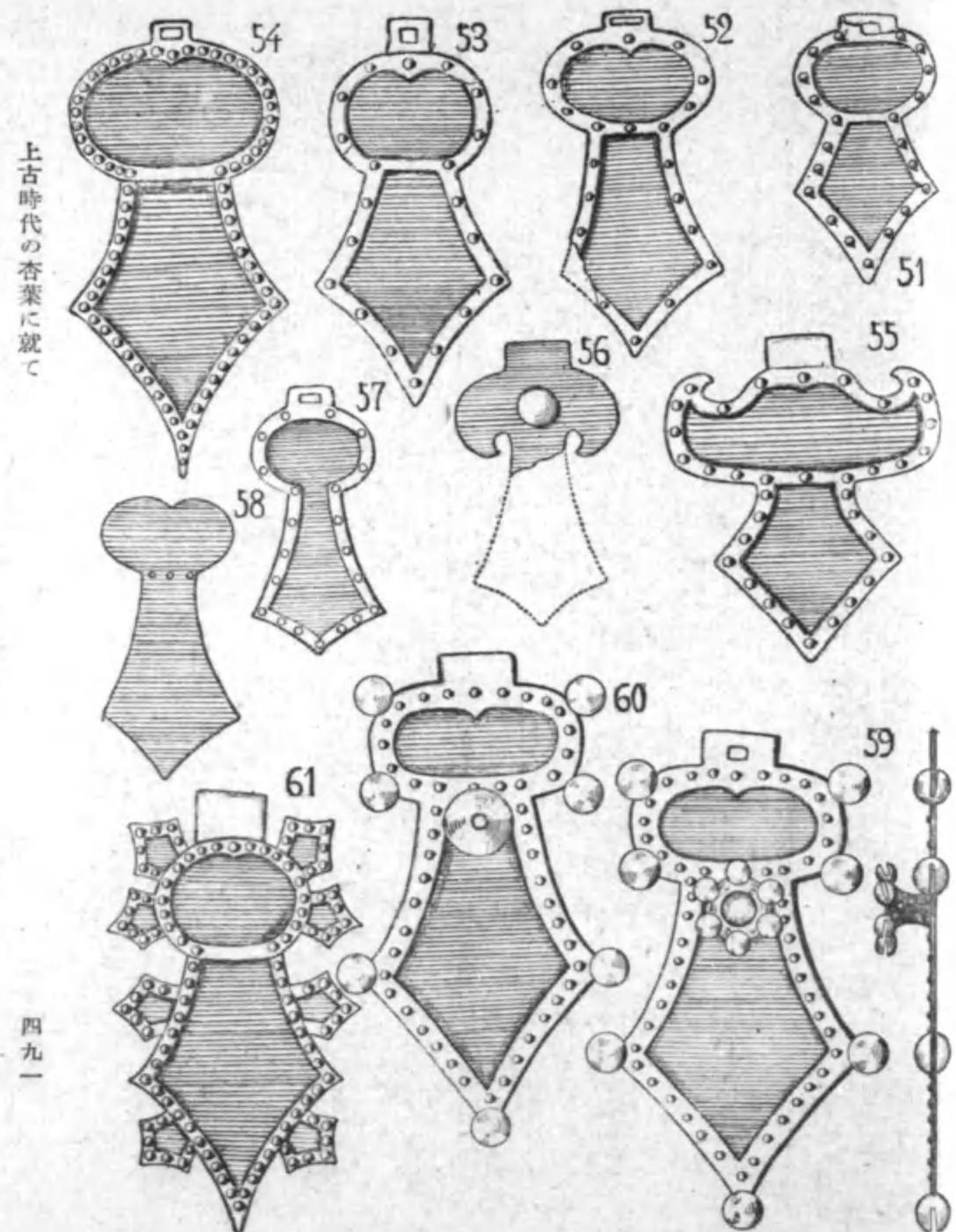
身には上端に力革搦みの張り出部がある。（後項述ぶが如く、わが上古時代の杏葉には、雲珠擎着のものが多く、力革は餘り多く用ひられてゐなかつたらしい。併し今は便宜上、力革搦みのものを主とすると考へることとする）普通は矩形の孔を穿ち、これに力革を搦ませるが、中には鉢具を有するもの（第一五一圖2信濃小丸山例）とか、又は單にその張出部裏板に錆留めしたもの（第一五一圖9遠江國高根森例）もある。



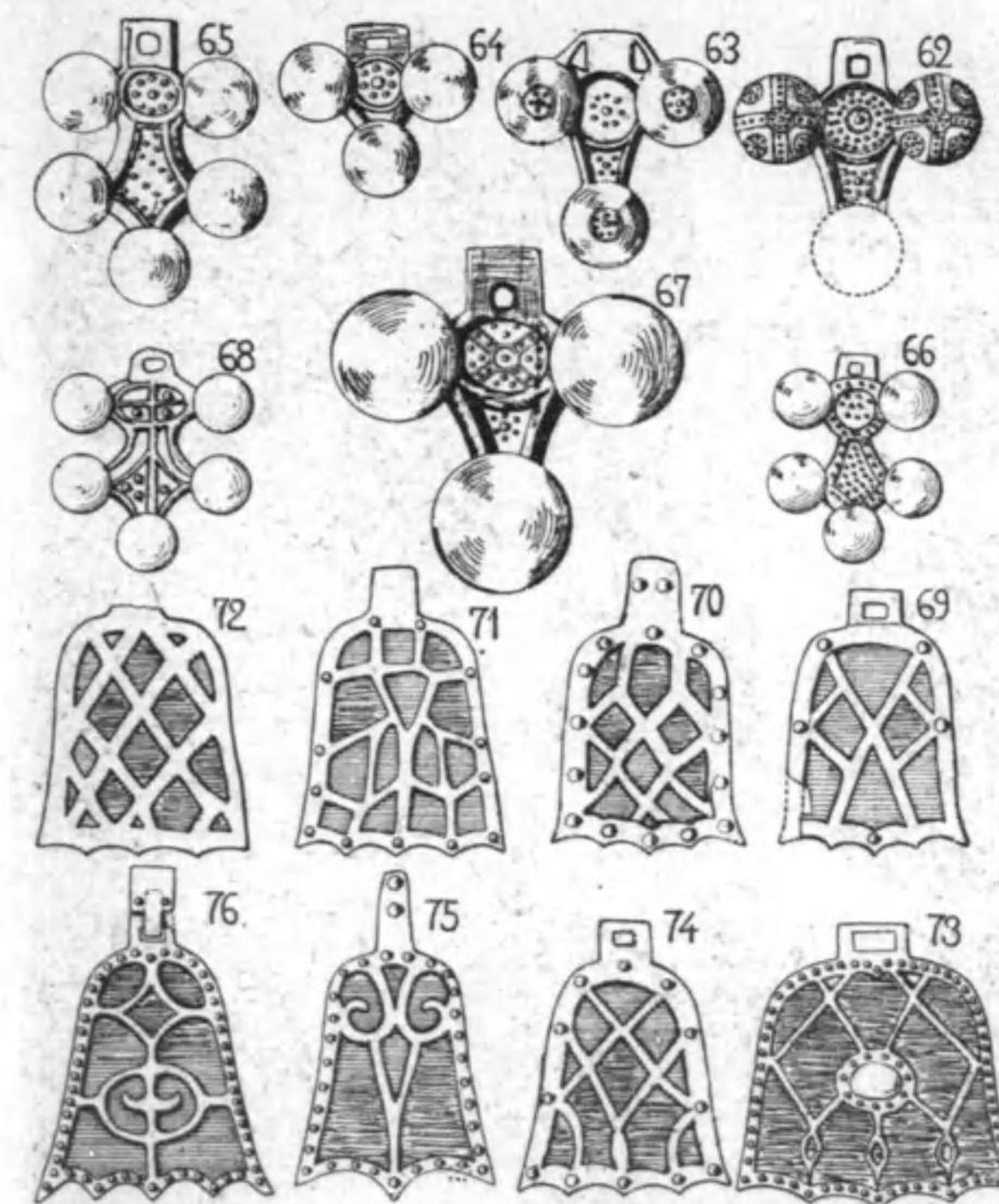
(一のそ) 圖成聚葉杏代時古上 圖一五一第



(二のそ) 圖成聚葉杏代時古上 圖二五一第



(三のそ) 圖成聚葉杏代時古上 圖三五一第

図四五第一
上古時代成葉杏

杏葉の身は、「臺」即ち臺板の上に上板たる「地板」を載せ、透彫装飾のものにあつては、「縁板」と地板との間に、更に透文地板を重ねるものが多い。併し拵の簡単のものにあつては、臺板を以て形をなしたるものもあるし、殊に鑄造のものにあつては、製作の關係上この一枚造りを一枚板を以て形をなしたものとある。而して重ねものは、臺板地板の區別なく普通とする。而して重ね造りの場合には笠鉢を打つて固着と装飾とを兼ねしめてゐるが多い。即ち上古時代の杏葉には、「一枚造り」と「重ね造り」との區別がある。

図四五第一
上古時代成葉杏

次に杏葉を、身の外形より見て、心葉形・扁圓形・扁圓劍尾形・鐘形及び變形の五種に分ける。第二の扁圓形は、恐らく第一の心葉形の心尖部が平曲線に變つたものであらう。第三の扁圓劍尾形の名は雅を缺くが、扁圓形を頭部とし、劍菱形の尾部へ連なつたものである。第四の鐘



上古時代 杏葉形心葉

第一五六圖

形といふのは、その輪廓が鐘の平面形に似たものがあるから名であるが、これも恰好の名稱とは言へない。兎も角も五種に分け、次にその各々を面の裝飾によつて小區分する。

1 心葉形杏葉の形式

心葉形杏葉を、「鏡地心葉形」、「心葉透」、「十字文莊心葉形」、「斜格子文植起」、「三葉文莊心葉形」、「心葉形植起」、「唐草文透」、「双鳳文透」の八目に區分出来ると思ふ。以下その拵を概述する。

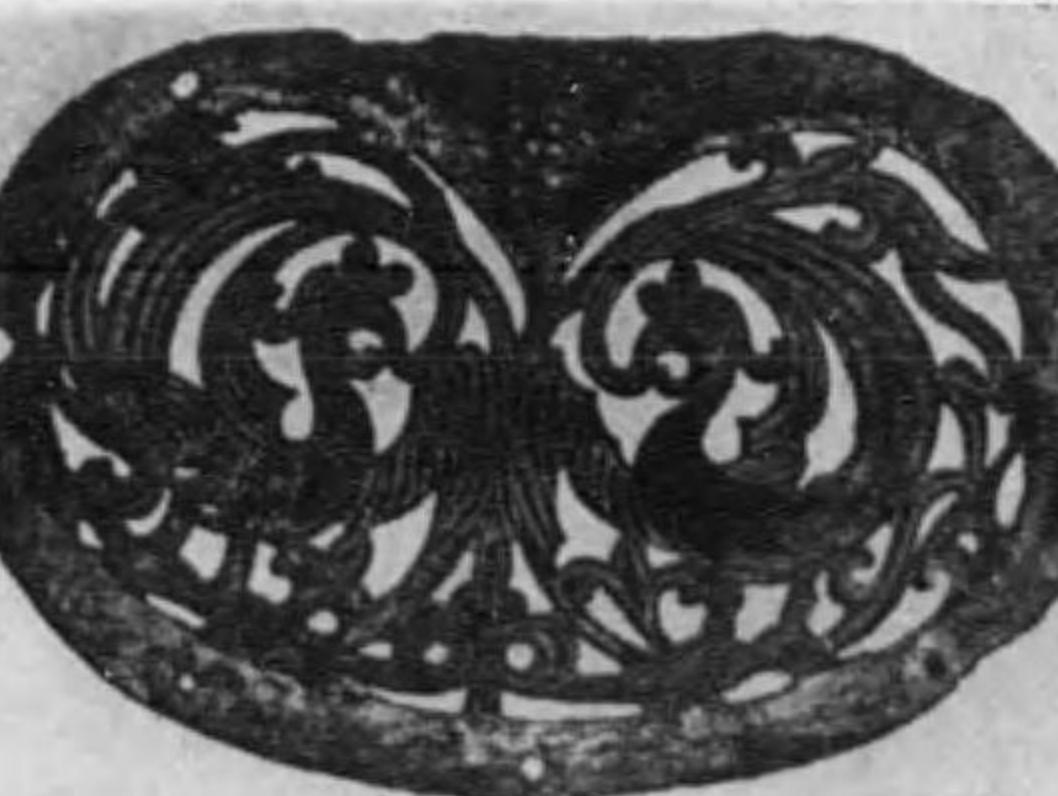
1 鏡地心葉形杏葉 緣金を繞してゐるだけで、身の面に何等の裝飾も無く、全面の鏡地、即ち金銅地板を張つただけのものをいふ。2 3 4 がこれである。2は信濃國諏訪郡豊田村字有賀小丸山古墳出土のもの、拵の簡単なものであり、臺板・地板を兼ねた金銅薄板の縁を裏に折り曲げただけで、縁金もない。力革搦みは鉸具作りとなつてゐる。2の信濃國下伊那郡喬木村阿島郭第一古墳出土のものも、鏡地であるが、その形が稍々縱長で、心葉形といふよりは後世いふ杏葉の形に近いものがあり、或は心葉形とは種を別にし、「杏葉形」の名の下に集める方が適當かも知れない。併し遺品の數も寡いので、今は形式別可能なるが如しと注意しつつ、しかもこの心葉形の中に含めておく。鐵臺、金銅地縁金に笠鉢を繁打ちしてゐるし、力革搦みは造出し、矩形孔を穿つて居り尋常の拵である。4は尋常の鏡地心葉形、鐵臺金銅地、縁金には笠鉢を四ヶ所打ちしてゐるだけの簡素のもの、力革搦みに残つてゐる帶金は裏へ折返し、資金一つを卷いてゐる。この資金は、力革の先金具の用をなしたものであり、搦み孔に通じて裏へ返した力革の外を包み、所謂力革の力となつたものであるから、「力革の便り金」と呼ばう。2と出土地が同じである。(注意すべきはこの鏡地はうぶのものであるか、又は透し板が脱落したものであるかど

形といふのは、その輪廓が鐘の平面形に似たものがあるから名であるが、これも恰好の名稱とは言へない。兎も角も五種に分け、次にその各々を面の裝飾によつて小區分する。

1 心葉形杏葉の形式

心葉形杏葉を、「鏡地心葉形」、「心葉透」、「十字文莊心葉形」、「斜格子文植起」、「三葉文莊心葉形」、「心葉形植起」、「唐草文透」、「双鳳文透」の八目に區分出来ると思ふ。以下その概要を概述する。

1 鏡地心葉形杏葉 線金を繞してゐるだけで、身の面に何等の裝飾も無く、全面の鏡地、即ち金銅地板を張つただけのものをいふ。2 3 4 がこれである。2は信濃國諏訪郡豊田村字有賀小丸山古墳出土のもの、柄の簡単なものであり、臺板・地板を兼ねた金銅薄板の縁を裏に折り曲げただけで、線金もない。力革搦みは鉸具作りとなつてゐる。2の信濃國下伊那郡喬木村阿島郭第一古墳出土のものも、鏡地であるが、その形が稍々縱長で、心葉形といふよりは後世いふ杏葉の形に近いものがあり、或は心葉形とは種を別にし、「杏葉形」の名の下に集める方が適當かも知れない。併し遺品の數も寡いので、今は形式別可能なるが如しと注意しつつ、しかもこの心葉形の中に含めておく。鐵臺、金銅地線金に笠鉢を繁打ちしてゐるし、力革搦みは造出し、矩形孔を穿つて居り尋常の柄である。4は尋常の鏡地心葉形、鐵臺金銅地、線金には笠鉢を四ヶ所打ちしてゐるだけの簡素のもの、力革搦みに残つてゐる帶金は裏へ折返し、資金一つを卷いてゐる。この帶金は、力革の先金具の用をなしたものであり、搦み孔に通じて裏へ返した力革の外を包み、所謂力革の力となつたものであるから、「力革の便り金」と呼ばう。2と出土地が同じである。(注意すべきはこの鏡地はうぶのものであるか、又は透し板が駆除したものであるかど



うかが明かでないことがある。東京某氏所藏のものに、この4と全く同形式のものがあるが、これは透板の駄籠と認め得るものである。守屋孝藏氏所藏國寶日向國兒湯郡妻町西都原出土のものに、3と同形式のものが、四個一括をなし、32の唐草文透しのもの三個と併出してある。

2 心葉形透杏葉 1567の四個がこれである。1は前述のと同様に杏葉形といふべきもの、臺板・地板の區別のない一枚造りであり、中央の透しも杏葉形をなしてゐる。金銅莊、雲珠に裝着してゐる。即ち大形擬寶珠鉢の雲珠から支出してゐる八脚のうち、前後の四脚は尻繋に搦む爲めのもの、左右に各一個の杏葉を垂れてゐる。出雲國簸川郡鹽治村大字上鹽治出土⁽⁹⁾。5は表裏を圖示しておいた。金銅莊、一枚造り、力革搦みは鉸具造りとなり、その刺金⁽¹⁰⁾の便り金を卷いた身の上端板は、裏に三角形をなして折返し、これの抑へとして笠鉢を打つてゐる。駿河國駿東郡大岡村大字中石田小字室下古墳出土⁽¹¹⁾。6は上野國群馬郡片岡村乘附出土⁽¹²⁾、心葉透しは小さく、全體は鏡地の感がある。金銅莊、一枚造り、縁金がなく、縁を裏へ浅く打ち返して居り、四ヶ所に銀鉢を打つてゐる。これも鉸具造りの力革搦みとなつてゐる。7は法隆寺獻納御物で土中品でないし、さればといつて時代も明かでないが、寺傳聖德太子御料とあるに近いものではなからうか。一雙の中の一個缺失であらうが、若し一個といふ數が最初からのことであるならば、胸繫に附装せられたものかも知れない、面繫のには聊か大き過ぎる。金銅莊、一枚造、力革搦みは鉸具造。

3 斜格子文透杏葉 8の一例があるのみである。鐵臺、更に縁金をも兼ねる鐵地板を斜格子文に透し、その上板に金銅薄板を張り、六ヶ所に笠鉢を打つてゐる。力革搦みは、今は缺失してゐるが、矩形孔造のものであら

う。筑前國遠賀郡岡垣村大字吉木出土⁽¹²⁾。

4 十字文透杏葉 9 10の二例がある。9は遠江國榛原郡初倉村大字阪本字色尾高根森古墳出土⁽¹³⁾、鐵臺、金銅地、緣金共造りの十字文透、力革搦みは、山形造出し、力革を笠鉢三個を以て銅留めの様式である。10は信濃國下伊那郡龍丘村出土⁽¹⁴⁾、金銅莊、十字文透の十字文組合に方形造出があり、笠鉢四個をその隅に打つてある。鐵臺。

5 三葉文裝飾杏葉 11 12 13 14 15の四例がある。11は上野國多野郡八幡村大字山名隱居山古墳出土⁽¹⁵⁾、鐵臺、鐵地板を緣・三葉文を残して透彫、上張金銅薄板のもの。12の三葉文は萎縮してゐる。鐵臺、金銅地。なほ本遺品の裏中央に鐵鎧殘片附着して、轡鏡板かとも見られる點がある。信濃國東筑摩郡島内村大字高松出土、東京帝國大學人類學教室藏。13は上野國群馬縣龍川村大字土瀬出土、帝室博物館藏、拵は前者と同一であるが、三葉文が著しく弛緩してゐる。14は所謂杏葉形のもの、底尖部が缺失してゐるが、裝飾は整つてゐる。遠江國引佐郡都田村大字都田小字吉影出土⁽¹⁶⁾、15は丹波國水上郡生郷村大字石負出土、二個對をなしてゐる。帝室博物館藏、鐵臺金銅地、三葉文は既に變形して、中央葉は劍尖をなし、かつ緣金及び三葉文の笠鉢は繁打となつてゐる。20は如上の三葉文裝飾のものとは多少趣を異にし、鐵臺金銅地板の中央に、三葉文の根を以て扁圓形をつくり、四方に十字文をなすやうに腕を支出せしめて、前に述べた十字文との合成様式たることを示し、その腕の根と、力革便り金とには、花形笠鉢を打ち、緣には笠鉢を繁打してゐる。今、力革便り金の中に、相重つた革殘片を遺存し、力革が一度力革搦みの孔を通して裏に折り曲げられ、その二個の花形笠鉢によつて銅着させられ、その上に資金を以て責められてゐることを示してゐる、攝津國三島郡福井村大字福井海北塚出土、帝室博物館藏。

6 心葉文槌起杏葉 16 17がこれであり、18 19はこれに類するものであらう。共に金銅莊、而して 16 17の一例は、鐵臺二枚重ね、上臺板を緣金及び心葉文を残して切り抜き、金銅上板を以て全面を覆うたもの、16と17との間に、鉸具搦みの形式に、孔造と銅着造との差異がある。18は心葉形が扁圓形となり、19は扁圓文と十字文との組合せ、しかも中心には金銅薄板を以て、扁圓形盤をなす槌起を嵌装してゐる。花形鉢・力革便り金等は20と同一手法となつてゐる。16は上野國群馬郡倉ヶ野町倉ヶ野出土、17は美濃國不破郡青葉村大字晝飯字牧野内車塚出土、19は攝津國三島郡福井村大字福井海北塚出土、共に帝室博物館藏。18は信濃國下伊那郡市田村武陵地第一號墳出土⁽¹⁸⁾。

7 唐草文透心葉形杏葉 類例が多い。第一五二圖21—27、29—32及び第一五六圖28等を擧げることが出来る。すべて金銅莊即ち鐵臺・金銅地板の上に金銅唐草文透し板をのせ、緣板で抑へ、笠鉢で銅着したものである。⁽³⁰⁾は唐草文透板と緣板とが共作りである) 23 24の緣板が蒲鉾形縁をしてゐるのは珍しいし、力革搦み板造り出にある心葉形透は、力革搦みの爲めの孔ではなく、單なる裝飾のものらしい。力革の搦みは銅着造となつてゐる。唐草文は21—29までが忍冬文であり、30—32はその變形、31は忍冬文の固縮化したものではあるまいか。

ここで吾々は忍冬唐草文の仿製如何といふ問題に逢着する。忍冬唐草文が飛鳥藝術に盛行するものであり、法隆寺を中心として當時の遺品の多くを見るのであり、しかもその殆んどすべてが、雄健なる手法を以て現はされてゐる。之等の中にはわが國人(歸化人を含めて)の作になるものもあつたらうが、又若干の舶載品があつたのではないか。今、自分の問題とする杏葉遺品を探つて見るに、21—29の唐草文透のものと、次に述べる龍唐

草文透及び双鳳文透の群と、これに属せざる他の群とを比較するに、その表現に著しい差異があるやうに思はれる。而してこの差異は、やがて内地製と舶載品との區別に基因するかの如くに想はれるし、法隆寺を圍む工人の一群はいざ知らず、地方に分散するこの杏葉製作の工人にあつては、31の如き唐草文は出来るにしても、21—29の如きものは、33—38までのものと共に、舶載品にその供給を仰いだのであるまい。而してこの所説の可否はいづれにするも、之等の遺品に支那六朝藝術（隋及び唐初のものも入るかも知れない）の影響が明瞭に印象されるることは明かである。21は上野國新田郡寶泉村大字由良字狐塚出土、22は常陸國新治郡（村名未詳）出土、24は三河國渥美郡高師村大字磯邊出土、25は筑前國宗像郡津屋崎町出土、26は駿河國安倍郡豊田村大字小鹿字堀ノ内出土⁽¹⁶⁾、27は横濱市磯子區磯子町三九四番地古墳出土、28は遠江國榛原郡初倉村大字牧野字御原小屋原出土⁽¹⁷⁾、29は上野國群馬郡清里村大字青梨子出土、30は出土地未詳、31は大和國高市郡白樺村大字妙法寺字ヨウガミ出土、32は武藏國兒玉郡（村名未詳）出土、35は筑前國筑紫郡席田村出土、而して21 23 24 26 27 28 31は帝室博物館藏、22は和田千吉氏藏、29は高橋嘉喜太郎氏藏、30は伊勢徵古館藏、32は天龍寺藏、35は京都帝國大學文學部藏。

8 龍文透杏葉 33の守屋孝藏氏藏國寶日向國兒湯郡妻町西都原出土のものと、34の文理科大學藏出土地未詳のものとが著しい。33は双龍相對するものが、全く唐草文化されて、一見しただけでは双龍形を辨別することが困難であらう。34は單龍纏繞して中央に巨口を開いてゐるが、雄渾に龍軀を半肉彫としてゐる。蓋し上代藝術の尤品と稱すべきであらう。而してこの二例に於いても、忍冬唐草文が併用され、以て前者と系統親邇にあることを想はしめられる。共に鐵臺・金銅地、金銅透板。

9 双鳳文透彫杏葉 36 37 38の三例がある。36は増田太郎氏藏、出土地未詳、37は東京文理科大學藏、美濃國稻葉郡前宮村出土。38は伊勢徵古館藏、出土地未詳、36 37は双鳳文が半肉彫となつてゐるが、38は現在板彫の透文板のみを遺存して居る。

■ 扁圓形杏葉の形式

裝飾文より分けて、(1)斜格子文杏葉、(2)車文杏葉、(3)菱車文杏葉、(4)八曜文杏葉及び(5)三葉文杏葉の五目とする。

1 斜格子文杏葉 39の信濃國下伊那郡市田村武陵地第一號墳出土⁽¹⁸⁾のものを典型的の斜格子文杏葉とする。鐵臺金銅地。40の攝津國三島郡福井村海北塚出土のもの（帝室博物館藏）は、同じく鐵臺金銅地の斜格子文であるが、その形が稍々頽れ、中央に菱形文を置き、八方に脚を輻射させてゐる趣があり、次の車文杏葉への連絡を示し、車文杏葉がこの斜格子文から變形して來たものであらうといふ推定を可能ならしめる。

2 車文杏葉 41の武藏國北埼玉郡埼玉村若王子古墳出土（東京帝國大學人類學教室藏）のものは、40とその様式が著しく類肖してゐるが、斜格子文の頽れが一段と著しくなつて居る。ところが、42の下野國河内郡明治村大字大山出土（帝室博物館藏）のものに至つては、外形も圓に近く、かつ中核が圓文となり、全く車輪狀をなしてゐる。二者共に鐵臺金銅地。

3 菱車文杏葉 菱文を車輪狀に配したもの、43は駿河國安倍郡有度村中吉田出土、44は出土地未詳（帝室博物館藏）共に鐵臺・金銅地、緣金に打つた飾錐が著しい。

4 九曜文杏葉 46 の上野國群馬郡瀧川村大字上瀧出土のもの（帝室博物館藏）を典型的のものとする。鐵臺金銅地、輪廓を七花形又六花形とし、中央に稍々大きく、その周圍に稍々小形の圓形窪みをつくつてゐる。前述の車文杏葉との關係も考へられ得るものであるが、外形に新機軸を試みてゐる。これを扁圓形の中に含めるのは、穩當を缺くものがあるとも思はれるが、假りにここに置く。輪廓を七花形とし、隨つて九曜文ではなく、八曜文となつたものが、上野國勢多郡芳賀村大字五代から出土してゐる。鐵臺金銅地。

45 の駿河國富士郡大宮町大字別所出土のもの（帝室博物館藏）は、中央の圓文が凸文となり、かつ力革搦み下のが半圓となつてゐるが、同一形式のものとしてよからう。鐵臺金銅地。

5 三葉文杏葉 47 48 を典型的のものとする。47 は近江國高島郡水尾村鴨稻荷山古墳出土のもの（京都帝國大學文學部藏）、縁金及び三葉文・力革便り金等に打つた鋤が、普通見る笠鉢ではなく、俵鉢となつてゐる。48 は筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命字坂元王塚出土⁽¹⁹⁾のもの。雲珠に附装の様を遺存してゐる。二者共に鐵臺金銅地。

50 は全く圓形輪廓のものとなつてゐる。複合三葉文ともいふべきものであらう。珍しや鐵臺銀地、大和國（郡名未詳）出土、帝室博物館藏。49 も變形三葉文のものといふべきものである。信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳出土⁽⁸⁾、鐵臺金銅地。

八 扁圓劍尾形杏葉の形式

扁圓を上體とし、下體即ち尾に劍菱形を附着せしめた様式である。朝鮮出土のものに、これと相似た形式のものであり、下體を魚尾の如き形のものとした（第一五八圖12 13 14）のがある。これを梅原君は「結紐形」と呼んでゐられる。⁽²⁰⁾ 總角結びの形に似てゐるので、朝鮮出土のものには「結紐形」の名も相應してゐるが、内地出土のものは、尾の形が朝鮮出土のものと異つて居り、劍菱形をなすので、稍々生硬の嫌ひはあるが、「扁圓劍尾」の名を用ひることとする。

51 の如きは小形の例であり、52 53 を普通の大きさとする。54 は特に大形のものであり、裝飾の笠鉢の繁打となつてゐる。55 56 57 はこの扁圓劍尾形の變形と見るべく、58 は恐らく臺が失はれ、地板のみを遺存してゐるのであらうかと思ふが、縫れ目に一孔だけでなく、三孔があるのは52 と併せ考ふべきであらう。

59 60 61 の三例は、大形であり、かつ鉢又は小劍形の附続節があるもの、即ち59 は縁に七鉢を附節し、かつ縫れ目下に於いて、喇叭形の縁に六鉢を附節したものを副へて居り、60 はその喇叭形附節の位置に大形圓球をつけてゐる。61 は縁に七個の劍形附節をつけたものであり、共に珍奇の遺品といふべきものであらう。

59 60 が銅地である外は、51 以下61 まで鐵臺金銅地。

51 は大和國磯城郡朝倉村字笠間出土（東京帝國大學人類學教室藏）52 は筑前國飯塚市大字西町出土（帝室博物館藏）53 56 は出雲國能義郡荒島村大字荒島字佛山出土（帝室博物館藏）54 は美作國眞庭郡八束村大字上長田出土（帝室博物館藏）55 は備前國邑久村大字山田庄出土（帝室博物館藏）57 は備前國邑久郡美和村大字西須惠字築山出土（帝室博物館藏）58 は信濃國諏訪郡宮川村字高部熊野堂疱瘡神塚出土（帝室博物館藏）59 60 は國寶上野國群馬郡上郊村大字保渡田築塚出土⁽²¹⁾（西光寺藏）61 は筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命字坂元王塚出土⁽²²⁾。尚51—53 に類する形式のものが、遠江國磐田郡袋井町高尾大門大塚⁽²³⁾、信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳⁽⁸⁾、上野國群馬郡上郊村大字保渡田八幡塚、

上野國勢多郡上川淵村大字朝倉古墳、常陸國真壁郡關本町大字上野古墳等から出土してゐる。

ニ 鈴杏葉の形式

62—68の七例をあぐべく、すべて鑄銅製であり、外形は前述の扁圓劍尾形に類似するものがあり、殊に五鈴のものに於いてその類肖が著しい。62は信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳出土⁽⁸⁾。尾鈴を缺失してゐるが、作の精緻稱すべきものがある。なほこれと様式を等うし、かつ完形のものが、上野國勢多郡粕川村庚申山古墳から出土し、近戸神社に藏せられてゐる。63は下野國河内郡豊郷村大字瓦谷小字宮下出土、力革搦みの手法が特異の様式をなしてゐる。64は前者と出土地を等うし、著しく小形である。共に帝室博物館藏。この64の小形なるに比し、67は鈴杏葉中の最大のものといつてよい。「撥雲餘興」に「大和田十市郡なる山陵のほとり」よりとして圖示してゐる。今の高市郡地内であらう。

五鈴杏葉としては65の下野國河内郡雀宮村大字雀宮出土（帝室博物館藏）のものを普通形とする。66の上野國邑樂郡多々良村高根出土（東京帝國大學人類學教室藏）のものは、作の表現に力を失つてゐるし、68は扁圓劍尾にある裝飾文が他のものと趣を異にしてゐる。出土地未詳（帝室博物館藏）。

ホ 鐘形杏葉の形式

底邊が二又は四の山形をなし、鐘身の如くに一文字をしてゐないが、大同を探つて鐘形と呼ぶこととする。69—74例の如く斜格子文のものが多く、75—76は特異の様式といつてよい。すべて鐵臺金銅地。

69 70は備中國都窪郡庄村大字日畠西組字赤井出土、71 72 74は出土地未詳、73は武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉

出土、75は紀伊國海草郡和田山出土、76は上野國多野郡藤岡町附近出土（木山氏一及び松原岳南氏藏）

ヘ 變形様式

77 79 80 82 83等は前述の鐘形の變形様式であらうし、78 81 84も亦それに近いものであらう。而してこの變形様式とするものに、忍冬唐草文透の優秀にして、舶載のものと思はせられるものがあり、寧ろ鐘形形式の普通のものとされたものに、内地製の趣を有するもの多きに従して、この變形様式を本形式とし、鐘形としたるものを變形とすべきであるかも知れない。

77は忍冬唐草文裝飾杏葉の中での尤なるものといつてよいが、惜しむべし、出土地が未詳である。（伊勢後古館藏）78は金銅地板のみで、臺板を缺失してゐる。上野國碓氷郡八幡村大字下大島出土（根岸武香氏舊藏）、79は下野國足利市足利公園第三號墳出土⁽²⁾（櫻河寺藏）、80は武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉將軍塚出土⁽²⁴⁾（帝室博物館・東京帝國大學人類學教室及び下忍村增田氏藏）大様に忍冬唐草文を透彫してゐる。81は力革搦みの方孔を身の内に穿ち、造出をつくつてゐない。鐵臺銀地銀上板造り、周防國佐波郡石田村片山出土⁽²⁴⁾、82は攝津國武庫郡本山村田邊古墳出土（京都帝國大學文學部藏）、83 84共に地名未詳、83は鐵臺板二枚重ね、その上板に扁圓形を透彫し金銅地板を槌起してゐる。（二者共に帝室博物館藏）85は忍冬唐草文金銅板を遺存するのみであるが、缺失してゐる上端部の形が稍々異状をなし、果して杏葉であるか否かにも疑問があるが、さればとて杏葉以外に求めるこども出來ない。

87 88 89は名の如く變形様式であり、普通の杏葉と頗ぶる趣を異にするものがある。87の上野國多野郡平井村白石古墳出土のもの（帝室博物館藏）は、その拵の様式が83と趣を等うして鐵臺金銅地、88は銅製、國寶上野國群馬

上古時代の杏葉に就て

郡上郡村大字保渡田藥師塚出土（西光寺藏）⁸⁹は連環唐草文透彫のもの、國寶河内國南河内郡道明寺村 應神天皇御陵側丸山古墳出土、鐵臺金銅地。

四 古代朝鮮の杏葉（第一五八・第一五九圖）

樂浪遺物には杏葉が發見されてゐない。高句麗遺物にも、杏葉は發見されてゐないが、所謂高句麗古墳壁畫に杏葉裝飾の馬の圖を見る。平安南道龍岡郡池雲面變極塚壁畫弓矢を持つ人物騎乗の馬が、尻繋の雲珠？から垂れてゐる輪廓五角形のものは、恐らく自分の求めてゐる杏葉であらう。北鮮に於ける高句麗古墳は、西紀四二七年に長壽王が滿洲國輯安縣から平壤に遷都された以後の時代のものとされてゐる。而してその輯安縣治都時代築造の古墳である輯安縣古墳群に於いて發見された壁畫の馬には、杏葉垂飾のものを見ないところを見ると、西紀五世紀以前にも杏葉はあつたかも知れないが、盛行したとはいへない。

1 南鮮出土杏葉の形式 南鮮の古墳遺物には杏葉がある。今その形式を概観するに、杏葉形・心葉形及び内地の扁圓劍尾形と同一形式とすべき扁圓魚尾形又は總角結形との三種がある。杏葉形は、1の慶尙南道晋州郡晋州面出土⁹⁰一例あるのみである。

心葉形杏葉には、2 3の鏡地、4 5 6 7の三葉文、8 9の十字文、10 11の唐草文の三目がある。鏡地のものにあつては、2の慶尙北道達城郡達西面第三十四號墳⁹¹出土の鐵臺銀地のものは笠鉄繁打、3の慶尙北道慶州郡慶州

邑皇甫里八十二號墳出土

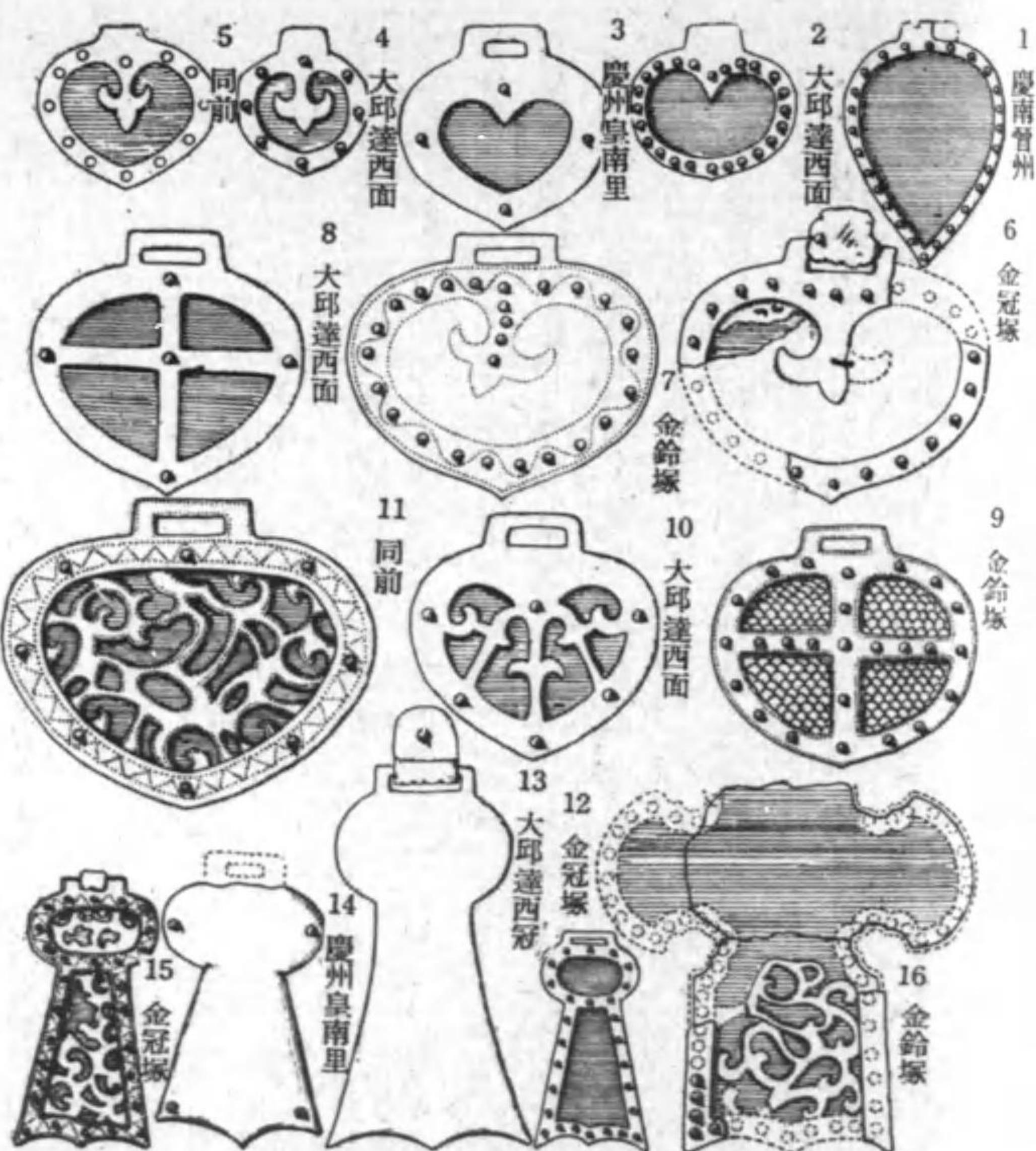
のものは、鐵臺銀地二重ね、蒲鉾形縁で、

笠鉄四所打のものである。三葉文のは、比較的數多い。4 5の達西面第三十四號墳⁹²出土のものは、鐵臺銀地の小

形のもの、6の金冠塚出土のものは、三葉文に唐草透文板を、地板

の上に重ねたものらしい。今、一隅にその残

片を遺存してゐる。7の金鈴塚⁹³出土のもの



圖七五一第一

(一九) 圖成聚葉杏鮮朝古代

地板のみのものであり、珠文槌起を以て縁及び三葉文を現はした特異の持のもの、なほ同形式のもの六個出土の中、一個には爪形革先金具を附けた紫又は紅染の力革着装のまで發見されてゐる。

十字文のものにあつては、8の達西面第五十一號墳第二石櫛出土のものの如く、鐵臺銀地のもので、十字文打出、間を鏡地としたものもあるが、又9の金鈴塚出土のもの



古朝鮮時代杏葉聚葉成圖(二枚)

帶を槌起した如き、複雜裝飾のものもある。唐草透文のものに如く、鐵臺金銅地、間を鱗文打出、緣金の小縁には裏から珠文間の透彫文は共金とし、鐵胎銀張としたもの、11の達西面第五十號第二櫛出土ものは鐵臺金銅板重ね、緣金に小縁及び間の山形文を珠文槌起してゐる。9の唐草文は忍冬文系統のものと想はれるが、10のは獸文唐草の如くに考へられる。

12以下は梅原君のいふ結紐形であり、その結紐といふは、わが總角結びをいふのであらうとして「總角結形」といつてもよいし、わが扁圓劍尾形の名と連繋し、尾が魚尾をなすを以て「扁圓魚尾形杏葉」と呼んでもよからう。南鮮出土の杏葉としては類例が多い。大きからいへば、長さ一〇厘米に及ばないものが多く、13の如きは特大に屬する。金銅一枚造のものが多く、かつ13 14の如く縁金もなく惣鏡地のものを普通とする。(作からいへばそれに當る) 12の銀張鐵地のものを表裏二枚重ねしたものは特異の例で

あるが、鐵臺のものは稀にある。(圖略) 12 15の金冠塚出土例、16の金鈴塚出土のものは、地板に唐草文透彫が施されてゐる。17(第一五九圖)の魚尾は、中尖稍々延びて内地の扁圓劍尾形と相似たものとなつて居り、以て扁圓魚尾形と扁圓劍尾形との連繋をづとめてゐる。中央に蝦蟇と見えるものをおき、左右に鳳凰文を配せるものであり、五個伴出の中で一個は内彌的となつてゐる。

2 南鮮出土杏葉の形式觀 外形とすれば、杏葉形・心葉形・扁圓魚尾形の三種であり、内地出土杏葉に多い鐘形が見當らない。而して扁圓魚尾形のものの中、17(第一五九圖)が稍々趣を異にして、魚尾の中尖を延して劍尖の形をなし、爲めに内地の扁圓劍尾形に近似し、而して龍鳳文を現はして、支那船載様式たることを想はしめられるものがある。

裝飾文の中、唐草文又は鳳凰文が支那的のものとすれば、彼の有する三形式の中、心葉形及び扁圓魚尾形の中に支那的のものがあるといひ得られるし、杏葉形が鏡地のものではあるが、これが類似形を支那内地に求めることが出来る以上支那的のものであるとするに誤りはない。9の金鈴塚出土のもの又は15の金冠塚出土のものの如き、繁煩に過ぎる裝飾のものは朝鮮所産のものかも知れないし、多くの鏡地小形の扁圓魚尾形のものも、同じく朝鮮所産かと想ふ。

内地出土のものと比較するに、種目の變異に乏しく、工藝的價値に於いても、寧ろ劣つてゐるといふことは出来るが、優れてゐるとは言へない。併し形から見ても、内地のものを受けたとは言へない、反つて朝鮮から内地に及ぼしたとは考へられ得るし、尠くも朝鮮と内地とは系統を一にし、同じ母胎から生れたものといつて差支な

い。

3 南鮮出土杏葉の年代 南鮮出土の杏葉の殆んどすべては、新羅又は任那の地から発見されたものであり、かつ西紀六世紀代前後のものであると思はれる。慶州の金鎚塚⁽¹⁾・金冠塚⁽²⁾がその時代のものであり、大邱附近の達西面古墳⁽³⁾の多くも、それと前後する時代のものであることは、異議を挙ぐのが無からう。即ち内地の古墳時代後期のものが多いといふことに於いて、内地出土の杏葉の年代と併行してゐると思ふ。

五 古代支那の杏葉（第一六〇・第一六一圖）

古代支那の杏葉については、原田博士・駒井和愛兩氏の『支那古器圖攷舟車馬具篇』に、支那に於ける杏葉の初見は六朝時代であり、漢代に行はれてゐなかつたことは、漢代畫象石の馬圖に杏葉を附けてゐるものがないことによつても知るべく、唐代に盛行したことは、正倉院御物琵琶に描かれてゐる虎狩圖中の騎馬並びに西域發見の泥馬の繫部に杏葉形の垂飾のあるを以て知るべく、かつ支那周囲の民族の中に杏葉に似たものを馬具の中に有するものがあるが、支那に於いては六朝以後に顯出するところから見ると、北方の遊牧民族よりも寧ろ西域地方からの影響に基くものとすべきであると説かれて居り、かつ梅原君によつて詳細に報告されたアルタイ地方バズリック發掘木製繫飾品又はササン朝石刻鐘馬に房狀の裝飾を施したもの要注意し、かかるものに杏葉の祖型を求むべきであるとされてゐる。



（集英會商中山シンドン）唐 明 器 馬 代 中 山 二頭 圖九五一第一

六朝代の明器泥馬に杏葉裝飾のものは珍しい。大塚稔氏藏明器泥牛の尻部裝飾として尻繫様（鞍橋がない）のものがあるが、それに厚總と共に杏葉形のもの（第一六〇圖1）八個を垂れ、中四個は雲珠に繫飾してゐるのは面白い。唐代明器泥馬には、杏葉垂飾のものが多い。ロンドン山中商會蒐集（余の外遊當時のこと）の明器泥馬二頭（第一五九圖はその一）にはそれ／＼尻繫に六個（第一六〇圖2）及び面繫に一個の杏葉を垂れて居り、大塚稔氏藏明器泥馬には、尻繫に厚總と交互に垂れて四個（第一六〇圖3）と面繫に一個、伊東庄兵衛氏藏明器泥馬には尻繫に八個（第一六〇圖4）及び面繫に一個、又他例に於いて尻繫に六個、胸繫に五個（第一六〇圖8）、又尻繫に四個、胸繫に二個（厚總と交互垂飾）（第一六〇圖7）を用ひてゐるを見るべく、原田博士に注意された正倉院御物琵琶拵撥皮畫虎狩圖に於いては第一六〇圖7形式のものを胸繫に五個、尻繫に六個繫飾してゐる。

かくして唐代杏葉には、杏葉形のものが漸く多くならうとしてゐるが、又一方、原田博士によつて紹介せられた巴里蘆商會藏金銅八手葉の形をなせるもの（第一六〇圖6）及び巴里ダビッド・ワイル氏藏金銅製葉形のも（第一六〇圖5）のもあつて、必ずしも杏葉形が時代の特徴をなすものともなし難い。而して裝飾文のモティブも、寶相華文あり幾何學文あり、又動物文もあつて定まるものないことも、わが奈良時代のものと趣を等うしてゐる。



圖16-1 第一例 杏葉 支那 古代

杏葉裝馬の様式に於いては、面繫・胸繫・尻繫の三繫に繫飾（力革を用ひたかどうかは泥馬だけでは明かでない）してゐるし、六朝代のものは雲珠に繫飾してゐるが（一例だけでもいいのは無理とは思ふが）唐代のものには、直接に尻繫（後にいふ兩條式）に繫飾してゐる。面繫に用ひられた場合に、一個のみを普通とするは、わが正倉院御物にも見えるところであり、隨つて面連にかかるものであり、わが平安時代のものの如く轡搦みに連飾することはない。

正倉院御物琵琶捍撥皮畫、虎狩に駆乗する馬に杏葉垂飾をしてゐるところを見ると、支那に於いては、杏葉を駒馬用としたものではないといふことを考へさせられる。併し又

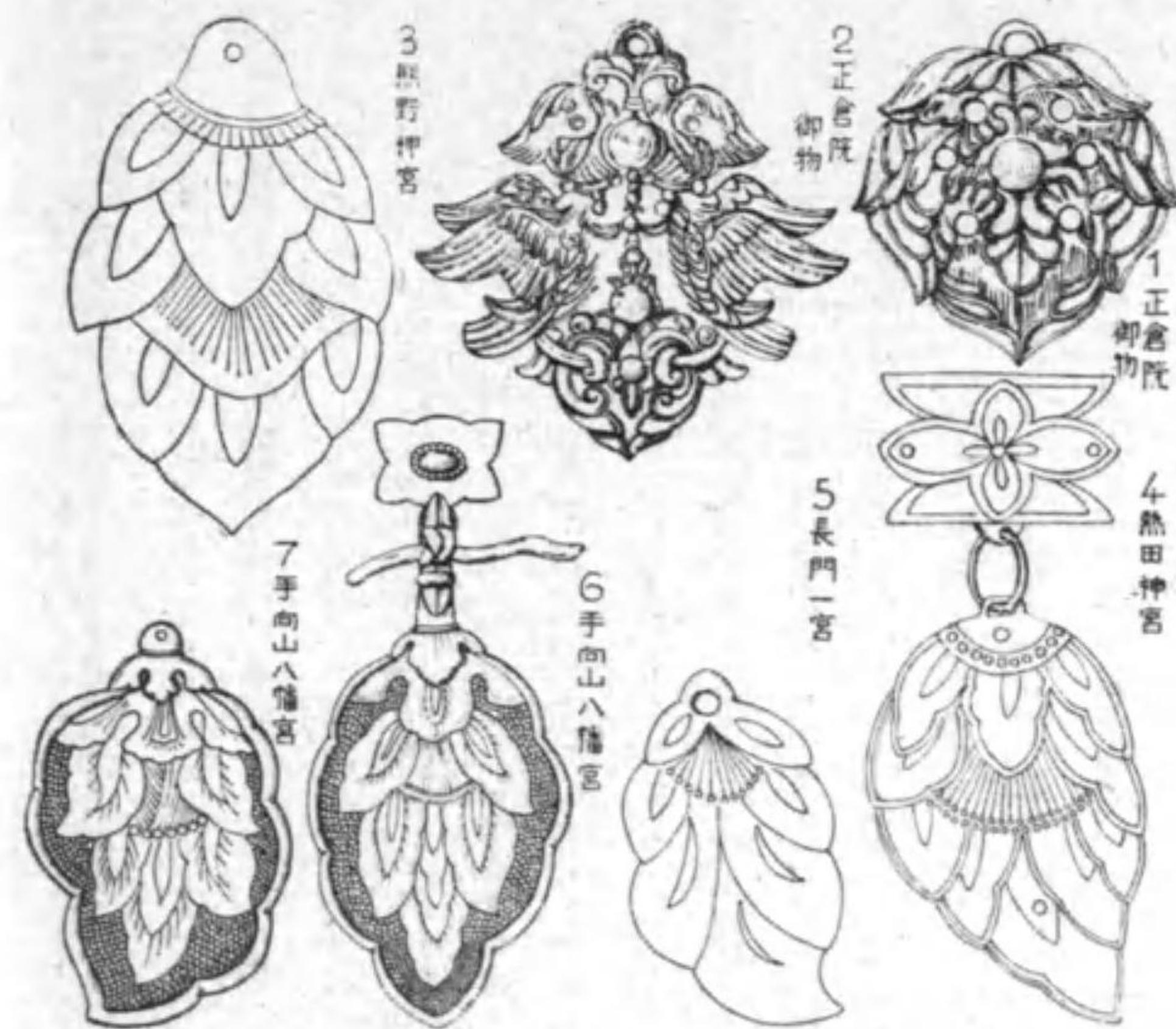
一方、山野に馳驅する馬が、輕装をこそ旨とすべきであるに、杏葉十數個を連飾するのは、可成り不便のものであり、或はこれが繪嘘といふべきものではないかと考へさせられるものがある。隨つてよしやわが中世の如く、唐鞍所用といふ特殊の用に限定されたものではないとしても、これを装馬の風であらうと考へることに支障を來す程に有力な資料となるとは思はれない。

六 奈良時代及び以降時代の杏葉（第一六一圖）

奈良時代杏葉遺品には、正倉院御物の二例（第一六一圖1-2）がある。正倉院御物鞍十具の中、杏葉裝備のものは二具あるのみであり、1二個を尻繫辻金具に附飾したものと、2を同じく尻繫辻金具に附飾し、1を胸繫及び面繫に用ひたものとがある。1は輪廓葉形をなし、寶相華文鑄出裝飾、2は1よりも稍々大形であり、寶相華文を踏まへて双鸚鵡相對するものである。共に唐式裝飾といふべく、奈良時代に盛行した文様を探つてゐる。

平安時代に入つては唐鞍にのみ杏葉を用ひ、和鞍に杏葉を用ひたものが、準唐鞍として取扱はれてゐたことは、「西宮記」「北山抄」等に記すところであることは既にこれを述べた。併し當時の杏葉にして、今日その遺物の傳世するものなく、織かに春日神社御神殿繪馬（第一五〇圖はその一）及び『年中行事繪卷』にその略形を描かれてゐるによつて、その形制を察し得るに過ぎない。

春日神社大宮本殿の御間板には唐鞍筋の馬二頭を描いてゐる。社傳 後三條天皇の御代御造營に際して始めて



第一六一第

描かれたものとあるものであるが、その一（第一五〇圖）は尻繫に六（左右各三）胸繫に一、面繫に四（左右各二）の杏葉、他の一は尻繫に八、胸繫に六、面繫に四つを垂飾してゐる。杏葉の形式は兩馬共通、かつ三繫共通のものであり、猪目透しを中心底に有する深い笠形を有し、左右拗入の杏葉形のものである。

『年中行事繪卷』には、「賀茂祭繪」及び「二宮大寶繪」にこれを見る。前者に於いては、尻繫に六、胸繫に五（推定）、後者に於いては、尻繫に八、胸繫に七（推定）の杏葉を飾つてゐる。前者は、鉢の座に三葉形座があり、杏葉形をなし、身は覆輪を有し袈裟襷文地裝飾のもの、後者は杏葉形素文（古今要覽稿による）をなしてゐる、而し

て尻繫垂飾に於いて、春日神社繪馬は雲珠とは無交渉であるが、『年中行事繪卷』二例とも、尻繫が雲珠に結ばれると共に、杏葉の各二はその雲珠から垂れてゐる。

『物具裝束抄』に唐鞍に於いては、胸繫に七、尻繫に十、面繫に十の杏葉を用ふと記してゐる。胸繫・尻繫に用ひられる數は未しも、面繫は餘程の小形にしても、十個は多過ぎる感がある。

熱田神宮・手向八幡宮・紀伊熊野神宮・長門一宮の如き古社の神馬に唐鞍を筋る風の起源は、恐らく平安時代にあつたらうし、今その社に傳へる唐鞍馬具には、所謂再版物も多いがその形は平安時代のものが多いと想ふ。随つてこれを準平安時代様式とする。すべて一枚造りであり、所謂杏葉形をなしてゐる。手向山八幡宮藏品に見る如く、中軸線垂直のものは胸繫中央におかれたものであり、これを中心として、その左右のものの形は、尾をそれぐ右又は左に曲げて、中央に尾を向けることとしてゐる。（7はその一例）

鎌倉時代以後は、唐鞍の用が廢れると共に、杏葉も行はれなくなり、その形は胴丸・腹巻の如き甲冑にのみ残ることとなつた。隨つて杏葉は、奈良時代のものと、平安時代のものとのみあるといつてよい。而して奈良時代のモティーブにも動物文・植物文とあつて一定するものがないが、平安時代のものにあつては、所謂杏葉形をなしかつその裝飾文も定まるものがある。固より、奈良時代のものは、正倉院御物の一例あるのみであり、この二例を以て全體を推すことは出來ない。平安時代の定型となつた杏葉形が、奈良時代に行はれなかつたとは斷じ難いが、當時の特徴をなす程に著しくなかつたことは察するに難くない。

又、杏葉装馬の様式に於いても、尻繫・胸繫だけでなく、面繫にも装ふことは、兩時代を通じて行はれてゐるが、奈良時代のものは、尻繫交叉の場合即ち雲珠を装ふ場所に垂繫してゐるに對し（後述尻繫に於ける杏葉裝飾の第5式）、平安時代のものは、雲珠を避けて副條式尻繫の副條に連飾するを普通とするところに、稍と趣を異にするものがある。

七 上古時代の杏葉の年代

杏葉の年代を、出土古墳の年代から求めよう。

遠江國磐田郡袋井町高尾大門大塚⁽¹⁶⁾・遠江國榛原郡初倉村大字阪本字色尾高根森古墳⁽¹⁷⁾・近江國高島郡水尾村鴨稻荷山古墳⁽¹⁸⁾・上野國群馬郡上郷村大字保渡田薬師塚・筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命王塚⁽¹⁹⁾の如きは、古墳時代中期末から後期初頭に比定して差支ないであらうし、これらの古墳を以て杏葉出土の最初の古墳とすべく、他の古墳はすべて後期に比定してよい。

今、その初頭年代にあてた古墳出土の杏葉を見るに、遠江大塚からは三葉文心葉形（第一五一圖14）、遠江高根森からは十字文心葉形（第一五一圖9）、近江稻荷山古墳からは三葉文扁圓形（第一五二圖47）、上野薬師塚からは扁圓劍尾形（第一五三圖59 60）及び變形（第一五五圖88）、筑前王塚からは變形扁圓劍尾形（第一五三圖61）及び三葉文扁圓形（第一五二圖48）が出土してゐる。大陸色の濃い三葉文のものは當然であらうが、扁圓劍尾形、殊に複

雜化したもののある見るのは注意に値する。即ち大陸色が薄く、内地發達のとの著しい扁圓劍尾形の、更に一段と發達したと思はれるものあることによつて、杏葉流行の初頭に於いて、寧ろ内地色が強く反映されることになるのである。

前に挙げた諸古墳に次ぐ年代のものとしては、攝津國三島郡福井村大字福井海北塚・三河國渥美郡植田村字八尻車神社古墳⁽²⁰⁾・遠江國磐田郡田原村三ヶ野二山⁽²¹⁾・武藏國北埼玉郡埼玉村大字埼玉將軍塚古墳⁽²²⁾・常陸國眞壁郡關本町大字上野・美濃國不破郡青墓村大字晝飯車塚・下野國河内郡雀宮字牛塚・備中國都窪郡庄村大字日畑西組字赤井古墳及び筑前國飯塚市西塚櫛山古墳等を挙げることが出来る。而して攝津海北塚からは、複合三葉文（第一五一圖20）複合十字文扁圓形（第一五一圖19）及び斜格子文心葉形（第一五二圖40）、三河車神社古墳・遠江二山古墳・下野牛塚からはそれ／＼鈴杏葉、武藏將軍塚古墳のは唐草透文鐘形（第一五五圖80）、美濃車塚からは、心葉文槌起心葉形（第一五一圖17）、備中赤井古墳からは十字文鐘形（第一五四圖69 70）、常陸關本町及び筑前櫛山（第一五三圖53）からは扁圓劍尾形が出土してゐる。なほ遺蹟の状態が明かでない爲めに確言することが出来ないが、この後期に比定し得るもののが多からうと思ふ。

双鳳文透彌心葉形は、その文様から見て古墳時代末期としてよからう。この種のものは、出土古墳の様式の明かでないもののみであり、忍冬唐草文の多くも後期の初頭に遡り得るものではない。心葉文透しのものの中、力革搦みに鉄具造のものは、法隆寺獻納御物に一例（第一五一圖7）あるが如く、末期様式のものと思はれる。駿河中石田出土⁽²³⁾のもの（第一五一圖5）は、伴出遺物から見て、その推定の可能を裏書する。

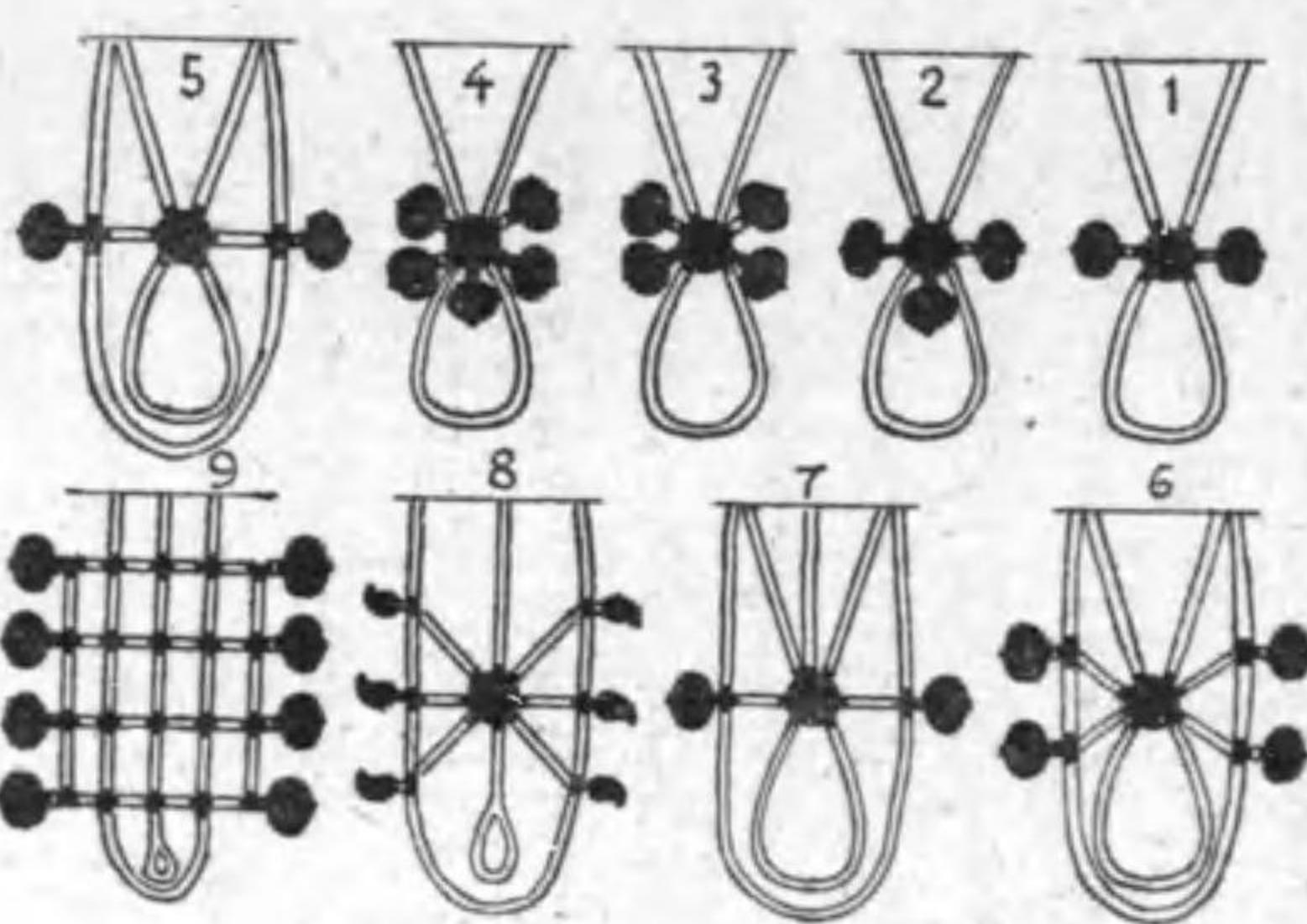
以上の大觀を以てすれば、舶載様式に於いては三葉文古く、扁圓錐尾形及びこれから進展した鈴杏葉等もこれに併行するものであり、鐘形これに次ぎ、忍冬唐草文・双鳳文等の舶載様式のものは、末期形式といふてよい。

八 上代に於ける杏葉裝馬の様式

上代に於ける杏葉裝馬の様式は、埴輪馬及び石馬に見る裝馬様式を經とし、支那明器馬象・正倉院馬具及び平安時代唐鞍の様式を緯として、その大要を察することが出来る。

埴輪馬に於いては、胸繫・尻繫にのみ繫飾されて居り、面繫に用ひられてゐない。併し支那明器馬(唐代のものが多い)及び正倉院馬具以降平安時代のものには、面繫装着のものあるを見るところに考へると、わが上代に於いても面繫装着のこともあつたかも知れない。

胸繫に杏葉繫着の様式を見るに、鈴等と合せて一具をなすものもあるが、杏葉のみの例に於いては、上野國邑樂郡大川村出土埴輪馬は鏡地扁圓形杏葉三個を聯繫してゐる。又上野國(郡村名未詳)出土のものは、中央に鈴を、その左右に心葉形杏葉一個宛を繫着してゐる。又正倉院御物に於いては杏葉一個のみであり、唐代明器馬には五個聯繫の例があり、わが平安時代に於いては、春日神社馬圖に中央に一個の杏葉を、左右に鈴一個づつを配せるものと、中央に鈴一個、左右に杏葉二個宛を聯繫し、「年中行事繪卷」には杏葉五個を聯繫して居るし、「物具裝束抄」には、胸繫の杏葉七個とあるが如く、鈴・總等を合せて、又杏葉のみの場合でも奇數であるを式とする。



第一六二圖 代 上 杏葉 裝 馬 形 式

尻繫繫飾の様式は、尻繫の様式の變異に従つて複雜となつてゐる。尻繫は、鞍橋後輪の鞍から出て、尾根を繞るものを基本形とし、普通その途中に於いて打違へるのであり、唐鞍に於いてはその打違へに雲珠をおくを普通とするが、正倉院御物には辻金具が用ひられてゐる。わが上古時代の飾馬に於いても、雲珠又は辻金具が用ひられたことは、埴輪馬裝馬に於いて見ることが出来る。而して正倉院御物倭鞍から始めて、中世以後の和鞍の尻繫がすべてこの様式を探つてゐることを注意すべきである。一筋の尻繫を以てすることが出来る。(雲珠の場合は三條となるが)ので、これを單條式の尻繫とする。

この單條式尻繫の打違部から左右兩側に一個宛の杏葉を垂れたのを、常陸國東茨城郡上野合村大字神谷出土埴輪馬裝馬に見ることが出来る。正倉院御物の一例とも、これと様式を等うする。これを尻繫に於ける杏葉裝馬の第一様式(第一六二圖1)とする。

武藏國北埼玉郡上中條村出土埴輪馬には、鈴杏葉三個を單條式

尻繫の雲珠の左右兩側及び真後に垂れてゐる。これは奈良時代以後のもの又は支那唐代のものには見ないが、埴

輪馬には比較的類例が多く、これを上代裝馬の一樣式と見られる。尻繫に於ける杏葉裝馬の第二樣式とする。
(第一六二圖2)

出雲國簸川郡鹽治村大字上鹽治出土の雲珠に、左右兩側をなすが如く、四個の杏葉が繫着してゐる。(第一五一
圖1)前に述べた第一樣式の複合形と見られるが、これを第三樣式とする。(第一六二圖3)この第三樣式の爲めに
は、八脚ある雲珠を必要とする。随つて九脚あるものは、第一六二圖4に示したが如く、雲珠の眞後に更に一個、
計五個の杏葉を繫飾したのであらう。これを第四樣式とする。埴輪馬には實例がない。

上野國佐波郡三郷村大字安堀出土埴輪馬に於いては、單條式の尻繫に加ふるに、その外を繞つて更に一條を副
へてゐる。上古時代の後輪に、鞍四個を有するもののは、この副條式の尻繫の爲めのものであらう。この
副條に一個宛の杏葉を繫飾する例は、わが埴輪馬には見ないが、南鮮金鈴塚出土の陶馬にこれを見るべく、唐代
明器馬にもこれを見る。これを第五式とする。(第一六二圖5)

第六式はその複合樣式と見るべく、わが埴輪馬には類例を見ないが、唐代明器馬にこの種の裝馬樣式を見るし、
或はわが上代にも、この種の樣式が行はれたかも知れない。

大和國添上郡櫟本町出土の埴輪馬尻繫に於いては、第五式に更に中央一條の紐を加へたものを見る。杏葉は附
飾されてゐないが、若しあるとすれば第七式となるであらう。(第一六二圖7)

副條式尻繫は、唐代明器馬に類例が多いところを見ると、或は支那色の尻繫といつてもよからう。平安時代の
唐鞍も、この樣式のものが多かつたらしい、春日神社繪馬及び『年中行事繪卷』唐鞍にも、この樣式のものを見
る。今、春日神社繪馬の一例をあけて第八式(第一六二圖8)とする。これには左右各三、計六個であるが、『年中
行事繪卷』には左右各四、計八個であり、『物具裝束抄』には尻繫の杏葉十個とあつて、副條に杏葉聯飾の様を
見ることが出来る。わが上代杏葉にかく多數の杏葉聯飾のことはなかつたらしいが、支那には例多く、かつ朝鮮
にも十個以上(十六個の例もある)の同一形式の杏葉を一括發見することがあるのは、この第八式か又は第七式の
ものが用ひられてゐたからではあるまいか。

第九式(第一六二圖9)としたのは、筑後國八女郡福島町正福寺石馬に見る尻繫樣式である。(尾錠みのところは
推定)三條並列の革緒の外に、更に各一條を副へ、かつこれに直交する四條の革緒によつて網狀に組んだ尻繫を
つくり、その外側副條に各四個の杏葉を繫飾してゐる。この種のものは、支那北魏正光六年有銘石刻供養行列圖
裝馬にこの樣式の尻繫をかけ厚總を垂れてゐることによつて、支那に制を受けたものといつてよい。

唐代又は奈良時代以後の例を見るに、三繫を通じて同形式のものを用ふるを普通とし、二形式を用ふる場合は
正倉院御物例に見るが如く、大形のを尻繫に、小形のを胸繫に用ふる式としたらしい。

第一一第八樣式に於いては、雲珠又は辻金物を中心必要とすべく、その場合、第一第五の二樣式は六脚もの、
第二第六の樣式は七脚、第三第八の兩樣式は八脚、第四樣式は九脚、第七樣式は七脚のものを必要とすべく、第
九樣式にあつては十字形脚辻金物二十個を必要とする。なほ第五樣式以下の副條式にあつては、革緒の組み合せ
及び杏葉繫着の爲めの力革搦みの座金具として、攝蝶金具・辻金具又は小形雲珠を必要とする。

平安時代唐鞍の三繫は革緒を用ふるを式とする。正倉院御物に於いても、組緒三繫もあるが、杏葉繫飾のもの

上古時代の杏葉に就て

は、すべて革緒であり、上代杏葉遺物にも力革に用ひられた革緒附着のものが往々あり、かつ埴輪馬に於いても革緒の三繫を表現してゐるが如くに思はれるから、杏葉繫着の三葉は、恐らく革緒を普通としたらう。併し進んで上代に於いて、杏葉装備の場合は革緒の三繫を式としたと断することは出来ない。

杏葉遺物によつて、装馬様式を確實に知ることは出来ない。三繫の緒を完存するものないは言ふ迄もなく、學術的發掘によつたものがない爲めに、三繫の何れに繫着されたかを推知することも出来ないし、密掘の結果のものであるが爲めに、散佚したものもあり、三繫を知ることさへ困難である。今、大略を推知し得るを満足するとして、比較的散佚事情のない遺物について大観を試みよう。

攝津國三島郡福井村大字福井海北塚からは、三葉文心葉形（第一五一圖20）二個及十字文心葉形（第一五一圖19）一個と斜格子文小形扁圓形四個とを出土し、鞍橋一脊を伴つてゐるから、大形のは尻繫に、小形のは胸繫に用ひられたと思ふし、尻繫の三個は、同じく伴出した大形雲珠に左右及び後へと繫飾したものであらう。即ち胸繫に於いては中央に總の如きものを用ひ、尻繫には第二様式を考へることが出来る。

三河國渥美郡植田村字八尻車神社古墳⁽²²⁾では、鈴杏葉三個發見とあるから、雲珠の有無は明かでないが、第二様式とする。

遠江國引佐郡都田村字吉影古墳⁽¹⁶⁾からは、三葉文心葉形杏葉（第一五一圖14）一個出土と報せられてゐる。伴出品を見るに比較的よく點數が注意せられて居り、散佚も無いやうに見えるので一個といふのを確實とすると、これは胸繫のみに用ひたことになるが、前に見た装馬様式にもかかる例はなく、かつ杏葉遺物自體缺損もしてゐるので、他にもう一つあつたとし、かつ雲珠も作つてゐるので、第一様式とする。

遠江國磐田郡田原村三ヶ野二山古墳⁽¹⁶⁾からは五鈴杏葉二個出土とあるから、第一式か第五式かであらう。（雲珠が

發見されてゐない）馬鐸五個伴出、これで胸繫を飾つたのであると思ふ。

遠江國磐田郡袋井町高尾大門古墳⁽¹⁶⁾からは、扁圓劍尾形三個出土、第二様式とする。又遠江國榛原郡初倉村大字阪本高根森古墳⁽¹³⁾からは、十字文心葉形（第一五一圖9）二個出土、大形雲珠もあり、馬鐸三個を伴つてゐるから馬鐸を胸繫に飾り、杏葉は尻繫第一様式をとつたと想ふ。

駿河國富士郡大宮町字別所古墳⁽¹⁶⁾からは、九曜文式（第一五一圖45）五個出土、五個といふ奇數に見て、尻繫に三個、胸繫に二個又は反対に尻繫二、胸繫三であつたらうし、雲珠一個を伴つてゐるから、尻繫に於いては雲珠に繫げたであらう。即ち第一か第二様式であらう。

常陸國真壁郡關本町大字上野古墳からは、扁圓劍尾形三個出土、雲珠を伴つてゐないが、馬鐸三個伴出に見て、第二様式とすべきである。

信濃國下伊那郡喬木村阿島郭第一古墳⁽⁸⁾からは、鏡地心葉形（第一五一圖3）三個及び三葉文心葉形二個出土、何れが尻繫か面繫かは明かでないが、三葉文の方が大形でもあり、二個でもあるから、これを尻繫用とする。即ち第一か第五の様式である。

信濃國下伊那郡下川路村正清寺古墳⁽⁸⁾からは、扁圓劍尾形三個と、變形三葉文扁圓形（第一五一圖49）二個出土、前者を尻繫用とし、第二様式とする。

上野國群馬郡上郊村大字保渡田薬師塚からは、鈴付扁圓劍尾形（第一五三圖59-60）三個及び變形様式（第一五五圖88）七個出土、若しこれが一具をなすものとすれば、恐らく前者は尻繫、後者は胸繫用かと思はれ、第二様式となるが、尻繫に於いてこれを受けたと思はれる雲珠又は辻金具が發見されてゐないから、これは有機質で腐蝕し去つたものと思ふ。ところが胸繫用としたものを七個連繫とすると、相接近せしめても、全長一米以上となり、各個間十厘内外の間隔をとると、更に五六十厘の長さを増すことになり、少し長過ぎることになる。

上野國群馬郡清里村大字青梨子からは、唐草透文變形心葉形（第一五二圖29）三個出土、第二様式であらう。上野國多野郡八幡村大字山名隱居山古墳⁽¹⁵⁾からは三葉文心葉形（第一五一圖11）出土、第一か第五の様式のものであらう。下野國河内郡雀宮村大字雀宮牛塚からは、五鈴杏葉三個（第一五四圖65）出土、第二様式たるべく、下野國河内郡横川村大字下栗字本郷山から三鈴杏葉二個出土が確實とすれば、第一又は第五様式、足利市助戸町字西畑十二天塚⁽¹⁶⁾から五鈴杏葉五個（帝室博物館藏は二個）が確かにとすれば、尻繫は第一様式から又は第七様式までが可能であらう。丹波國氷上郡生郷村大字石負からは、三葉文心葉形二個（第一五一圖15）二個出土、第一・第五又は第七の様式である。出雲國能義郡荒島村大字荒島字佛山からは、扁圓劍尾形二個（第一五三圖53）及び變形扁圓劍尾形二個（第一五三圖56）出土、第一・第五様式又は第七様式であらう。

出雲國簸川郡鹽治村大字上鹽治古墳からは、心葉文透し（第一五一圖1）六個出土、中四個が雲珠に附着してゐるから、他の二個は胸繫のものとすべく、尻繫は第三様式であることは既に述べた。

備前國邑久郡美和村大字西須恵字築山から扁圓劍尾形二個（第一五三圖57）出土、第一か第五の様式とする。同

じ邑久郡邑久村大字山田庄からは、變形扁圓劍尾形三個（第一五一圖56）出土とあるから、第一様式と見るべきである。

備中國都窪郡庄村大字日烟西組字赤井からは斜格子文鏡形（第一五四圖69-70）三個出土、第二様式か。

周防國佐波郡石田村片山⁽¹⁷⁾からは鐘形（第一五五圖81）五個出土、第二様式か第四様式かであらうが明かでない。

紀伊國海草郡和佐村大字禰宜から、三葉文扁圓形二個出土、第一様式から第七様式までが可能となる。

筑前國嘉穂郡桂川村大字壽命王塚⁽¹⁸⁾からは、變形扁圓劍尾形五個（第一五三圖61）と、三葉文扁圓形六個（第一五二圖48）とが出土し、しかもその各一つが雲珠に繋着してゐることによつて、尻繫に用ひられたものであることを想はしめられる、而して遺品を精査せられた梅原博士は、その裝馬様式が余のいふ第九様式に近似したものとされてゐる。今、一應遺物について見よう。

尻繫用杏葉が既に二種もあり、しかもその形式が前然異つてゐるところから見て、二具分の杏葉を豫想させられる。本墳に於いては、鞍橋は一脊分だけが検出されてゐるが、鐘は輪鐘二隻（報告書に二隻とあるは二隻の誤植であらう）壺鐘が一隻あり、轡も三具あり、かつ正倉院御物に鞍金具を全然缺き、木骨木製の鞍橋のあるが如く、本古墳にも、木骨の鞍橋があつたかも知れないとして、ここに一具以上、即ち二具か三具かの馬具があつたと推定してもよからう。而して轉鏡板に、杏葉の扁圓劍尾形と一具をなすと考へ得る劍菱附飾のものがあり、三葉文扁圓形のは複合三葉文扁圓形轉鏡板のものと組むものの如くに思はれる。かくして本古墳出土の杏葉は二具分のものとする。

扁圓劍尾形杏葉は五個といふのを、原數、即ち散佚したといふ懸念のないものと假定する。五個一具の例は往あることは既に述べてゐる。而して本例に於いては、その杏葉の一つが、四脚十字狀脚の雲珠に繫飾してゐるトすれば、一應他の四個の杏葉も繫着様式を等うしたと見てよい。ところが雲珠に於いては、この杏葉附着のものと同一形式のものが他にも十字形脚の雲珠のある以上、その尻繫は單條様式のものではなく、梅原君指摘の石馬に見るが如きものかも知れない。

三葉文扁圓形六個のものに至つては、更に難解である。既にその一個は、大形雲珠に繫着して居り、しかもその雲珠に於いて、杏葉繫着の爲め脚が他に無いとする梅原君の實測圖に誤りなしとすれば、その雲珠附着の杏葉は、側面に垂れたものではなく、第一様式の如く、眞後のもとのせなければならぬ。しかば、折角六個三對あつて、第五様式たる聯飾を考へさせられてゐたのに、一個の所謂後家を生ずることとなり、それを胸繫に懸けなければならぬこととなる。而して残りの二對は、尻繫に連飾することになり、その爲めの座金物に十字形雲珠を充てるとすると、これも尻繫は石馬に見るが如き様式のものとすることが可能である。即ち尻繫は石馬に見るが如き様式であるが、杏葉は左右聯飾だけでなく、中央の雲珠に繫飾して眞後に垂れたものであり、しかも一個あるのみであり、その他には、十字形ではあるが、稍々小形にしてしかも杏葉繫着の爲めの脚の様式が異なるものが二個あるのみであるといふから、この調査記録に誤謬がない限り、杏葉二對の繫着雲珠は検出し得たが、他に一個分の雲珠が明かでないことになる。

五個といふ奇數である以上、他の一個は尻繫眞後に繫ける（第二様式）の外はなく、然らざれば胸繫中央に持つて來なければならない。今、雲珠又は辻金物に於いて、對をなさず、一個のみのものを求めるに、梅原君が異形品、中央の四角のものとしたものがある。これを五個の杏葉の中の残り一個の繫着用と推定してもよい。又既に推定した二對分も、大きさを異にしてゐるのであるから、その小形のものの方を當てたのは誤りとして、大形雲珠一個の六脚あるものと拗入なき三脚を杏葉繫着の力革搦みの爲めのものとすると、第二様式の上に、鞍と雲珠との間の尻繫に一對の杏葉を繫飾したものと考へることも出来る。併しその場合に於いて、胸繫にも垂れるのである。併し若し三葉文心葉形のが十字形雲珠に、變形扁圓劍尾形のが大形雲珠に繫着してゐるならば、尠くも三對六個ある前者は、梅原君推定の如く、第九様式、殊に石馬に示されたが如き様式を考へ得られるが、これは三葉文のものが大形雲珠に繫着してゐるといふ事實に反することとなる。かくして、この筑前桂川村王塚例は、二具ともに、第二様式に近いものといふ外はない。

日向國兒湯郡妻町西都原出土のものは、動物唐草文透彫心葉形三個と鏡地心葉形（第一五一圖2に近きもの）四個とが併出してゐる。而して鞍橋一脊と轡一具（鑑は見當らない）とがあるから、若し散佚混入がないとすれば二種の杏葉は一具分とするが穩當であらうし、而して六脚の大形雲珠一個あるのみであるから、三個の杏葉は一組をなし難く、第一様式を探つて二個が尻繫に飾られ、残りの一個は鏡地心葉形四個と一組をなして胸繫用となる。後者の力革を受ける座金物たる攝蝶が見當らない。

以上遺物について、杏葉裝馬の様式を考へて見たが、その資料のすべては密掘のものか、又は密掘の後を受けたものであり、生ぶる遺蹟を學術的發掘によつたものが無いとすれば、極めて不完全な推定以上を求めるることは

出来ない。而してその不完全な推定に於いては、埴輪馬又は石馬に見た裝馬様式の何れかに歸し得るといふことで満足するの外はないと共に、支那色が強いとした副條式尻繋のものよりも、内地色の多い單條式の中の第二式が比較的多いことは、注意に値する。杏葉が支那色の強いものであり、彼に受けたところが多いに拘らず、裝馬様式に於いて、日本獨自の風を現はしてゐることは、上代文化の獨自性を物語るものであらう。

九 上代杏葉の形式考察

わが上代杏葉の形式考察の爲めの資料として、古代朝鮮・古代支那及びわが奈良時代以降中世の杏葉の瞥見を試みた。

わが上代杏葉が、古墳時代中期末に最初の時代をおき、殆んどすべてを後期のものとする考説にして誤りなしとすれば、これを支那六朝時代のものとの對比を求めても差支ない。

わが上代杏葉の中、扁圓形は心葉形のもの變形であり、相對的年代も後れたものであらう。又鈴杏葉も扁圓劍尾形から變つて來たものであり、鐘形に二三の變形様式の生じたことも前に述べた。しかばわが上代の杏葉は、心葉形・扁圓劍尾形及び鐘形の三型式を主流とすることが出来る。

古代朝鮮に於ける杏葉に於いては、心葉形・扁圓魚尾形の二型式が主流をなし、支那六朝代のものは、心葉形系統の杏葉形が知られてゐる。而して朝鮮の扁圓魚尾形の一様式として扁圓劍尾形（第一五八圖17）があるから、わが上代杏葉形式の出自を論することは出來ない。併し裝飾文を考へると、わが上代杏葉の多くは、恐らく支那六朝代の制を受けたらしいといふことが出来る。

即ち忍冬唐草文・龍文又は雙鳳文の如きは、明かに母國を支那に求むべきである。而して之等の文様は、内地に於いては心葉形及び鐘形のものにあり、扁圓劍尾形は朝鮮出土のものに龍鳳文があることによつて、わが上代杏葉のすべての形式は、支那に起源を有することになり、隨つて六朝代に尠くも心葉形・鐘形及び扁圓劍尾形の三形式の杏葉が行はれてゐたらしいといふことになる。

かくして、わが上代杏葉は、支那六朝代の形式を受けたものであるといふべく、かつ古墳時代後期のものが多いところから見て、支那南朝の文化所産のものを受けたとすべきである。

わが古代文化に、北亞要素のものの多いことは人の知るところである。而して南船北馬の言の如く、事、馬匹文化に關する限りは、一應北亞との交渉を考ふべきである。轡の如きものには明かに北亞系統と目すべきものがあるし、隨つて杏葉に於いても、北亞文化との關係を顧みるべきであらう。朝鮮に數例を有する動物にモティブを有する唐草文は、内地のものに日向西都原出土例（第一五二圖33）がある。スキタイ又はサルマチャ藝術に、この種動物唐草文が行はれてゐることは、既に多くの學者によつて説かれてゐるところであるが、支那殊に南朝藝術にこの種の文様の行はれてゐることの有無が明かでない今日、支那流行説を否定して、これを北亞起源と斷ず

ることは出来ない。況んやわが古代杏葉には、支那起源を説き、しかも原田博士の高説⁽²⁹⁾の如く、更にこれを西域に求め、延いては文様のモチイブ又は表現様式を西亞にまで遡及し得る忍冬文又は雙鳳文の如きものあるに於いては、積極的にわが杏葉は支那南朝文化、尠くも支那に形を得たものと断じて差支あるまい。

固よりわが杏葉のすべてを舶載様式とするものではない。扁圓鋸尾形に鈴を附けたと思惟し得る鈴杏葉の如きは明かに内地創製のものといふべく、扁圓鋸尾形の殆んどすべても、同じく内地製と見るべきである。心葉形・鐘形の中にも、多くの内地製のものがあると思ふ。斜格子文系統のすべては、恐らくそれであらうし、三葉文の中にも仿製があり、又唐草文透に於いても、大和白樺村例（第一五二圖31）の如きは仿製とすべきである。

かくして、わが上代杏葉は、一方に今なほ明瞭をかく支那六朝代杏葉の形式を明かにすると共に、朝鮮に於いては見ることの出来なかつた程度にまで著しい發展を遂げたことを知ることが出来る。

次に古墳時代文化と飛鳥時代及び奈良時代以降の文化との關係を、杏葉を通じて見よう。飛鳥時代は、古墳時代後期、専くもその大部分の時代と併行するものであることは明かである。杏葉の形より見るに、かの法隆寺傳來御物の心葉形透のもの（第一五一圖7）は、その絶對年代を明かにし得ないが、寺傳聖德太子御物とあるもの、今、古墳出土のものにも類例を求め得るところから見て、その所傳を信じても差支なからうし、進んでこれを以て、飛鳥時代杏葉の一例としようと思ふ。忍冬唐草文透のもの及び雙鳳文杏葉を、飛鳥時代に求めるにも異議なかるべく、雙鳳文のものの如きは、これを大化以後に比定しても非難をあびせるものは専からう。孰れにするも古墳出土の杏葉は、内に小異はあるも、大同に見て同一文化の所産たることを知る。

然るに奈良時代に入るや、杏葉の形及び裝飾文は、遽然として一大變化を來し、古墳時代とは全く異色を呈することとなり、更に平安時代に入つては、漸く定型化すと共に、名實共に杏葉となつたのである。而してこの奈良時代及び平安時代のものは共に前代より形を受けたものとするよりは、寧ろ新に支那唐代の系統の中に屬し得るものである。即ち古墳時代文化には、支那六朝代、殊に南朝の影響を受けたものがあるし、それが内地に於いて自己發展を遂げ終り、奈良時代に於いて、新文化によつて全面的塗り換へをしたもののあることを杏葉によつて見ることが出来たのである。

固よりこれは古墳文化の一の相たるに過ぎない。古墳そのものの如く、その後期に入つて漸次自己を亡ぼす相へ進展し來つたものもあり、又鐵鎌⁽³⁰⁾及び帽⁽³¹⁾の如く、その後期と奈良時代との間に、著しい間隙のないものもあり、天冠⁽³²⁾の如く、古墳文化後期に入つて起つたことはこの杏葉と同様であるが、形骸を奈良時代以後に傳へたものもあるのである。

而して古墳時代の外來文化の中、裝飾要素の著しいものが、その後期に支那南朝より傳へられ、しかもそれが遠く西亞に起源を有するものであることを、この杏葉又は天冠の如きものによつて知ることの出来るのは、實にわが上代文化のみならず、暗黒と稱せられる支那南朝文化の開明にも寄與するところの多いのを思ふのである。更に亦、杏葉裝馬の様式を見るに、古墳時代のものは、尻繋・胸繋垂飾のものを普通とし、かつ尻繋に於いては、雲珠に繫飾のものを多く見るし、奈良時代以降のものの如く、面繋垂飾のものを見ない。併し偶然かどうかは明かでないが、正倉院御物によつて代表せられる奈良時代のものは、上代のものの如く雲珠の位置におかれ

た辻金物に繡飾せられてゐるに比し、平安時代のものは支那唐代のもの如くに、辻金物又は雲珠に繡飾せず、尻繫の副條に連飾してゐることに於いて、上代とは全然趣を異にする。

この趣向變異は、杏葉裝馬の本質的變異に基くものではなく、裝馬様式の繁縝化即ち退化の相と見るべきであり、尻繫に二個垂飾の場合は、尻繫の中央部即ち喰違部に繋ぐは裝飾効果を最も高めるものであり、杏葉裝馬の始原様式としては普通とするものであらう。しかば正倉院御物に於いてすら十脊の鞍具の中、杏葉裝馬のものは二具あるのみであり、平安時代に入つては、裝馬第一位にある唐鞍又は準唐鞍に限つて杏葉を用ひた、否、和鞍に杏葉を用ひることによつて準唐鞍としたこと、及び杏葉の金銅製を普通とするに見て、上代の杏葉裝飾の馬具にも、この唐鞍的装飾効果の認められてゐたことは察するに難くない。固より上代の杏葉は、地方に散在して出土することから見れば、未だ唐鞍の如き制のものに完成されたものではないことは明かであるが、地方豪族の装馬として用ひられたものであるとなすべきであり、轡の一般的用途を有するものとは、全く趣を異にするものといふべきである。かの埴輪馬が、これに騎乗する人物を併せ現はさず、かつこの杏葉裝飾のものの多いのを見て、死者たる貴人の乗用として葬列に加へたものであり、中世の神馬と趣を等うするものとするも、全くこの杏葉の有する特殊的價値に重きを置いたのである。

註

(1) 杏葉を廻繩・尻繫の飾りとする説が多い。わが上古時代のものに於いては、それで正しいらしい。併し其代明晉亂の時はわが正倉院御物馬具及び平安時代以降の例を見るに、廻繩・尻繫以外に面繩をも飾つた例が多い。

(2) 鞍の垂飾であることに於いて、杏葉と相似てゐるが、中世に於いては杏葉より一段格下りのものとしてゐる。又總轡でないといふだけであるから、若し木・皮革製のものがあるとすれば、これをも杏葉といはうと思ふ。又上古時代の馬鐸・鈴は意義異なるものとして、採らない。

(3) 『左馬寮式』「凡蕃客乘駒唐鞍裝家掌收、若有壞損隨即修理、其馬子前飼丁春貌端正者充云々」

(4) 『類聚國史』「弘仁十四年十二月甲申詔曰：頃者陰陽錯謬、旱疫更使、年穀不登、棄疋殘耗；其時世醜、邦國顛廢、禮服雜辨、多闕朝賀、凶年之間、欲停着用」」かくして禮服は漸次廢れ、和風の大いに加つた東帶が晴の裝束として用ひられるに至るのである。

(5) 杏葉を装ふことが、儀禮の一大要素であることは、同時に第一位の儀禮に非ざる時とか、馬具の装ひが第一位に非ざるものに、杏葉を装ふの非禮を難ずることにもなる。『長秋記』に文治四年齊院野宮御禮の際、隨從の四位五位の者が、連簾に杏葉を着けたことは僻事である。尋常の儀には、總轡を用ふべきであると論じてゐることからも、杏葉の意義を察することが出来る。

(6) 正倉院御物木畫紫檀琵琶押撥にある虎狩の圖に、獵人等は廻繩・尻繫に杏葉垂飾の馬に乗つてゐる。併しこれによつて、狩獵に於いてすら、杏葉を装うた馬に乗つたと考へるには、多少躊躇する。虎狩に馳驅する馬は、杏葉の激動で大いに苦むであらう。

(7) 烏居博士『諺訪史』第一卷 大正十三年

(8) 烏居博士『下伊那の先史及び歴史時代』大正十三年

(9) 梅原末治『出雲に於ける特殊古墳』(考古學雑誌第九卷第五號) 大正八年

野津左馬之助『島根縣史』

自分もかつて實査したことがある。本古墳からは六個同型式のものが出土してゐる。雲珠に八脚ある以上、四個がその雲珠に附装されたものであることは明かであるが（今は一個のみ附装、他は離れてゐる）、他の二個は胸繫にでも附装されたものであらうか。

（10）『靜岡縣史』第一卷 昭和五年 なほ自分もかつて實査してゐる。

（11）帝室博物館藏、但舊銅駄坊所藏のものあり、出土遺蹟及び伴出品不明。

（12）八木昇三郎「九州地方遺蹟調査報告」（東京人類學會雜誌第百七十五號）昭和三十三年（造物は東京帝國大學人類學教室藏）

（13）後藤「遠江國榛原郡初倉村高根森古墳」（考古學雜誌第十一卷第八號）大正十一年

（14）實査・某氏舊所藏、古墳は明かでない。

（15）柴田常惠「上野國八幡村山名の古墳發掘品」（東京人類學會雜誌第二百九十四號）明治四十三年 同型式のもの二個對をなす。

東京帝國大學人類學教室藏

（16）『靜岡縣史』第一卷 昭和五年

（17）石野瑛「横濱市磯子區室ノ木古墳調査記」（考古學雜誌第二十五號第六號）昭和十年

（18）『撥雲餘興』所載「有渡郡吉田村出土」とあり。

（19）濱田・梅原兩博士「近江國高島郡水尾村の古墳」（京都帝國大學文學部考古學研究報告第八冊）大正十三年

（20）梅原博士・小林行雄「筑前國嘉穂郡王塚裝飾古墳」（京都帝國大學文學部考古學研究報告第十五冊）昭和十五年

川上市太郎「筑前王塚古墳」（福岡縣史蹟名勝天然紀念物調查報告第十一輯）昭和十年

（21）梅原末治「慶州金鐘塚飾履塚發掘調査報告」（大正十二年度古墳調査報告第一冊）昭和七年

（22）高橋照之助「鎌倉に就て」（上毛及び上毛人第一回・二回・三回）昭和十年

（23）坪井正五郎博士「足利の古墳」（人類學雜誌第一卷及び第三卷）

坪井博士は併出のプロペラ翼状のものを、左右両側に副ふものとされてた。それ以來、學者は皆これに據つてゐる。或は博士所説の如きのかも知れないが、自分はその翼状金具は鞍橋の海金具とする説がよいかと思ふてゐる。なほ本古墳は坪井博士指揮の下に發掘調査されたものであるに拘らず、杏葉一個出土といふは不思議である。

（24）柴田常恵「武藏北埼玉村將軍塚」（東京人類學會雜誌第二百三十一號）昭和三十八年 松村清・高木豊三郎「史蹟埼玉」昭和十一年

（25）『朝鮮古蹟圖譜』第三卷

（26）『慶尚北道達城郡達西面古墳調査報告』（大正十二年度古墳調査報告第一冊）昭和六年

（27）『慶州皇南里第八十二號墳第八十三號墳調査報告』（昭和六年度古墳調査報告第一冊）昭和十年

（28）『慶州金冠塚とその遺寶』（古蹟調査特別報告第三冊）

（29）原田博士・駒井和愛「支那古器欄攷舟車馬具篇」

（30）梅原博士「アルタイ地方に於ける考古學上の新發見」（史學第十卷第一號）

（31）『光源院戲御元服記』に「天文十五丙午歲御元服當日十二月十九日中譽定頸連上折紙目錄也御弓重藤征矢矢ハササレス砂金千兩包金銀同盆白銀御鉢紅綠肩紫御馬一疋轎毛置唐鞍元造朝臣披露之」とあつて、室町時代末期に於いてすら唐鞍裝馬が行はれたこともあるらしいが、これは一時的のことらしい。

（32）大野雲外「愛知縣下旅行調査報告」（東京人類學會雜誌第二百三十號）昭和三十九年 告第二輯 昭和二年

- (34) 小川五郎「周防國佐波郡右田村片山前方後圓形古墳調査報告」(山高郷土史研究會考古學研究報告) 大正十四年
(35) 後藤「上古時代鐵鎌の年代研究」(人類學雑誌第五十四卷第四號) 昭和十四年
(36) 後藤「上古時代の轔に就て」(人類學雑誌第五十五卷第五號) 昭和十五年
(37) 後藤「上古時代の天冠」(史潮第十年第三・四號) 昭和十五年

(昭和十六年考古學評論第四輯掲載)

上 古 時 代 の 弓

一

弓矢は、鉢と共に刺兵に屬する武器であり、人類がその原始文化の時代からこれを用ひてゐたものである。わが上古時代に於いても、縄文式文化の早期に於いて既に石鎌の發見せられる以上、弓矢はわが石器時代の當初からあつたとしなければならない。爾來幾千年、古墳文化を終つて奈良時代に入る迄の弓矢は、僅かの出土品と繪畫とによつて、その一端を明かにし得るに過ぎない。しかもその出土品は断片であり、完全に原形を保つてゐるものではなく、繪畫は極めてラフの素描であり、これらのみを以つて、弓の發達を説くことは出來ない。そこで先づ古墳文化に接する奈良時代の弓の大體を説き、然る後に上代の遺品を説くを便利とするであらう。

二

奈良時代の弓は、正倉院御物弓によつてその大體を窺ひ得られる。『東大寺獻物帳』に百三張の弓を記してゐるが、現在御物は二十七張を數へる。獻物帳所載のものはいへ、百三張を數へる弓のすべてが、聖武天皇御用のものとのみはなし難いし、また恵美押勝の亂鎮定の爲めに一旦は武器類を出藏し、後にこれを還納したとされる以上、弓矢の如きものが、出藏のものを正確に還納したは断じ難いのであるから、現在の御物二十七張が必ずしも獻物帳所藏の中のものとはなし難い。隨つて獻物帳弓は兎も角、現在の御物弓は、至尊御手廻品といふが如き特種のものではなく、恐らく當時に行はれた普通の様式のものであつたらう。

獻物帳所載百三張の中、「水牛純角御弓」一張とあるを別として、他の百二張は所謂丸木弓であり、御物弓（現在實藏のものをいふ、以下同じ）はそのすべてが丸木弓である。奈良時代又は平安時代のものとすべき春日神社御神

寶弓のすべても丸木弓であり、上代の制を遺存したと思はれる皇太神宮御遷宮御神寶御弓も亦それである。否平安時代兵仗の弓が、丸木弓を普通としたことは、『延喜式』によつてこれを見るべく、今日普通とする竹と木とを矧合せた弓は、鎌倉時代以後に於いて漸く著しい。

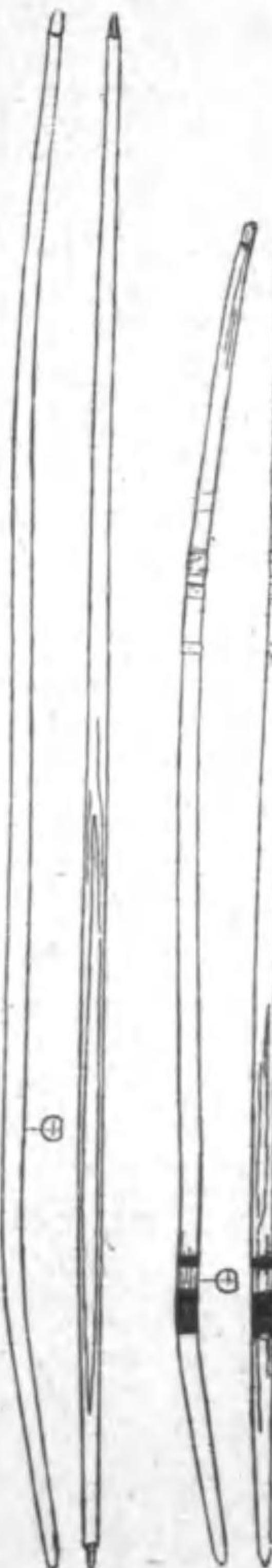
竹弓もあつたらうと想はれるが明證はない。

『東大寺獻物帳』にある「水牛純角御弓」は百三張の中の一張に過ぎないが看過し難い。水牛純角製とあるのを字句通に解すれば内地製とはなし難く、かつ長さ三尺九寸との註記によれば短弓であり、旁々支那あたりから舶載のものとすべきであり、質は水牛とあるが、角弓は北亞一帯に行はれた所謂スキイテン弓に普通とするところであり、わが丸木弓が直弓であるとは異り、所謂合せ弓(Composite Bow)の系統のものと思はれる。

弓幹(Arme)の長さは、『東大寺獻物帳』によれば、前述の水牛純角御弓一張が三尺六寸、もう一つ小櫛御弓と特に小の字を冠したのが四尺七寸五分とある外は、最長七尺五寸七分、最短六寸三分、平均七尺六分、御物弓は最長八尺五寸五分、最短六尺六分、平均七尺九寸五分となる。『延喜式』「兵庫寮式」にある弓（以下延喜式弓とする）には、一樣に長七尺六寸とある。

弓幹に絲又是樹皮を以て纏いたのが纏弓、何等の纏きのないのを裸弓とし、同じ纏弓でも重簾弓の如く通體に纏いたのを「總纏弓」、相當間隔を設けてあるのを「處々纏弓」とに分けると、獻物帳には纏弓が總數の二分の一を占めてゐる。即ち桙御弓二十張が「赤漆桙纏」、更に二十張が「黒漆桙纏」、一張は「黒漆纏糸」、一張は「黒漆處々桙纏」、一張は「赤漆、本末纏桙」、一張は「赤漆、處々纏糸」、一張は「赤漆微膨如纏糸」、一張は「赤漆、

第一六四圖 正倉院御物弓二例



漆檜藤「計四十五張、楓御弓は一張が「繻檜藤」、一張が「黒漆繻糸」とあつて二張の繻弓、櫛御弓は一張が「赤漆、處々繻桿」、一張が「背黑腹赤、處々繻桿」、一張が「黒漆繻糸」とあつて三張の繻弓が數へられ、都合五十張となつてゐる。

御物弓に於いては裸弓が多く、繻弓は二張を數へ得るに過ぎない。その一（第一六四圖右）は本弾近くに絲繻三所、末弾近くに檜繻四所あり、他の一張は弾と鳥打との二ヶ所に絲繻があり、その繻幅には多少廣狭があり、その間隔も一定してゐないが、絲繻には絹糸を用ひ繻卷としてゐる。しかばこの二張のは、獻物帳にいふ「處々繻」に當るものであらう。延喜式弓には弓幹を繻くことがない。即ち當時軍陣の用のは裸弓を普通としたのかも知れない。

又獻物帳弓には塗弓が多い。漆塗をしたものであり、裝飾をかねて弓幹の堅牢を期したものと思ふ。『東大寺獻物帳』の記載によると、梓弓四十八張・楓弓一張・檀弓二張・小檀弓一張、計五十二張が赤漆、梓弓二十二張、

檀弓一張が黒漆、背を黒漆、腹を赤と塗り分けたのが梓弓に四張、檀弓に一張、「鹿毛漆」とあるものが梓弓に四張、「赤塗鮎皮斑」とあるのが梓弓に一張・檀弓二張、「黒塗既繻糸」とあるが楓弓一張・檀弓一張、「鹿毛漆鮎皮斑」「黒塗鮎皮斑」「背黑腹鹿毛黑斑」「鮎皮斑」「赤漆腹削」の類もそれべく一二張、「腹小白」「色白」から、「赤漆微彫如繻糸、腹斑」とあるが如く精巧なものもある。かくして殆んど全部が塗弓であるといつてもよい。

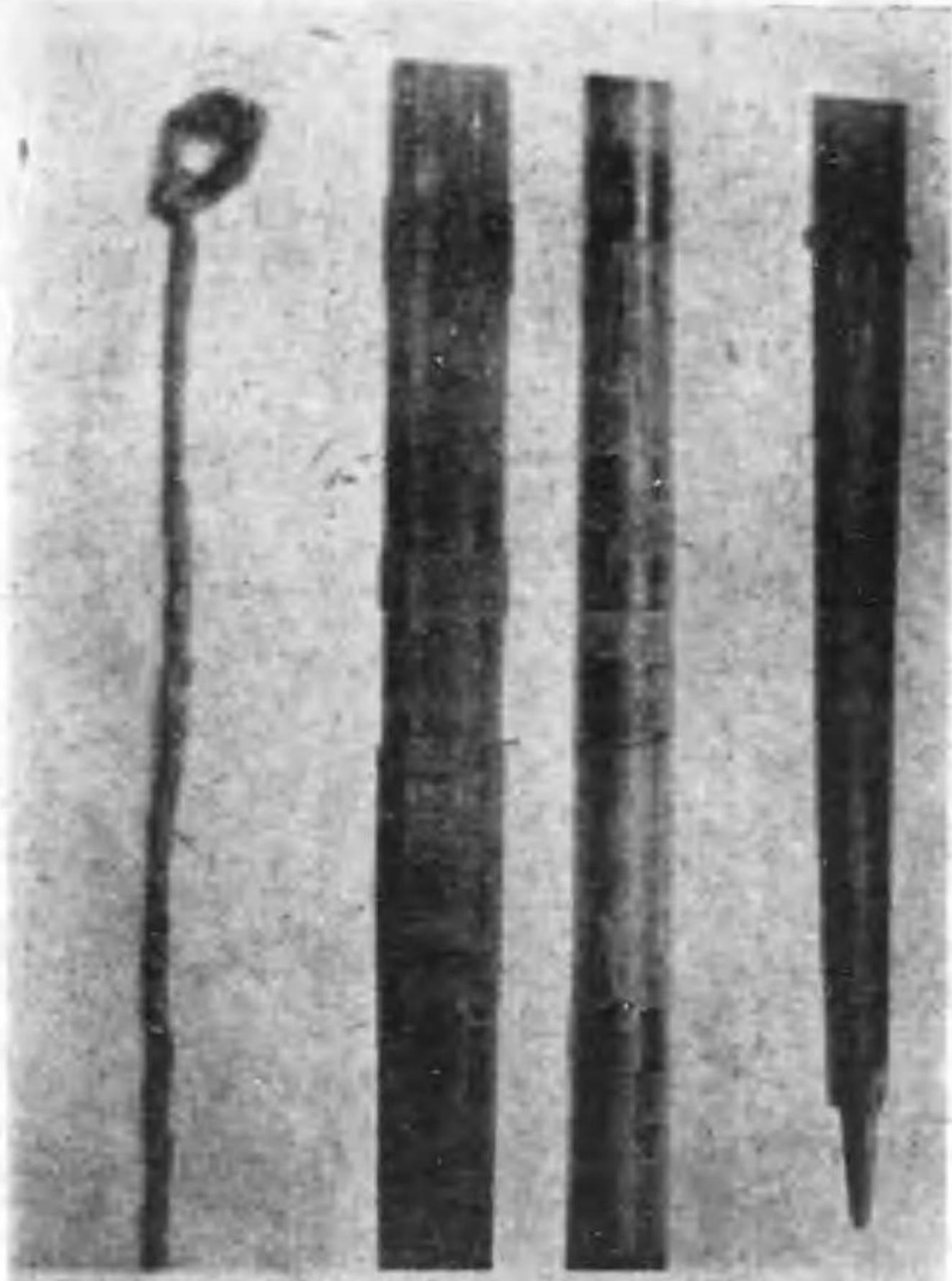
これに對して御物弓二十七張には、素木のものが五張、一張が黃黑斑塗である外はすべて栗色塗であるが、それにも拘らず、弾は黒塗となつてゐる。而してその黃黑斑塗といふのを見ると、通體生漆を塗り、これに黒褐の斑を表してゐるのであり、これが獻物帳にいふ鮎皮斑塗の類であらうとされてゐる。

かくして塗弓を普通とするが如くに見えるが、これは或は獻物帳に弓をすべて「御弓」と記してあるが如く、至尊御用のものであるを意味する爲めかも知れない。併し御物弓は前述の如く必ずしも同性質のものとなし難いものがあるに拘らず、依然として塗弓の多いところを以てすれば、地方獵人のものはいざ知らず、一般軍陣の用となる弓は、塗弓を多しとしたのかも知れない。『延喜式』「兵庫寮式」にも「塗漆三遍」と記してゐる。

併し又一方、春日神社御神寶の弓の大多數は素木弓である。神寶として奉納のものであつたとすれば、素木を寧ろよしとしたのかも知れないが、その場合はしかば古代弓が素木を旨としたからといふことにもならう。何れにするも、塗弓を普通としつつも、兵仗には素木弓も尠くはなかつたらうと考へることも出来る。

弔、獻物帳にいふ弓把は、獻物帳に於いては絲繻にしたものと、皮繻のものとが殆んど相半して、それべく五張内外ある。即ち黒紫組一黒と紫との二色の絲を以てした組紐製のものが二十一張、赤紫組が二十張あり、計

四十一張が絲繩、紫皮が十九張、紫洗皮が二十張、黃皮が十張、日刺紫皮が三張、日刺洗皮が二張あつて計五十四張ある。「布細縫」といふのが一張あるが、恐らく布を細く裁ち、これを縫いたものであらうと思ふ。



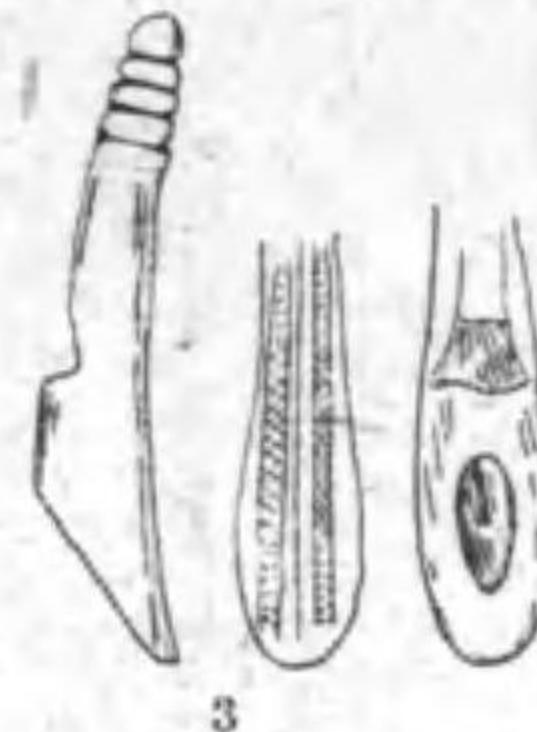
弦と弓袋及び弓筒御院倉正圖五六第一

図と弓機は左より奇偶本の弓機は右てつ向圖
御院倉正圖と弓機は左より奇偶本の弓機は右てつ向圖
御院倉正圖と弓機は左より奇偶本の弓機は右てつ向圖

御物弓は、絲繩弾を存するものが一張（第一六五圖中）あるのみである。絹織紐を密に蛇腹縫してある。「延喜式」「兵庫寮式」によれば、弾は皮革を普通としたのである。かくして弾の括は奈良時代のものに於いては必備のものではなく、獻物帳弓に於いてさへ、その半數はこれを缺いたとすれば、上古時代のものに於いては、更に多數の弾を缺くものがあつたとしなければならぬ。

御物弓の弓腹に柵、即ち浅く、幅廣で底の平坦な溝のあるものがあることは一の特徴である。これが弓幹通體に亘るものもあり、又短くして鳥打あたりに止まるものもあるし、かつ柵の幅も廣狭區々としてゐる。柵は

弓幹の歪曲を防ぐ爲めのものであらう。丸木弓は弓幹の乾燥につれ、形に歪曲を來すことが往々あるし、これをお不便として工夫されたものであらう。



圖六六一第一

藏宝室研究考古學大圖書館 3 藏物御院倉正圖 21



圖六六一第一

藏宝室研究考古學大圖書館 3 藏物御院倉正圖 21

『東大寺獻物帳』に梓御弓の一張に、「末弾織銅」とある。恐らく弾節り金物の附装をいふのである。御物弓に金銅製のものを兩弾に嵌装するものがある。

延喜式弓に「弾角」の語がある。「弾角」の誤寫ではあるまいか。而してその工程を記して「長功日十枚、中功日八枚、短功日六枚」とあるを見ると、弾に付ける板の工程としては遅きに失し、弾角としては稍々早きに過ぎるとも思はれて直ちに決し難いが、弾に角板をおいてこれを革縫するが如き特種の拵を考へるよりは、弾被せのものとすべきではなからうか。

中世有職の弓は、弾金物嵌装を普通とする。

この弾被せの金具は支那の弓にもある。『詩經』小雅采薇に「象弾」の語があり、「釋名」釋兵に「又謂之弾、以骨爲之」とあるし、殊に金屬製のものを「銛」と呼んだことは、『爾雅』釋器に、「弓有緣者謂之弓、無緣者謂之弾、以金者謂之銛、以唇者謂之璫、以玉者謂之珪」とあつて、貝製の璫、玉製の珪と並べ稱せられてゐるによつて知る。

第一六六圖1-2は恐らく漢代のものであらう、3は關東州の牧羊城址發見のもの、これも亦漢代のものである。しかば、正倉院弓の弭飾り金具は、或は支那の様式を受けたものかも知れないが、後項述ぶるが如くわが石器時代のものに、この弭飾り骨角具のあることから考へると、必ずしも正倉院弓又は中世のを支那に受けたとすることは出來ない。況んや延喜式弓のが、弭被せに角を用ひたとしたら、一層この外來說があやしくなる。

弓弦は御物弓に殘片一條(第一六五圖左)あるのみである。後世のものと同様に苧麻でつくり、弦輪の形も後世のものと趣を等しうしてゐる。延喜式弓のも、弦は某即ち苧麻とある。

三

わが上古時代の文化は、石器時代に始まる。而して石器時代文化は繩文式文化に於いて著しい。繩文式文化の關係の弓については、僅かに陸奥國三戸郡是川村から五張の弓(殘缺)が發見されてゐるに過ぎない。これについては、杉山壽榮男君の精査⁽⁶⁾がある。

第一例は、杉山君の「朱漆櫛櫻皮卷弓」と呼ばれたもの、弓幹が十一片に斷折し、かつ缺失部分もあるので、復原形の全長を知ることが出來ないが、妙くとも四尺一寸以上の長さを有し、長弓の一といへる。現在での弓幹の幅は五六分、厚さは僅か二分といふ扁平のものであるが、これは永い土中埋存の爲めの變形であり、原形ではすつと太いものであつたらう。弓幹に纏かれた櫛の皮が著しくたるものによつても、これを察することが出来る。

丸木弓であることは言ふ迄もないが、弓幹は通體朱塗?を以て飾られ、かつ三寸位づつ間隔を設け、幅五分位の櫛皮を三巻四巻と蛇腹卷してゐるところは、中世の重簾弓を見る感がある。弭としての特別の弭が遺存しないから、その位置を察することも出來ない。弭の一つが遺存してゐるが、その弭が後世のものとは稍々趣を異にし、丸剃りであり、後に述べる骨角器の弭被せといはれるものに似てゐる。

その二は「黒塗弓」と呼ばれてゐるものである。比較的によく原形を遺存し、僅かに一ヶ所の破損があるのみである。全長五尺二寸五分、中央部の幅七分、弭の部分に於いて幅が三分又は二分となつて、兩端への瘦せ方が度に過ぎてゐる。丸木弓であることは言ふ迄もなく、通體黒塗、五寸間隔に朱塗の櫛皮で纏いてゐる。

杉山君は弓幹に沿うて極があるとされ、それが奈良時代のものに見るが如き平底のものでなく、薬研底をなしてゐるとされてゐる。薬研底の極が用に立つかどうかも疑はしいし、所謂ひわれを誤つたのではないかとも想はれる。

第三例は白木弓である。今は二片に折れ、尚ほ缺失部分もあらうが、全長四尺内外はあらう。杉山君はアララギの枝を以てしたのであり、アイヌのオンコの弓と同一のものであらうとされて居り、弭部に蔓状の細い纖維質を巻きつけた本地面が残されてゐると注意されてゐる。兩弭の形がよく残つてゐる。兩肩を有し、端を細くした形は、後世のものにも見るものである。

第四例は、「塗小弓」といはれてゐるもの、六片に折れて居り、かつ缺失部分が多いので全長を確めることは

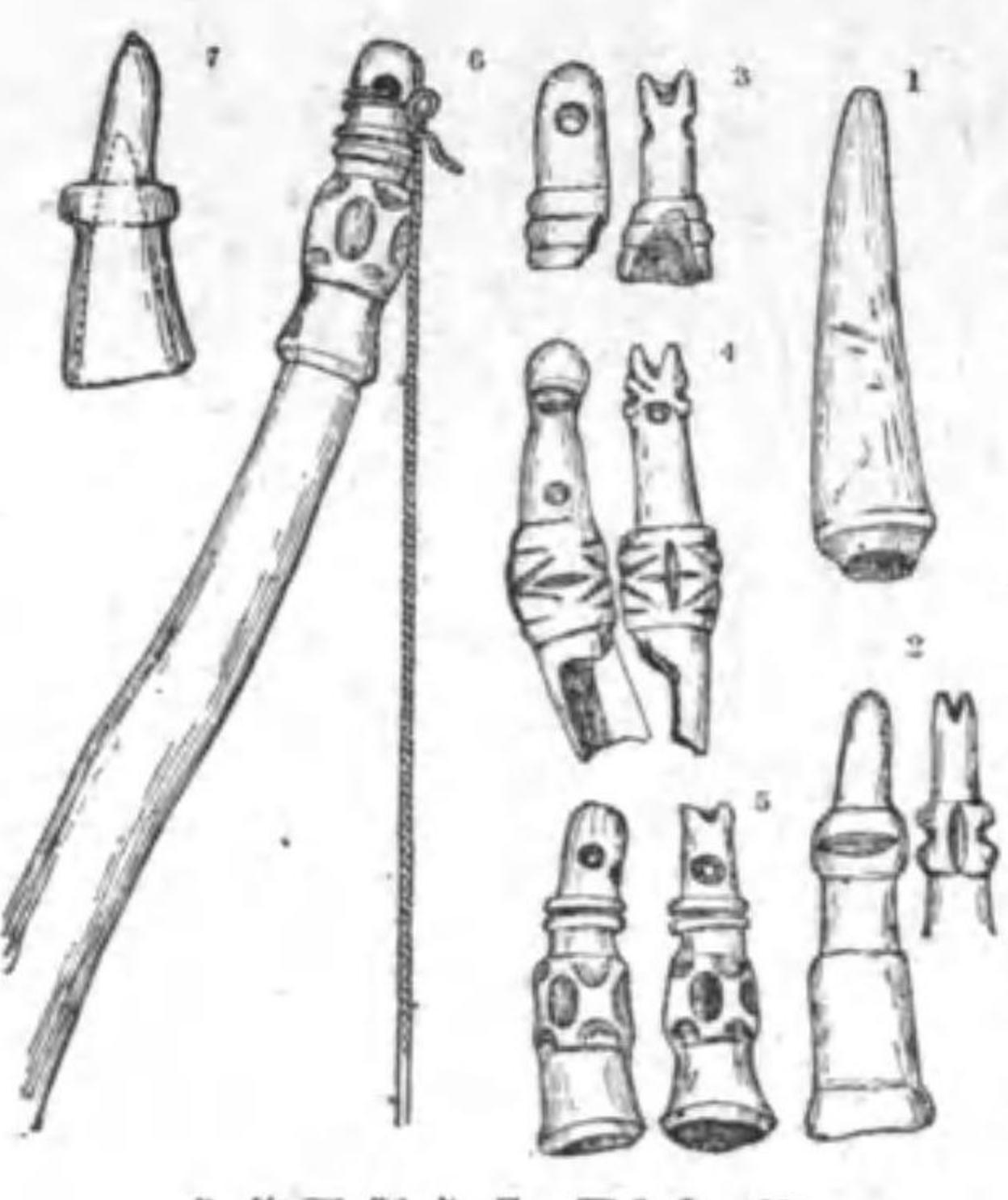
出来ないが、大體に見て三尺内外の短弓らしい。弓幹通體丹塗、その上を一寸隔位に二筋の並行線を蛇腹巻に描いて居り、弾と思はれるところを絲巻の姿の如くに描いてゐるところは、裝飾方面に著しく、既に一種の儀弓ではないかと想はしめられる。

第五例は、杉山君が「合せ弓」とも繩木弓とも呼び、「中央と覺しき處、太さ六分、二つの木を張り合せて密着させて居ると説かれてゐるが、それでは實用にならない。繩木が確實であれば、儀弓かも知れないし、又割れたのかも知れない。桑或は梓の如き緻密質の木材を用ひ、五寸隔きに、桿皮を二分許の幅に四五回纏き、その上を丹塗してゐる。

五張の弓の拵は極めて變化に富んで居り、長さも五尺二寸五分の長弓もあり、三尺の短弓もあるが、通じて纏弓であり、かつ白木が尠い。柙のあるものもありして、これを奈良時代のものに比して殆んど異色を認めることが出來ないのは注意すべく、かつ同一系統のものとしても差支ない。唯第一號弓の弭の形が稍々趣を異にするのみである。

以上五張の弓は、是川村中居にある泥炭遺跡から發見したものであり、隨つて他の遺物との間に同時性に乏しいが、常識的にいへば、東北地方縄文式文化の末期とされる龜ヶ岡式土器の時代のものといふべきである。龜ヶ岡式土器の終末時代は、恐らく古墳文化の時代に連るものであらうし、この南部地方に古墳文化の波及したのは相當後の時代のことであらうから、この木弓五張の年代も、相當降るものであらう。而してこの龜ヶ岡式文化には、大和文化の影響が無いとは斷じ得ないが、併しこれを以てしても、この弓が石器時代文化のもので無いとはいへない。とはいへ、これを以て縄文式文化の弓は、すべてこの形式のものらしいへないし、恐らくこの多くは裸弓であつたのであるまいか。

四

図七六一第
骨角製弭

縄文式文化の弓遺物は、前述の是川出土弓以外にはその制を徵し得るものがない。ただ骨角製品にして弭飾りとされたものがあり、又從來浮袋口と稱せられた骨角

製品を、最近甲野勇君は同じく弭飾りと推定されてゐ

られる。

前者については、古く大野雲外氏が三河國寶飯郡豊秋村大字平井出土の鹿角製品(第一六七圖12345)を以て弭飾りとし、6の如き推定圖をつくられてゐる。前に述べた如く奈良時代の弓に弭飾金具があり、後項述べるが如く古墳文化の弓にも弭飾金具がある以上、その先容をなすものとして如上の角製品を以て弭飾りとするは、一應尤もなものと思はれるが、遺品そのも

のを見るところを認めると多少の疑念が湧いて来る。

即ち1は根のところに刻目が入つてゐるが、弦をかけるには不適當である。2は頭に近く弦受けの溝らしいものがあるが、溝は水平位にあつて弦受けには便りが悪い。3 4 5は先端近くの孔を以て弦受けとしたが、4を除いてはその孔が端に寄り過ぎて居り、弦を強く張ると持ち堪へることは出来まい。しかも五個共に弓幹を受ける袋の部分が浅きに過ぎ、弓幹の端即ち弾に形式的に挿込まれてゐるに過ぎないので、この装ひの弓に矢を番ひ、弦を強くはつてこれを放つならば、その弾飾りは弓幹から離れ落ちて仕舞ふであらう。單に儀弓としての装ひならば兎も角も、實用の弓の用としては不向きのものであらうと思はれる。

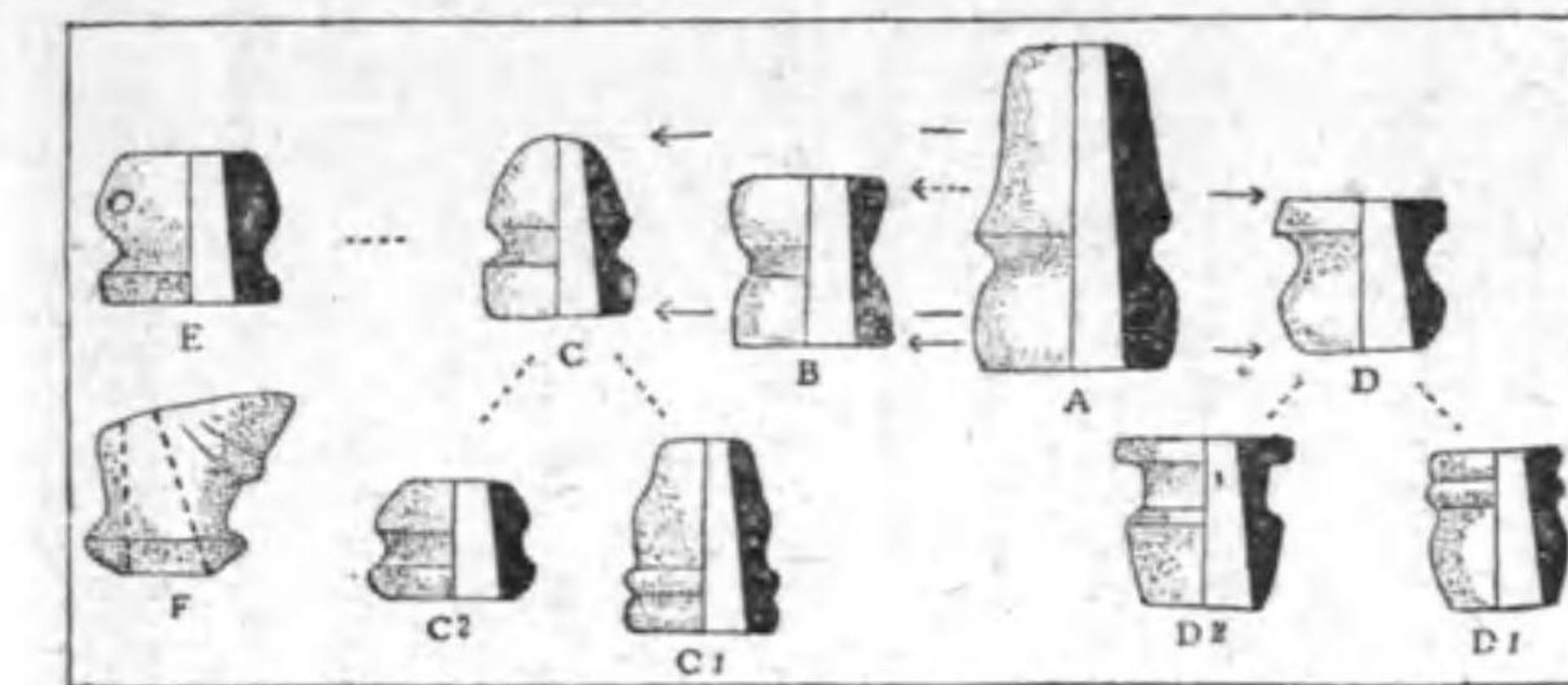
7は下總國海上郡余山貝塚出土のもの、袋部は比較的口が廣くかつ深く（圖に於いて虚線を以て示す）割られ、弾飾りとして實用に堪へるものと思はれる。随つて弾飾りの骨角製品かとするもののすべてが、實用に不向きとすることも出来ないであらう。又後項述べるが如くアイヌの弓に見る弾飾りを参考する時、一層然るものあるを思ふ。唯尠くも大野氏想定の装ひ方（弦のかけ方）では、矢を放つことは出来ない。

次に縄文式文化の鹿角製品に「浮袋の口」なるものがある。甲野勇君はこれをA-Fの六種に分かち（第一六八圖）Aから順序變形したものであり、かつ關東に於いて發生し、東北に至つて發達したのである。而して浮袋口は離脱式の鋸に伴ふべきものであるのに、關東地方にはその種の鋸が用ひられたと思はれない點がある。かつ體孔内部にアスファルトの如き膠着料の殘存してゐることに注意して、これを弾飾りと推定されたのである。かつ前述の是川出土の弓に弾を丸割りとして、この浮袋口と相似た形のものもあるを注意し、是川弓に儀弓と目すべきものがあり、又丹塗りの木刀の伴うてゐるを指摘して實用を離れた儀弓の存在し得ることを説かれである。

縄文式文化の末期にせよ、（浮袋口は縄文式土器後期のものに併行するとされる）既に儀弓の存在したとすれば、我國に於ける弓文化の發達見るべきものがあるとしなければならぬ。

狩獵が彼等の生業の半ばを占めてゐたらうと思はれる時代、石鎌に各種様式の發達を致し、その成形に實用を超越したと思はれる裝飾要素の加へられてゐるのを見る時、儀弓の存在を否定することは出来ない。否、是川弓には既にその存在を實際としてゐる。しかば多少の躊躇を感じじつても、この縄文式文化の弾飾りを認めてよい。

而してこの弾飾りを認め、又一方に是川弓を縄文式文化末期のものとするとき、縄文式文化の弓は丸木弓であり、長さ五尺内外或はそれ以下のものとするし、儀弓は勿論、實用弓に於いても儀弓の制が既に發達してゐたであらうとすることが出来る。



（るよに氏野甲）圖八六一第
式形口の袋浮

五

彌生式文化の弓は、大和國磯城郡川東村唐古出土のものが著しいし、又銅鐸繪畫にある狩獵圖によつて極めてラフであるが、概観を得ることが出来る。ただ唐古出土の弓は、報告書が公刊せられてゐないので、發掘調査擔當者たる末永雅雄君の公表された日記⁽⁶⁾によるのみである。



圖九六一 第一片殘弓
正出古唐和大
(造) 橋
末永君は第十九日の發掘に於いて、「丸木弓一張」を検出、弓は排にして、

片面に黒漆を塗布し節の部分に桿を巻きたり、先端僅かに切込を附して弭を成す」とあり、第三十日に「木弓の甚だ精巧なるものにして、節に桿を巻き、その他を黒漆にて塗りたるを検出、但し黒漆は表のみなり。この弓は反り強く弾き激し。今日迄に出土の弓はすべて排なり。」とあり、第四十九日には、「出土の弓は一は手法精巧なる漆塗桿巻の頑丈なる丸木弓にして長弓、他の弓は小枝を挽めて作れる小弓にして、共に上代弓を見るに重要な資料と思はる」とあるを見ると、唐古出土の弓はすべて丸木弓であり、長弓を普通とし、すでに黒塗のもの及び桿を以て獻物帳にいふ「處々縫⁽⁷⁾」したと思はれる。第一六九圖はその一例である。

しかば唐古弓は、丸木弓ではあるが、長弓であり、弭の拘もあり、かつ桿皮を以て處々縫をするとか、黒塗をするとかしたので、前に述べた陸奥是川弓とも似て居り、又、奈良時代の弓とも相似たものであり、相當程度に發達したものであることを推知することが出来る。

唐古遺蹟の年代は明かでない。彌生式文化の前期たる遠賀式系統のものを出し、近畿地方の彌生式文化の初端の時代に、既に聚落の發達を知るべく、而して中期文化の時代のものもあるのであるから、唐古弓の年代は前期から中期に亘る時代の何れかに比定しなければならぬ。喜田博士は、唐古遺蹟の大部分の地域をなしてゐる唐古池塘⁽⁸⁾と、應神天皇の御宇に設けられた韓人池であるとし、かつ聚落が廢墟となつた直後に池になつたと思惟せられる點のあるに見て、遺蹟の下限年代を、應神天皇御代近くに比定されてゐる。

併し吾々は、中期彌生式文化の下限をしきく降し得るかに多少の疑義を有するものであるが、これはその解決を今後の研究に期すべきであり、今はただ大和古墳文化以前のものとするとに止めねばならぬ。



圖九七一 第一片殘弓
正出古唐和大
(造) 橋
末永君は第十九日の發

この彌生式文化の中期のものと比定し得る銅鐸にある狩獵圖（第一七〇圖）に弓が描かれてゐる。その圖は極めて印象的に描かれてゐるが、しかもなほ矢を番へる時とか、矢を放つ時の姿態が明かに描かれて居り、しかもそれが後世のものと何等異なるものがない。

弓は長弓といふべく、かつ直弓、即ち反弓ではないし、かつ弾が本弾^{もとはず}に稍々近接する、即ち中央より稍々下位にあることに於いて注意に値する。かの是川弓又は唐古弓の如き丸木弓であるならば、反弓でなくして直弓であることは疑義なかるべき、隨つてすべての資料を通じて以て石器時代又はこれに近接する時代には、尠くも丸木弓が普通であつたとしなければならない。

かの『魏志』「倭人傳」の中にも、わが西紀三世紀代の弓、専くも九州地方の弓について

「兵用矛柄木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鎗或骨鎗」

として、丸木弓の専ら用ひられてゐることを述べてゐる。又弾が本弾に稍々近接することは、中世以降今日に至るまでの長年月に亘つての日本弓の特徴であり、正倉院御物弓も亦趣を等うしてゐる。而してこれがこの銅鐸弓に見られるし、又前引の『魏志』倭人傳に「短下長上」とあるもこれをいふのであらう。

六

古墳時代の弓そのものを遺存してゐるのは僅かに帝室博物館藏羽前國東村山郡出羽村大字漆山衛守塚出土の残

片があるに過ぎない。この衛守^{えしゆ}塚は、發掘者自身の經驗談を聞くと、遺蹟の構造が内地發見の一般の塚とは趣を異にし、北アジヤ地方のものと似たところがある。併しこれは後日の研究に委ねることとし、常識を以て解し得るところでいへば、主體を地表面下に有する圓墳であり、中に割竹形木棺があり、副葬品に櫛・櫛笥・石製品と弓の残片が發見されてゐるのであり、これだけでは遺蹟の年代を明かにすることは出來ないが、恐らく古墳文化後期のものであらう。

出土の弓は残片で、全形は勿論、部分にも明瞭を缺く點が多い。木弓であり、丸木弓であることはこれを確言して差支ない。材質は未だこれを確めてゐないが、黒塗りであり、完存してゐる部分（弾に接近してゐるところであらう）について見ると、長徑二九・五耗、短徑二六・五耗、腹部に當る側に、幅一六耗、深さ一・五耗といふ浅い桶が長くつくられてゐる。

弾の形も、弾の構造も、また全長も明かでない。併しその太さから見ても、又現存部分の形から見ても、全長は相當長く、二米近くもあらうし、かつ所謂スキテン弓の如き反弓のものではなく、その腹にある桶のあることと併せ見て、かの正倉院御物の弓の如き形のもの、即ち自分のいふ長弓にして直弓の系統に屬する丸木弓の類であることは明かである。

七

埴輪に弓を象はしたものがある。單獨に弓のみを象はした所謂弓埴輪もあり、また武裝男子像の手にした弓もある。今、後者から見て行かう。



第一七一圖 塩輪弓（下野國芳賀郡真岡町龜山古墳出土）

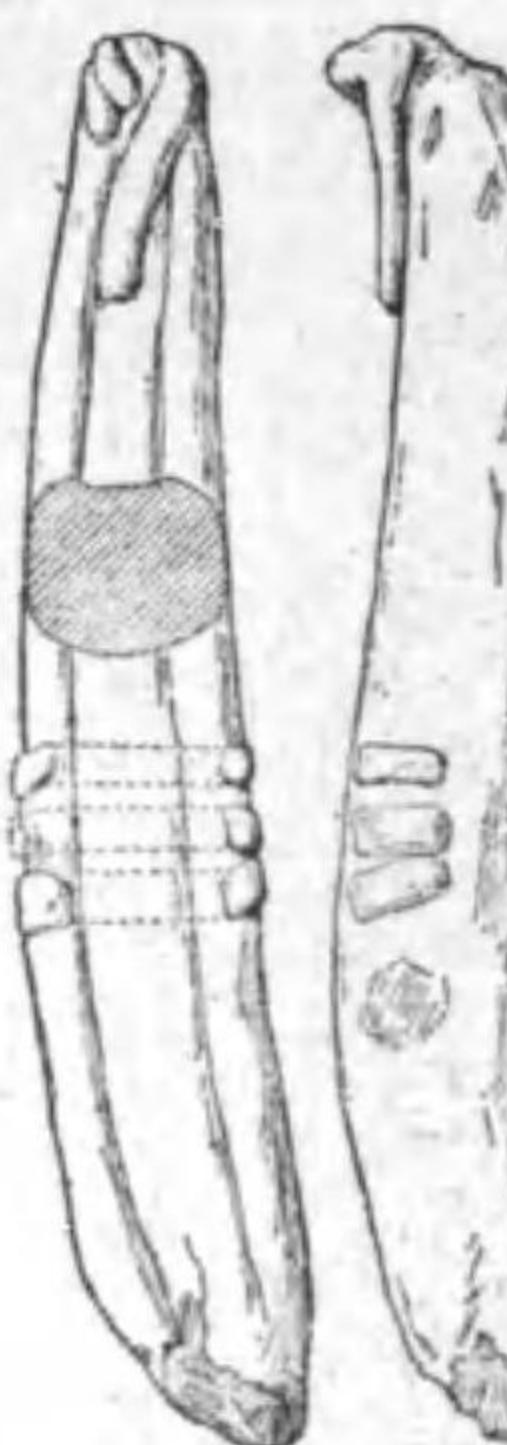
その第一の例は、帝室博物館藏下野國芳賀郡真岡町龜山所在古墳出土のもの（第一七一圖）である。弓の背に鞆があり、この弓と鞆とを合せて右手で握つてゐた人物像の残片と見え、指の形が下底に現はされてゐる。この弓が正しく一の弓の形を象はしてゐるとすると、實の長さは一米前後の短かいものであつたと見るべく、かつ弓幹の屈曲度から見て、後世の合せ弓の系統とも又泰西學者のいふスキイテン様式のものとも見ることが出来る。この推定は、上古時代弓の系統を考へる上に重要な點となるものであり、從來の諸先輩の考説に一つの重大な訂正を必要とするのである。この事は後段に再説するであらう。

龜山所在の本古墳は、筆者自身が發掘調査したものと見られる。小規模の圓墳であり、主體には石室もなかつたし、（或は密掘後、石室用材を全部運び去つたものかも知れない。筆者の發掘調査當時に、墳丘真上が大きく凹んでゐた）副葬品も知られてゐないのであるから、古墳の年代は明かでないが、發見の埴輪人物像等から見て、これを後期のものとすることには誰しも異議を挙げまい。

第二の例としては、（東京帝國大學理學部人類學教室所藏）上野國群馬郡岩鼻村出土のもの（第一七三圖）をあげる。本弔の部分を缺いてゐるが、現存部分は本弔に接近してゐるを見てよい。現在は單獨の弓埴輪とも見られ得るが現存部長さ二〇・五厘米、一部分（弓幹の背部）の土が壓しつぶされて居り、もと何かに接着してゐたかのやうに見

第一七二圖 塩輪弓（上野國群馬郡岩鼻村出土）

（東京帝國大學人類學教室所藏）



受けられるので、これも單獨の弓埴輪ではなく、武裝男

子像の執物であつたと見てよい。先端から、すんぐりと太くなつて居り、到底これをそのまま弓の寫生とすることは出來ない。このことは、埴輪そのものの全部に亘つて言ひ得ることであり、象徵的に現はされた特徴の點のみを捉へ得るに過ぎない。本遺品に於いては、長さや太さはこれを顧みる必要がなく、弔と弓幹の斷面と弔の位置だけを問題としてよいとするのも御都合主義の觀察ではない。

弓幹は弔のところが稍々内向きに傾いてゐるが、通體直弓の系統と見てよい。弔の部分に、弦を受ける爲めの肩は見えてゐないが、弦のかかり具合は、まさに今日の弓と大差はない。或は肩の折はなく、單に弦を受ける爲めの刻みがあるのかも知れない。紐が三筋、弓幹の中央部近くに捲かれてゐるのは弔を象はしたのであらう。弔